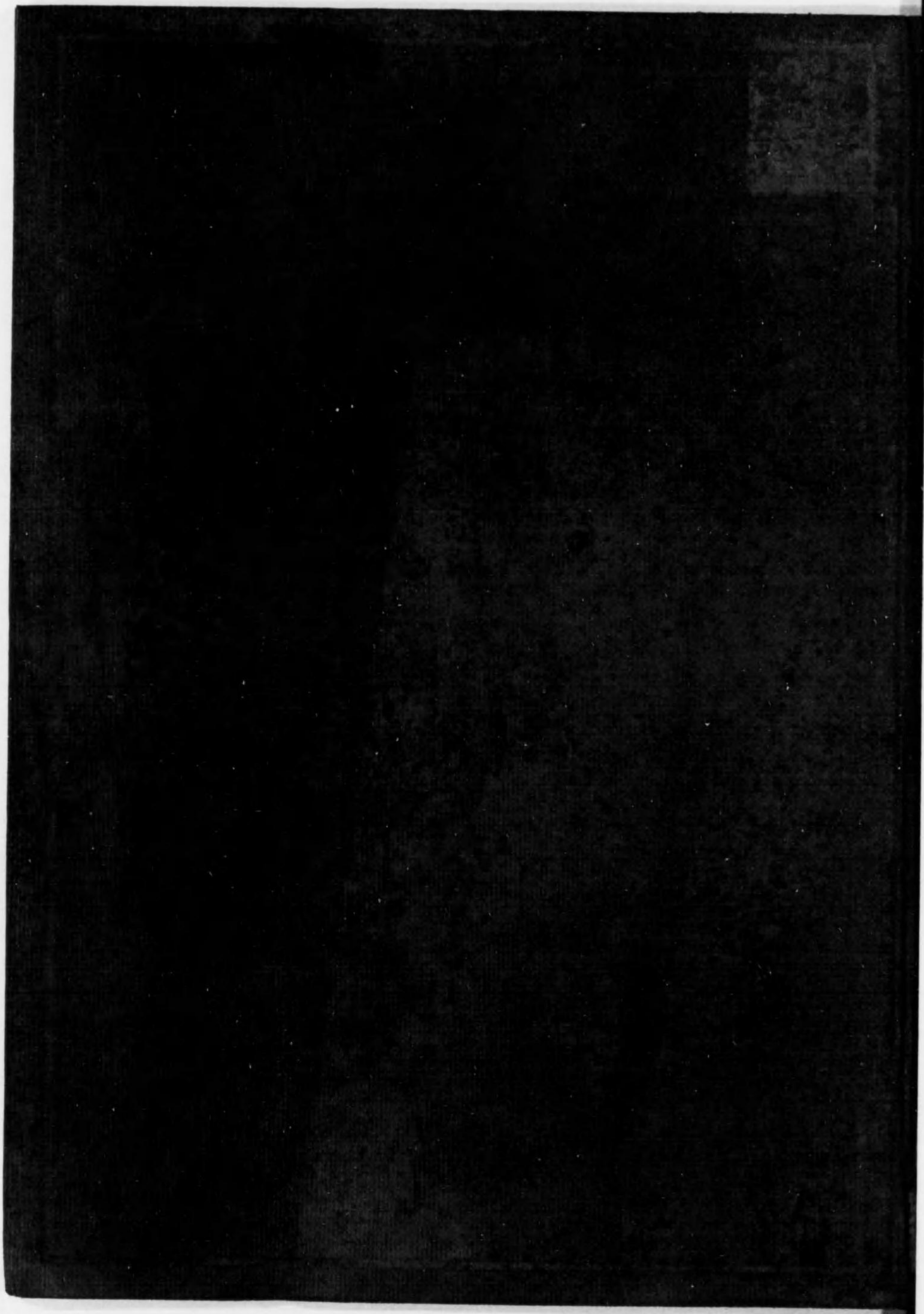


始



特223
853



元田先生進講錄





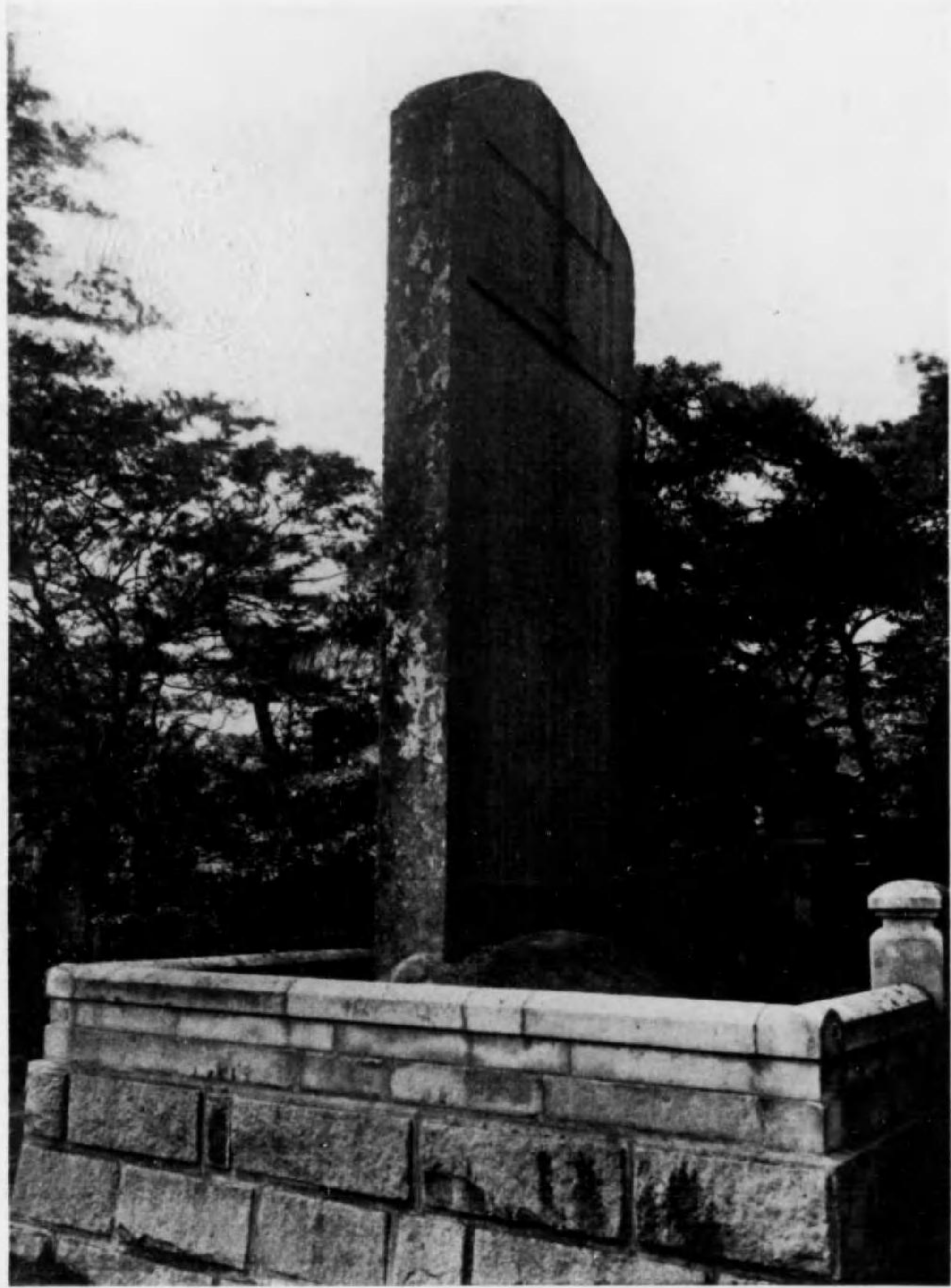
元田先生晚年之肖像

篤誠奉君有盡無怨忠純慮
國澗然不見寬和宜人慈愛及物
不倚不流毋固毋必守常應變
順理中時世有斯人與尔同歸

明治二十年丁亥三月四日

東塾七十翁自題





元 田 先 生 頌 德 碑
(別掲徳富氏撰文參照)
〔大正八年三月東京青山先生
行舉を式幕除し設建に内域塋〕

東野元田先生頌德碑

維新中興の風雲に際會し旋乾轉坤の宏謨を翊贊したる豪傑の士尠しとせず然も帝者の師と爲り
宮廷に出入する廿有餘年百揆の根元たる君徳を大成するに勗め明治の御代をして烈を 神武の
鴻業に媲へ功を大化の隆運に駕せしめたるもの固に 聖明天縱に由ると雖も抑亦た先生の啓沃
輔導與りて最も多きに居るものと謂はざるを得ず

先生諱は永孚、東野と號す文政元年十月一日を以て肥後熊本に生る天資醇良夙に忠孝の家訓を
奉じ尊王經世の志を立て長岡是容、横井小楠、下津休也、荻昌國等と交遊切磋し誠意正心修身
齊家治國平天下の學に於て頗る得る所あり然も斯道懷に在る三十年未だ施用するに至らず空し
く遲暮の歎あるを免れざりし也

然るに天運循環明良遭遇の機茲に臻り明治四年先生五十四歳にして宮内省に出仕し 明治天皇
及び 昭憲皇太后に咫尺するや一朝にして 兩陛下の親寵を得侍讀と爲り侍講と爲り樞密顧問
官と爲り明治二十四年七十四歳にして易簣するに至る迄 至尊の信賴日に月に其の優渥を累ね
炯眼なる當路の宰臣は皆先生を以て九重深處の唯一顧問視するに至れり然も先生の盛名天下に
噴々たらざる所以は密勿獻替闇然深藏専ら其の冥忠を捧げて宸謨を對揚したるを以て也
先生の學に於ける蕩々乎として門戸の見を超脱す其の宇宙を籠蓋し古今を陶鑄し虞夏商周の粹

を抜き英米獨佛の精を攪り綜合大觀悉く舉て之を我が皇道に融會せざるはなく克く大體に通じ克く時務を察し廣大にしては天人合一の道に彌り精微にしては至誠不息の理に歸す眞に是れ帝者の學也而して先生風丰堂々資稟忠篤、色温にして氣清く、貌莊にして辭摯、舉止安詳にして恭敬、心地光明にして誠悃、天宛も帝者の師表として先生を生じたるが如し然も寵任意、隆にして謙德愈、加はり暗處尤も力を著け微事必らず意を致し鎮密謹慎以て純臣の節を竭せり曾て先生と同僚たりし伯爵副島種臣先生を以て明治第一の功臣と稱したるもの是れ私言にあらず洵に識者の公論也先生終焉に瀕するの報 宸聰に達するや輔弼者を經由するに違あらず 至尊親しく口宣して男爵を授け給ひたるが如き亦以て平昔君臣水魚契合の一斑を卜するに足らむ 先生薨じてより茲に二十有五年頃故舊門人胥謀り先生の頌德碑を其の墓畔に建てんとし文を予に徵す予幼にして亦幸に贊を門下に執る安んぞ不文を以て之を辭することを得んや因て略々先生の身を君國に殫したる出處の大綱を記し以て後人をして矜式する所あらしむと云ふ

大正六年九月朔

徳富猪一郎 拜撰

過日滿洲國總理鄭孝胥君と面話の節に、予は明治天皇と元田先生との君臣魚水の關係を語り、如何に元田先生が啓沃輔弼の誠を效されたるかを詳かにし、更らに「元田先生進講録」一書を贈つて、これを滿洲國皇帝に薦められんことを囑んだ。

「元田先生進講録」は、明治四十三年刊行し、大正九年に至り、更らにこれを増補して縮冊版となし、更らに昭和三年に至つて復興版として出し、以つて今日に至つた。本書出版の當時に際しては、天下に元田先生の名を説く者寥々であつたが、昭和五年教育勅語四十年の祝節に際し、初めて元田先生が明治天皇の御盛徳を完成し奉りたることに就き、世間の認むる所となり、此に於て世の元田先生を説くもの漸く多き

を加ふるに至つた。先生からして見れば、世間より認めらるるも、世間より認められざるも、固より齒牙に掛くる所ではなく、先生の精神は、一片丹心明主識。數莖白髮故人憐。の句に盡きてゐるであらうと思ふ。

比る世間の需用は、更らに本書の普及版を要求するに至つた。予は元田先生の爲めに欣ぶばかりでなく、横井小楠、元田東野兩先生の志が、漸く天下に行はれんとするを欣ぶ。仍つて此に改めて元田先生の『聖諭記』と、予が曾て草したる『教育勅語四十年』の一文を加へ、これを刊行することとした。『教育勅語四十年』の一文は、元田先生が如何に此の勅語に、重大なる關係を有つてゐるかの事情を、明示するものがあるが爲めだ。

聖諭記

明治十九年丙戌十一月五日

元田永孚謹記

十一月五日午前十時例ニ依リ參内、既ニシテ 皇上出御直ニ臣ヲ召ス。 臣進デ 御前ニ侍ス。 皇上親諭シテ曰ク、

朕過日大學ニ臨ス。二十九月設クル所ノ學科ヲ巡視スルニ、理科(學)科、植物科、醫科、法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ、主本トスル修身ノ學科ニ於テハ曾テ見ル所無シ。和漢ノ學科ハ修身ヲ專ラトシ、古典講習科アリト聞クト雖ドモ、如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト無シ。抑、大學ハ日本教育高等ノ人材ヲ成就スベキ所ナリ。然ルニ今ノ學科ニシテ政治要ノ道ヲ講習シ得ベキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ヘカラス。假令、理化醫科等ノ卒業ニ

テ其人物ヲ成シタリトモ、入テ相トナル可キ者ニ非ズ。當世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖ドモ、永久ヲ保スベカラズ。之ヲ繼グノ相材ヲ育成セザル可カラズ。然ルニ、今大學ノ教科和漢修身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラズ。國學漢儒固陋ナル者アリト雖ドモ、其固陋ナルハ其人ノ過チナリ。其道ノ本體ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セザル可カラズ。故ニ朕今、德大寺侍從長ニ命ジテ渡邊總長ニ問ハシメント欲ス。渡邊亦如何ナル考慮ナルヤ、森文部大臣ハ師範學校ノ改正ヨリシテ三年ヲ待テ地方ノ教育ヲ改良シ、大ニ面目ヲ改メント云ツテ自ラ信ズルト雖ドモ、中學ハ稍改マルモ、大學今見ル所ノ如クナレバ、此中ヨリ眞成ノ人物ヲ育成スルハ決シテ得難キナリ。汝見ル所如何。

臣謹デ對テ曰ク、

陛下ノ言此ニ至ル、皇國生民ノ幸ナリ。臣曩ニ命ヲ奉ジテ德大寺ト共ニ大學ヲ巡視シ、^{十八日}窃ニ感覺スル所アリ。德大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ臣未ダ敢テ陳セズ。謂ラク臣敢テ言ハズト雖ドモ、陛下一タビ臨御セバ必ズ、叡心ニ覺ル所アラント。今宸勅ヲ奉ズルニ、果シテ臣ガ見ル所ノ如シ。臣當テ大學々科ノ設ケヲ聞クニ修身ノ學科ナシ。和漢ノ學ハ文學科ニ和漢文アリト雖ドモ、僅カニ和漢ノ文章ヲ作ルノミ。哲學科ニ東洋哲學アリト雖ドモ、是亦僅カニ經書聖賢ノ話ヲ述ルノミ。加之、僅カノ時限ヲ以テ勿々ニ經過スレバ、和漢修身ノ學モ僅カニ名ノミニシテ、其勢將ニ廢棄セラレントス。其教科ニアル教官ハ物集高見、島田重禮等僅々タル一二員ニシテ、其餘ハ皆洋學專修ノ徒、而シテ此人々タルヤ大抵明治五年以來ノ教育ニ成立シタル者ニシテ、西洋ノ外面ヲ摹仿シ、曾テ國體君臣ノ大義、仁義道德ノ要ヲ聞知セザル者共ナリ。彼ノ某等ノ著書ヲ

一見シテモ、其放言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スベシ。此等ノ腦髓ヲ以テ生徒ヲ教導セバ、後來ノ害實ニ恐ル可キナリ。今ニシテ此ヲ停止セザレバ、復挽回スベカラズ。今、陛下ノ眞衷ヨリ發シ、徳大寺ヲ遣ハサレ、渡邊總長ニ詰問賜ハラバ、皇道ノ興張果シテ此ヨリ生ルベキ也。臣誠恐深ク、陛下ノ此言ニ感仰欽敬ス。臣敢テ一身ヲ顧ミズ、唯、陛下ノ命ズル所、森大臣、渡邊總長ニ向テ問難スル所アラントス。然ドモ、臣竊ニ自ラ量ルニ、臣ガ漢學者流ニシテ、陛下ノ左右ニアルハ、衆目ノ視ル所ナリ。故ニ臣ガ言ヲ出サバ、陛下眞衷ノ勅語モ、故ハ臣ガ上言シテ作爲スル所ト疑ヲ容レンモ知ルベカラズ。是臣ガ謹ンデ敢テ自ラ任ゼザル所ナリ。抑、教育ノ重大ナル、夙ニ陛下ノ深ク慮ル所、幼學綱要ノ欽定アリシヨリ漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ、世上再タビ忠君愛國ノ主義ニ赴キ、仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リシモ、去年ヨリ又復洋風ニ傾

キ、昨今ニ至テハ專ラ洋學ト變ジ、和漢ノ學ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢、有志ノ士、皆大ニ憂慮スル所ナリ。但國學漢學ノ固陋ナルハ、從來教育ノ宜キヲ得ザルニ因ル。其忠孝道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ固有ナリ。今、西洋教育ノ方法ニ由テ其課程ヲ設ケ、東洋哲學中ニ道德ノ精微ヲ窮ルニ至ルノ學科ヲ置キ、忠孝廉恥ノ近キヨリ進ンデ、經國安民ノ遠大ヲ知得スルコトヲ務メタランコト、眞ノ日本帝國ノ大學ト稱スベキナリ。今ノ設ケノ如クシテハ、聖諭ノ如ク、名醫ハ多人數成就スルモ政事ハ執ルコトハナルマジク、法學ニテ君德ノ輔佐モ充分ナラズ、理科、植物、工科等ニテ其藝ニ達シタリトモ、君臣ノ道モ國體ノ重キモ腦髓ニ之無キ人物日本國中ニ充滿シテモ、此ヲ以テ日本帝國大學ノ教育トハ云ベカラザルナリ。自今以往、聖諭ニ因テ和漢修身ノ學科ヲ更張センニハ、其道ニ志アル物集、島田等ノ如キ、聊カモ國學ニ僻セズ、漢學ニ泥マズ、西洋ノ方法ニ

因テ教科ヲ設ケ、時世ニ適應シテ忠孝道德ノ進歩ヲ生徒ニ教導センコト何ノ難キコトアラン。其風氣ノ及ブ所、必ズ國學漢學者中ニ奮發シテ國用ニ供スル者出デ來ルベキ也。當世ノ風潮ハ面々各々其辯ヲ振ヒ、其腕ヲ伸バシ、唯進ンデ取ルコトヲ要スルノ時ニ際シテハ、自分一步モ退クベカラズ。素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及バズ、唯地歩ヲ占メテ進ム時ハ一步モ抜カサズ、吾道德仁義ヲ進入セシムルヲ以テ當世ノ著眼トナスベキナリ。是臣ガ平生ノ見ル所、深ク陛下ノ勅諭ヲ敬承贊美シ、速ニ德大寺ニ命ゼラレ渡邊總長ニ下問アランコトヲ希フ所ナリ。更ニ宜シク伊藤大臣、吉井次官等ニモ聖意ノ在ル所ヲ御示諭アランコトヲ欲ス。

右謹ンデ上言スル處、聖顔喜色麗シク、更ニ又反復懇諭アリ、一時間餘ニシテ退ク。

謹んで按ずるに、『聖諭記』は明治十九年十一月五日、先生が明治天皇に謁見し、天皇の親諭を拜し、それに奉答したる顛末を、退朝の後、直に謹寫したるものにして、一言一句苟もせず、正しく聖主と忠誠なる老臣との問答を、その儘描き出したるものである。これを一讀するに、(第一)如何に明治天皇が帝國大學の國家有用の人材を養成することに、倦々宸慮を傾け給ひ、然も當時その人材養育の大根本が閑却せられてゐることに就き、宸襟を惱まし給うたかゞ拜察するに餘りある。(第二)元田先生が如何に明治天皇の御信任の深厚であつたこと。(第三)元田先生がこの深厚なる御信任に對して、滿腔の誠意を以つて獻替の忠を效したること。(第四)元田先生の見識が如何に中正穩健にして、よく中庸の道を得たることを知るに餘りありと信ずる。

然もこの『聖諭記』は、日本高等教育の大綱、大本にして、此の如くにして初めて國家の人材を陶鎔し、百世繼ぐべきの人物を養成することを得べきものと信ずる。

昭和九年四月十一日

蘇 峰 迂 人

明治三十三年晩春、伊藤春畝公と與に、熊本に赴くや、公熊本人士に向て演説して曰く、予が貴地に至りて、先づ告白す可きは、故元田永孚、故井上毅兩君の事であると。或時公予に告げて曰く、往歲屢ば 至尊に咫尺して、獻替する所あり、而して其の聖裁の跡に就て察するに、至尊の背後に必らず至高顧問あるを推察し、百方物色、果して元田先生乃ち其の人なるを知り得たり。爾來先生と互ひに赤心を披瀝し、相提携して、聖明を裨補せんことを勗め、遂ひに死生相渝らなかつた。其の顛末は、他日閑を得て、君の爲めに之を語るであらうと。而して公は其の言を踐むに遑あらずして、空しく哈拉賓原頭の露と消え失せた。

*

*

*

*

*

頃ろ伊藤博邦公の好意によりて、元田先生より春畝公に與へられたる書簡を一覽するを得た。無慮數十通、概ね政局の祕機に關するもの。而して如何に先生が、明治天皇と、其の重臣伊藤博文との中間に在

りて、下達上進の役目を勗めたる乎。將た先生が如何に春畝公に對して、切々、僂偶の良朋、益友であつたかを審かにするを得た。

世上唯だ元田先生が有徳の君子であり、内廷の信寵を忝くしたる儒臣であるを知る。然も一身の利害を棄て、君國に奉仕したる忠純、至誠の名臣であるを知るものは少い。若夫れ其の所説概ね公正にして、老實、而して能く活機に接觸し、時務に洞徹するあるを知る者に至りては、殆んど天下に是れ無しと云はねばならぬ。然も事實を云へば、元田先生は政治家ならざる政治家であり、策士たらざる策士であり、至高顧問の名なき至高顧問であつた。

されば副島種臣蒼海伯が、元田先生を以て、明治第一の功臣と稱したるは、單に聖徳啓沃の上からのみでなく、大政運用の嘉謀、良猷に參畫したる上からも、亦た然く云ふ可きものであらうと信ぜらるゝ。善く

言ふもの未だ必らずしも善く行はずとは、一般に承認せられたる警句であるが、我が元田先生に至りては、全く言行一致してある。但だ其の行うたる所は、闇然深藏して之を他に吹聴しなかつたまでである。而して此れが先生の先生たる所以、『忠純慮國、闇然不見』と自ら稱したる所以であらう。

『元田先生進講録』は、明治四十三年の歳首、即ち明治天皇の末期に刊行した。大正天皇の御宇に至りて、再刊し、且つ之を増補し、縮冊として別に之を刊行した。今や江湖の此の書を要むる者、甚だ多し。此に於て我が今上天皇即位大禮の時節に於て、更らに之を新らたに刊行することとなした。惟ふに一人慶あり、兆民之に頼る。此の書を此の機會に出すは、是れ一に我が元田先生の志を成す所以と信ずる。

昭和三年十一月初一

東京大森山王草堂に於て

蘇峰 六十六叟

十一月六日、萬民驩呼の中に、鳳車東京を發し、京都に向はせられたる當日、國民新聞編輯局に於て、一校した。

蘇峰 又記

元田先生進講録

蘇峰 生

緒言

一

東野先生と
梧陰先生

明治三十三年の春、伊藤公は熊本縣會議事堂に於て、重なる熊本人士に向て演説の劈頭に於て、特に元田東野、井上梧陰兩先生追慕の意を表せられた。而して此の兩先生が、實に維新以來最も記憶すべき熊本出身の人であると云はれた。梧陰先生の明治昭代の制度、典章に就て、貢獻せられたる甚大なる功業は、今更ら云ふまでもなし。但だ東野先生に至りては、其の力を致されたる所、冥々の裡にあつて、爲めに赫々の名なく、今日に於ては其の名さへ記憶する者多からず、偶々記憶する人あるも、唯だ一通りの篤學篤行の老儒としてのみ止まり、未だ先生の君に事へ身を致したる大本領を知る者が少ない。予は嘗て伊藤公に向て、先生の事を尋

ねた。公の言はるゝには、予と元田翁とは、明治十七年以來、二十四年其の薨去に至るまで、何呉れとなく親密に交際もし、相談もした。今予の手許には、往復の書簡も少なからずある。何れ緩くりと物語りをせようと云はれたのが、本年の夏、公の最終の渡韓をせらるゝ前であつた。其の後終に機會を得ず、今や伊藤公に就て、先生の事を聞かんと欲するも、幽明懸隔、是非もなき次第である。唯だ頼ひに、予は熊本出身の後進として、聊か曾て先生の生平を知る可き、緣故を有して居た。且つ先生の晩年、其の自ら記述せられたる『還曆之記』『古稀之記』の抄本を一覽するの便宜を得たから、其れに依つて其の約略を語ることが出来ようと思ふ。

二

先づ第一に、先生一生の事歴を心得置く必要がある、幸ひ其の遺族の手に依て成れる略傳があるから、今之れを左に掲ぐる。

略傳

元田永孚字は子中東野と號す茶陽東阜猿岳樵翁は皆其の別號なり文政元年十月一日肥後國熊本城下に生る幼にして家庭の教訓を受く十一歳時習館に入り十五歳經史の大義を講じ修身治國の道を求めて有用の學に志す二十歳

五百五十石
の士族

十一年論語
を進講し、
獨對を命ぜ
らる

時習館居寮の命を受け横井小楠先生と相識り荻麗門道家之山と相交る後長岡監物に就き大に道義を講習す安政五年二月家督を命ぜられ五百五十石を受く六年十一月使番と爲る文久二年十一月京都留守居を命ぜらる翌年中小姓番頭に轉じ七百石の祿を受く後留守大組附と爲り更に高瀬町奉行に任ぜらる明治元年用人兼奉行に轉じ又中小姓頭と爲る二年城東大江村に移居し五樂園を開きて恬退時を待つ門に入り道を聞く者多し未だ幾ならずして藩侯の侍讀と爲り教授に轉じ翌年東京に出で宣教使に充てられ參事を兼ね四年五月三十日初めて朝命を拜し宮内省出仕と爲り専ら侍讀を務む八年一月四等侍講に任じ七月三等侍講に任ぜられ尋いで二等侍補と爲る十一年特旨を奉じて論語を進講し獨對を命ぜらる六月皇后宮大夫兼二等侍講に任ぜられ兼二等侍補故の如し十二年の夏親喻を奉じて幼學綱要を編纂し二年を経て成り之を上る十四年五月一等侍講に任ぜられ皇后宮御用掛を命ぜらる十五年六月勳三等に叙し旭日中綬章を授けらる十九年二月宮中顧問官に任ぜられ二十一年五月十日樞密顧問官に任ぜられ勳二等に叙し旭日重光章を授けらる十月正三位に叙せらる二十四年一月上旬病に罹る病革るに及び特旨を以て從二位に叙し華族に列し男爵を賜はる二十二日遂に薨ず年七十四青

山の塋域に葬る。

三

順境

是れに依つて見れば、第一、先生が順境に成人せられたと云ふことが分かる。家は五百五十石の士籍であり、家庭も立派であるし、友人も立派である。又た仕途も何等の蹉跌なく、如何にも萬事が順境であつたと云ひ得らるゝのである。當時先生の境遇は、左に掲ぐる家居自題の一詩によりても想像が出来る。

壺川南畔、一微士、俸祿不貧、足素封。家、有餘財、常蓄馬、庭無厭、狹多栽、松稚兒六歲、能知字、老祖七旬尙忘筇、親健身安復何慮。此中事々總逍遙。

順性

此の順境が先生の順性を陶冶したのであるか、又た其の順性が順境を作つたのであるか、何れにしても、其の先輩たり親友たる横井小楠などの境遇に比ぶれば、天地雲泥の差がある。併し先生の最も振うたるは、後半期である。若し前半期のみならば、先生は唯一個の道學先生として、僅かに儒林傳の一頁を充たしたに過ぎまい。但だ後半期あるが爲めに、茲に特筆すべき一個の元田先生は聳え出でたのである。先生の前半期の境遇は、其の嘉永三年に作りたる『懷昔行』と云ふ長篇に依つて、其の一斑が窺はれるのである。

後半大いに振ふ

懷昔行

懷昔吾年二十時、備員泮宮志有爲。藩內俊英多在此、論經談史爭驅馳。就中黃狄二子最俊逸、吾與之交如膠漆。黃子恢廓志氣高、欲跨蒼海乘鯨鼈。狄子是脚履地士、經綸才自蘊胸裡。道義忠信互相許、管鮑蕭曹竊比擬。津公長者汎愛才、善開誠心置人懷。吾因二子與公親、傾情傾意日追陪。米卿宿德時在位、兼將道學引士類。上欲以堯舜其君、下欲以財成至治。此時豈以謗劣辭、感激直欲以身致。東踰豐山訪耆英、西超火海問政聲。幕府新政拭目待、水藩士風側耳驚。天下一時盛運會、坐看治化不日成。嗚呼風雲感會自古少、雲散龍蟄天地宵。明々不復向人說、屋漏慷慨志空抱。欲作孤鶴鳴九臯、寧傲冥鴻搏雲杳。方寸心腸不可灰、五尺短身豈空老。天意何時無回遷、陽氣一發石可穿。安起真龍乘雲雨、鼓動風雷轟九天。

起真龍乘雲雨

此中に黃狄二子とあるは、横井小楠先生、荻麗門先生である。津公とあるは、下津休也翁、米卿とあるは、米田是容、即ち米田男爵の父君である。是等は先生が二十前後の時に於て、提携、切磋、誘掖、警醒を共にしたる師友である。但だ此際意外なるは、結尾の二句である。是れは確かに先生が、後半期の境遇を、不思議にも自ら豫言したものと云ふことが出来る。

不思議の豫言

先生が如何にして 天皇陛下 皇后陛下の殆んど人臣として他に比類なき御信頼を辱くするに至りたる乎は、吾等が自ら想像するまでもなく、先生の自ら記述したる所に依つて、之れを知ることが出来る。

余家世忠孝仁義の訓に由り順良忠愛の天性を養成し夙に尊王經世の志あり然れとも己れの分を超え位を出て、競進強爲の事を喜はず維新の初薩長諸藩の豪傑勢に乗して事を成し我藩の横井先生既に朝廷に參與し其他出身の人鮮なからざるを見自ら力を量り才を顧みて出て仕ふることを願はず恬退節を守れり藩命を以て東京に上り藩知事公を輔佐して世務に關涉し天朝に盡す所有らんと欲するも敢て自ら進んで時輩の列に競はざるなり余是年五十四歳休也翁は病衰多く辱に在りて小楠先生は已に逝けり當路の諸豪を顧みるに西郷大久保皆四十三四の年齒にして木戸板垣等多くは是同年齡の人は等皆同年同徳の人にして早く已に朝廷に列して其地位を占む余豈敢て此間に追從して聲譽を求めんや必や米田安場大田黒の諸子年齒才力諸豪と相驅逐すへし故に藩事に依て多方應復は皆米田等三人の擔當盡力

尊王經世の志

四

する所に委任して余は肯て外交に與からず藩知事公建言書を上られしより以後は 朝命を待つ所ありて藩事施設する所少く余か謀議に預からざるも知事公の用を闕くに至らざるを慮り將に西歸せんとするの志を起せり

(中略)

大久保と安場

一日米田安場と國事を休也翁の邸に談す語次安場翁に告て曰近頃一佳事あり喜ふに堪へたり昨大久保大藏卿に至る卿問て曰 朝廷侍讀人を闕く此時中沼了藏免職となれり其人は無き乎と予心に之を幸とし因て答ふるに元田先生を以てす曰く予か同社にして知事の侍讀學は乃程朱學なり卿の日程朱學にして最善しと其成否は未だ知らずと雖とも豈喜ふべきの事ならずやと翁聞て大に喜ぶ余傍より之を聞き大に驚て安場を責て曰君何ぞ余を辱かしむるや余淺學固陋にして且老たり諸子の扶助に因て纔に當世に勤勉するも豈敢て 新朝廷に出て孤立以て 至尊の侍讀を汚さんや願くは速に前言を消却して後日の悔を遺すこと勿らんことを安場と翁と皆肯んせすして曰是一時の間に答へたるのみ未だ其成否をも知らざるに之を消却せんと云も不可なり君請ふ命に任せて強ひて言ふこと勿れと余已むことを得ずして止む他日安場又來て曰昨知事公と大久保卿に至る卿知事公に先生の人と爲りを問ふ知事公

元田の學問
德行と西郷
の膽力

三條公

天顏咫尺

の曰其職に適すると否さるとは敢て知らず其人物に至ては保證する所なり
と先生既に知事公の保證を受く復た辭を言ふこと勿れ余聞て益々畏れ米田に
就て西歸を乞ふの意を陳す休也翁之を聞て曰く元田の學問德行にして西郷
の膽力を有したらは天下に一人ならん惜哉と余か陳する所を聽かす米田來
て之を言ふ余も亦強て進退することを欲せず是より復た辭受の念慮を拋棄
せり五月廿五日藩知事公津輕知事公に從て米田安場等と共に三條大臣の招
待に赴く大臣款待饗應坐酣なる時余に揮毫を索む余敢て辭せず舊作の讀典
の詩を大書して曰臣愛君君亦愛臣性情相契出經綸滿廷無復不平事二十二
人如一人大臣之を賞す蓋堯舜の君臣を以て竊に當世に望むなり之を三條大臣
に知を受くるの始とす其月 召命あり始て 朝に出つ宮内省出仕の命を拜
す直に宮内省に出て萬里小路宮内卿に拜命を告ぐ即日 天顏拜謁を賜ふ
の旨あり乃衣冠を著し膝行して進み稽首して 龍顏を三間の外に拜し復
膝行して退く之を 皇上に親近するの始とし心中唯敬畏喜悅交々集り感
激して已むこと能はざる而已畢て徳大寺大納言に面會して侍讀事務の旨を
傳へられ奏任官相當の待遇を受く余初めより謙退敢て此任に當らすと雖と
も 大命既に降る復辭することを欲せず乃決然として之を奉す退て藩知事

始て經筵に
侍し論語を
講す

公及老公に拜命の事を告げ米田安場等皆賀悦を云是日休也翁は約ありて平
清の舗店に在るを以て往て 奉命の事を告げ且決意盡忠の衷を報す翁大に
悦へり六月四日進講の例日に依り始て經筵に侍し論語公治長首章を先侍讀
の後を
承繼せしなり御前に進講す章旨文義講説し畢り因て陳説して曰聖人の人を察し才を
撰ふ公平正大世の毀譽する所に拘せず必其中心を得誠に人君人を察し才を
撰ふの規範と爲すへきなり凡人君の道は任用賢を得るより大なるは莫くし
て人君の徳は聰明人を知るより先きなるは莫し今人君天下の人を視る聖人
の公治長南容に於けるか如くなる時は官に棄才無く野に遺賢無く天下悦服
せざること莫けん抑人君天資の聰明學ふに頼るに非ざるか如しと雖とも苟
も智を恃んで自ら用ふる時は其知る所狭小にして必過不及の謬りあるを免
れず是を以て聖帝明王は必好んで聖人を師とし其則りを取る上代 應神
天皇の王仁を師とせられ論語を講し給ふか如き和漢其例少なからず今日盛
世に當り復此論語を講せられ聖人の模範を取らせ玉へるは眞に 祖宗の
遺訓を御繼述の美事にして臣欽仰に堪へざるなり云々説き畢て少しく退て
傍坐す萬里小路宮内卿及侍從勘解由小路資生其他の侍從皆侍坐して質問あ
り余之に答へて疑義を辯解し而して後 御前を退て茶菓を賜うて退出す

三十年の志
望一朝にし
て遂す

嗚呼此日何の日そや明治四年辛未六月四日なり余二十二歳にして長岡温良師横井先生下津大人荻子と共に程朱の學を講して聖人の道を信し道德經世此の實學にありと自ら任して疑はさりしも藩俗の忌嫉する所となり世に否塞すること殆んど三十年茲に至て始て 天廷に坐し 天顔に咫尺して此學を講し親しく 天聽に達することを得たり何の慶幸か之に過きんや是然しなから父祖家訓の餘慶と温良師諸先生の教誨及藩知事公休也翁安場米田補助の力とに非ざるは莫し退省而後直に淺草内田九一に往て眞影を寫さしめ蘇峰云本書卷頭掲ぐる衣冠の眞影即是也係るに三絶句を以てし故郷に贈り又今戸太夫人君に上呈せり後此寫眞太夫人君より 皇后陛下の御覽に供せられたるに 皇后陛下師匠の寫眞なる故に之を得たしとの旨にて太夫人君より献上せられ 皇后陛下も亦余に此旨を御直命ありたるなり其詩に云

一部經書一片心、蹉跎五十四、光陰即今翻坐青天、上只恥白頭難耐簪。
學脉連綿傳至今、區々費盡卅年心、君王新假光輝得、泗水春波依舊深。
老矣身知倦飛鳥、欲行猶戀舊巢林、九重縱使雲霄迥、一飯爭忘反哺心。

乃ち斯くの如くにして、三十年來の宿志は、自ら求めずして達せらるゝ端緒に就

任君大道著
先鞭

いたのである。横井小楠先生が嘗て先生の獨樂吟稿に題して、
論心論世又論天、發得神機三十篇、東走西馳吾老矣、任君大道著先鞭。
と期待せられたることも、今や愈よ事實に近づき來つたのである。

五

天成の宮臣

先生の人品

先生は生れながらにして、殆んど理想的宮臣の資格を具へて居る。其の風采は堂堂の裡に和粹を含み、其の舉動は安詳にして、恭敬を寓す。色温にして氣清く、貌敦くして辭摯に、動容周旋、一として規矩に當らざるはなく、然かも其れが渾厚雍容、自然に出で、少しも人をして壓迫やら窮屈を感じしむることは無かつた。若し瀟洒磊落に於て缺くる所ありとするも、眞愛篤誠は之を補うて餘りある。若し豪邁有爲に於て足らざる所ありとするも、忠懇寛和は之を充たして多きを剩した。加ふるに心地光明、情理兼ね備はり、何人も一見信賴することを禁ずる能はざらしめたのである。矧んや又た三十年來、専心一意君を堯舜に致すの學問を爲し來つたるものなれば、適才は全く適處に置かれ、遂に 天皇陛下第一の親信の臣と爲られたるも、當然の次第である。

當時、先生は五十四歳、天皇陛下は聖算二十歳に座まして、年齢よりすれば非常

君臣魚水

の相違あるに拘らず、遂に君臣魚水の端緒は、作爲を俟たずして啓かれたのである。

六

吾等は如何なる目的を以て、且つ如何なる方法を以て、先生が君徳輔導の任に當られたるかを説くまでもなく、今茲に明治六年九月附を以て、先生が岩倉公に上書せられたる一文を掲ぐるであらう。

岩倉右大臣へ上書

君徳輔導之要

方今際於宇内、列國盛大雄強之日、我皇國以蕞爾一島國、與萬國對峙、未嘗受侮者、其故何也、豈政理之相對乎、人智之相比乎、學藝之伴乎、抑亦兵力之相敵乎、皆未、然也、然則豈非以其、神胤一系、萬古不易、超越於宇内之故耶、是正臣子之感仰服事、不是違平、素喜泣悅、躍不可頃刻忘焉者也、雖然、天下所賴以維持者、不在形而在、子實不在末而在、于本、故人君之德、萬一不及古、則環而觀者、幾千萬、其智識之日新、事業之月盛、蔑視於我、何憚不爲哉、是其臣子之所感、悅喜重者、亦豈可不悚然自戒、懼思、所務哉、古之治天下者、必先立大本、大本者何也、人君之心是也、何以爲人君之心、

天下を治むる者は先づ大本を立つ

宮中府中一體

輔臣と宮臣

聰明仁愛、知人愛民是也、今人君之聰明未廣、仁愛未周、而當天下之政者、徒欲脩邊幅、顯事功、其形雖美、其跡雖可驚、天下人心之所向、不在于此、而在于彼、人君之心一立、則措置雖未廣、法制雖未備、所感於天下人心、眞實透徹、其事業之成、不待政令、民之赴之、有如水之就卑者矣、故臣子之職、所務之要、莫急於立人君之心也、雖然、人君天資之不一、不得悉如古先聖王、故冀其心之立、莫急於輔導得其人也、夫人習一技藝、必擇第一等之師、而後纔可得第二等之技、若師第二第三等之技、則不能升於第四第五等之上、是自然之理也、今立人君之心、天下之大技術也、豈第二第三等人之所可能爲也耶、須擇天下第一等之人、有水魚腹心之親、而後得薰陶啓沃之益也、然第一等之人、不可容易得、僅有其人、即專任太政、而不及茲、故舉二等三等之人、而充宮内左右贊補之職、是以太政大臣左右大臣雖有輔臣之名、然其實則奏事稟勅止於常例、而無啓沃匡弼之親睦、宮臣無預天下之事務、而所贊則内廷之細事耳、夫如此、而望人君之開聰明、發仁愛、是亦不難事乎、且古之弊、莫大於宮府不一體焉、大臣之所以不得親任職、是之由、豈可不急改之哉、抑天子之職、代天保兆民、統理萬機、大臣之職、代天子撫育人民、輔相萬機、其體則雖君臣殊分、其用則天叙天秩、歸于同亮、天工也、宮臣則保護翼贊天子之心體之職、任而輔臣之一部分也、故輔導之任者、太政大臣左右大臣之專務、而不宜獨責宮臣也、且當世第一等之人才、亦悉萃於三職、

忠誠篤厚溫
和正直

由是三職之人々、宜專任輔導之責也。今也太政大臣左右大臣及參議兩三名、輪日侍于帝室、天子之動容周旋、親觀察焉。宮中之大事、皆與聞焉。時々在玉坐之側、講論君臣之心術、政理之得失、或談古今治亂成敗之蹤、或侍講筵、質問經史之疑義、或陪練兵場、講兵略武技之優劣、或連於內宮之燕席、或交宮中侍臣之閑話、或君臣同車、顧于諸大臣之家園、或遊幸於市街村落之間、天子者寢食之間、憂不見輔臣、輔臣者頃刻之際、恐離帝側、皆共有從容厭飫之樂、而無鄭重格式之形迹、有薰陶涵泳之益、而無切直諫爭之行、聖智之進、聖德之躋、皆在此中、而非外人所可測知、何必賴一二宮臣而計較聖德之進否哉。雖然、內廷之裨補、亦所係重大焉。至輔臣退食之後、則宮臣之所獨知、況閨閣之間、倫之本、於是失正、則其末之亂、有不可測者。故內廷之輔臣、亦不可大不擇焉也。今改正宮中、體裁、卿輔侍從長等、專在君側、而裨益君德、擇忠誠篤厚溫、和正直而有學識思慮之人、專充左右贊補之任、與大臣內外表裏為一體、宮府之間、和易浹洽、天子之一言一動、所視所聽、輔臣莫不與焉。察聖心之所注、逢迎將順、以擴充其善意、或積誠意、以感動聖心、或列忠言、以開張天聽、或洒落談論、以誘導之、或英發愉快、以活發之、或涵泳於講學、或優游於藝事、一息之間、思聖智之發、一瞬之頃、注目於聖德之進、是又非一二人之所可能焉。在卿輔數人、一和擔當、如何耳。夫宮府之間、為一體、內外之輔翼、既備、則天皇成德之効、則期以十年、其要在輔臣之精

古人の例

和則成不和
則敗

神而已。伊尹、恥其君不為堯舜、如撻于市、終輔太甲、令改過復善、孔明誓其主、以鞠躬盡力、斃而後已。終其身、不令劉禪至失德、我朝藤原百川輔、光仁帝請立皇太子、立殿前四十餘日、其誠悃遂許立。桓武帝是皆至誠懇到、精神透徹之所致、人臣輔翼其君之大頭腦也。今內外輔臣、自任、迺不令此君為神武、應神之君、則恥之如撻于市之誠意、勸一善、救一失、則盡四十日不去之精神、相共一心同力、以鞠躬斃而後已。人々自決而已。今妄語人君之天資、或責其君、或曰不能而自拋者、皆是臣子之大罪。使百川伊尹諸葛見之、豈亦不慨嘆也耶。且夫天下之事、和則成、不和則敗、是不易之理也。然其所謂和者、非苟合雷同之云、必也心志一定、至誠相感之所致也。今愛君之一念、至誠惻怛、而輔君之志、一定不拔、則人豈不感動和合焉哉。語曰、人衆則勝天、又曰、斷而行之、鬼神避之。夫一衆心、斷而不顧、則其事未必是。然天神不能防之、況盡臣子之誠、一衆力、而希望我君之進善、天順之神喜之、豈可無一和感應之理哉。曩時復古之大業、危而能成者、是皆一心不拔、至誠決定、所以為衆心一致和合者、可以見其天順神喜、感應之一徵也。然則大臣至誠盡輔導之精神、則衆心感發和合、各勤其所務、何憂不為神武、應神之君哉。何恐宇內對峙之實不成哉。

明治六年九月

宮内省五等出仕 元田永孚

天人合一

神武天皇の規模

又た右の上書と前後して、先生の『侍講簡記』なるものを見るに、左の上奏文がある。
侍講奏簡

國史學要侍講初卷既に卒る、臣謹て言す、史を讀む先つ大勢を知らんことを要す大勢の沿革を知り、而して後小勢の變轉を知らんことを要す、大勢小變を知る、然後政治の得失、君徳の隆否、得て明かに辨すべくして、以て模範とすべく、以て鑑戒となすへし、是史を讀むの要領なり、臣謹て按するに、神代記は、天孫の由て出る所、以て天人合一の理を見て、陛下神を敬し、天を欽しむの誠を篤くし、人臣本に報し始めに反るの義を思はんことを要するなり、神武帝より仁徳帝に至り、至徳の化、粹美の治極まる、是より以降は、政化又少しく凌替す、故に臣是に於て、陛下の覆考反顧、以て前日の講誦を記憶し、希慕祖述の念を垂れんことを乞ふ、抑古代の史は、記事簡略之を讀むに其詳細を知り難し、只意を以て之を迎へ、身其境に在るか如くにして、其情を釋ね、其隱を索むれば、其實際始めて得知るへきなり、今陛下試に之を思へ、夫神武帝の西土に在る、其偏狹局促固に窮まれり、一旦慨然として志を發するや、即ち寰宇を混一に

可美眞手命
道臣命
珍彦
西郷と大久保

し、都を中土に奠めて、以て四夷を撫せんとす、其規模の宏大なる、之を支那西洋に求むるに、亦稀に見る所なり、陛下の東征蹕を玆土に駐むるに比するに、其難易果して如何そや、天下平定するに及んで、祭政一致、文武岐たす、封建郡縣時の宜きに適して、強制束縛なし、盛徳大業至れりと云へし、然るに其功の成る、一人の能くすへき所に非ず、必ず英傑の輔ありて、其業を賛成する、當時其人に乏しからず、而して其尤著しき者、知らず、陛下誰某を以て巨擘となす、臣謹て勅諭を奉するに、可美眞手命、道臣命、珍彦等を以てす、臣謹て按するに、陛下の首として可美眞手命を掲出するは、其武能く王宮を守護するに足て、文亦申食國政大夫となるに堪たるを以てなり、之を今世に照管するに、近衛都督の任を以て、内務卿の務を兼ね、而して太政大臣の位に當るなり、方今斯の如き兼備の大臣を得んことを欲す、是陛下賢を思ふの聖心を見るへし、是に於て臣又竊に獻することあり、陛下今可美眞手命を得んことを欲せば、西郷前の近衛都督、大久保今の内務卿の如き、此の兩人を併せて之を信し、之を親むに如くはなし、即ち智勇兼備、文武兩全、是乃ち陛下の可美眞手なり、臣又敢て問ふ、神武帝より、崇神、景行、應神、仁徳の五帝は、盛徳の至りと云へし、蓋し崇神帝の敬神愛民、先業を恢弘にする、景行帝の東征西巡、國勢を

皇張する、應神帝の文教を弘むる、仁徳帝の民を愛するに厚き、皆以て萬世に卓越して、後王の模範と爲すへし、今 陛下此五君に就て之を擇ふに、其れ孰か最も模範となすべくして、眞に希慕する所にあるや、臣謹て勅諭を奉するに、陛下特に 神武 景行の二帝を以て、最も希望する所に在りと、夫 陛下の 神武に規矩を取る、固より無論、崇神 應神 仁徳の三聖帝を置いて、獨り 景行帝を希慕する者は、聖意果して何くに在るや、臣退て考るに、景行帝四海を視る一家の如く、足跡殆と天下に遍く、將に以て海外諸蕃に及はんとす、其規模の大、威徳の盛なる、亦諸帝の及はざる所、今 陛下も亦四海を以て一家となし、外國と並立せんとす、是規模氣象の近く似たる所、其景仰希慕の彼に出てすして、此に在るもの、亦知るべきなり、然とも臣又竊に惟みるに、維新以來僅に七年、其都を東京に遷し、封建を廢して郡縣となし、巡狩の典を行ひ、四民の權を一にし、外國の交信を明かにし、官省を定め、文武の職を分つ等、其規模の大なる、固に既に前代に卓越す、然るに其實を覈すれば、文明の名ありて、民智未だ開けず、王政の形ありて、民未だ其澤を蒙むらざる者多し、其他の弊習亦少ながらす、故に臣竊に思ふ、陛下 神武 景行二帝の規模氣象に則とる所は、既に已に粗定まれり、更に願ふ 陛下今より 應神 仁徳二帝に則とり、益

正學を開いて民の智識品行を明かにし、益、仁政を施して、民の生業を饒かにし、四海の民をして、皆自主自由の地に至らしめんことを、夫然り 神武 景行二帝の規模氣象、始て以て其實ありて、宇内並立の業、正に成るべきなり、臣誠恐謹て奉す、

元田永孚頓首拜

八

臣の君に對する斯くの如くなれば、天皇陛下及び 皇后陛下が待ち給ふ所以も、固より恐察し奉るに難からぬ、吾等は今其の一例として、明治十年十一月菊花の御宴に於ける、先生手記の左の一文を掲ぐるを以て、姑らく足れりとすべし、十一月廿一日午後四時御乗馬の後御苑萩の御茶亭に於て菊花御遊覽永孚に陪觀を賜はる旨を拜承せり、永孚當直の外に此旨を被むりしは蓋し特命に因てなり、永孚は御乗馬畢る頃を計り宮を出て萩の御亭に至る 皇上入らせ給ひ間も無く小宴を開き菊花を上覽あり、此日舊曆十月十七日天氣晴朗夜に入り圓月天に滿ち菊花爛漫今を正に闌なりとす、西南の亂は既に平らき 十月廿四日 虎列刺病は幾んと終熄に垂んとす 聖體の御脚氣症も御平癒になり給ひ

特に椅子を
給はる

緒言

二〇

たれば 龍顔も殊に麗はしく温言快語侍臣皆歡嬉の色を顯はせり宴中央にし
て永孚を 御前近く召させられ椅子を給せよとの御諭にて侍従試補椅子
を持し來りて之に倚れり 御談話の中御盃を賜ひ御饌中の魚肉を親しく
御箸を以て分ち賜はれり 聖語快活として古今内外の御論談に及ぼされ永
孚も旨を禀て應答し奉り覺えず愉快に入りたるに酒も已に酣なる時に汝出
師の表を吟せよとの 勅諭あり即聲を發して十一二句迄を吟したるに老
音艱澁續き難きを以て後句は辭し奉りたれば元田に茶を給せよとの 仰せ
にて侍従試補より御前茶を給したり猶又た詩を吟せよとの 仰せにより正
行を詠せし自作の詩を吟せんと言上しければ宜しと宜ひたり即乃父之訓銘
于骨より至今生活忠烈魂に至るまで聲音朗々と吟し畢り幸にして聲も聯續
しければ大に 御感賞に入りたり彌御興に入らせ給ひ數盃を重ねさせ給ひ
たれば西四辻侍従御飲の度を過さんことを恐れ 還幸を促し奉りければ今
夜は太公望在り汝患ふること勿れとの御諭なり夜も漸く深ければ侍従又菊
圃の夜景銀燭相映し殊更佳觀なり盃を御坐を移して暫く 覽給はさる乎と
言上しければ菊花の佳觀は明年も又觀るへし元田か詩吟は來年其音聲の今
年の如くならさるを愛む 朕は菊花よりも元田か詩吟を愛するなりと

自作詩吟

大公望

御活見

宜ひたり左右の人々皆々感稱し奉りたるに永孚に於ては只々感泣胸を沾し
養老の聖德實に文王にも超させ給ひしと竊に嘆稱し奉りしなり夜十一時を
過て常の如く御騎馬にて 還幸あり今夜の御談論は永孚是迄侍讀中末た會
て聞かざる御活見にて眞に驚喜に堪へず米田も侍従以來始ての御英談と稱
し奉り建野郷三は前後始ての事にて外國の御論は西洋人をして之を聞かし
むるとも肯て問然なからんと驚感奉りしなり爾後は吉井土方の各侍補も御
宴に連り詩吟朗詠の御興に入りたるもの度々なりしも今夜の御宴を以て君
臣和樂の權輿となりたるなり余此寵榮を記述し後昆に傳へ家門の美譽と永
く護さらん爲めに七絶七首を賦せり因て左に録す

不愛菊花愛
老臣

從侍去春花樹筵東巡西幸又經年今宵歡會誰無感菊滿芳園月滿天
花月相逢此令辰君臣歡會亦何新周文善養應無及御箸分肴賜野人
君王手酌菊花觴賜與老臣分壽康六十衰殘何謂老戲言猶喚太公望
人老年々難再壯花開歲々幾回新勅言今夜花前宴不愛菊花愛老臣
(註) 正行を詠せし自作の詩とは左の『芳山楠帶刀歌』である。

芳山楠帶刀歌

乃父之訓銘于骨。先皇之詔耳猶熱。十年蘊結熱血腸。今日直向賊鋒裂。想辭。至

緒言

二二

隠れたる一大勢力

尊、重來、玆。再拜俯伏血淚垂。同志百四十三人。表志三十一字。詞以鐵代筆。和淚揮銚。進板面光陸離。北望四條賊氣黑。賊將誰何。高師直不獲渠頭。授臣頭。皇天后土鑒臣臆。成敗天也不可言。一氣磅礴萬古存。君不見芳野廟板舊鑿痕。至今生活忠烈魂。斯る情態なれば、先生が事實に於ける。至尊の顧問たりしも、固より異しむに足らぬ。但だ先生の謹慎なる、之れを外間に洩らすことを欲せず、故に吾等も之れを知るに由なく、假令ひ知る所あるも、之れを語るは先生の志にあらずと信ずるが故に、格みて其の機密を嚴守せんのみである。然れども前に大久保三條、岩倉諸公あり、後に伊藤公あり、何れも先生を以て隠れたる一大勢力と認め、互に滿腹の誠意を披瀝して、其の經綸を圖りたることは、今更ら推測する迄もなき事である。但だ先生の人格の高尙なる、自ら韜晦して唯だ其誠を致したるが爲めに、二十年間君側に在り、殊寵を蒙りたるも、何等の扞格を來さず、其の然るを期せずして、眞に明哲保身の要を得た。先生嘗て詩あり、

偶然書志

尊卑各安分。所在唯致忠。非忍安能濟。不謙失其功。望君無明暗。接人忘異同。暗處最着力。微事必加工。道不與世競。心只與天通。盡己順義命。特立期眞雄。又た詩あり、

道不與世競

偶作

名爭智戰未曾終。究竟何人能執中。有作有功。功有限。無爲爲德。德無窮。允恭始覺心。充大克讓方。看道博通。內外英雄知此理。五洲一日起仁風。又た詩あり、

歲旦作

坐覺天恩纏在身。衰殘猶是聖朝臣。功名事業空當世。道德文章愧古人。唯以冥忠供帷幄。自知誠愛獲君親。前途雖遠須無懈。然盡霜髯又一新。

冥忠と誠愛

是等の詩は、何れも先生其人を精神的に活躍せしむるものである。特に「唯以冥忠供帷幄。自知誠愛獲君親」の二句は、殆んど宮廷生活二十年の歴史を囊括したるものと云ふも差支なからう。されば先生が如何に。至尊の御信任を辱くしたるか。は、左の詩によつて明白である。

奉召命將出感激作歌

一日晏朝召命催。三日不出天使來。賜坐而談。食分肉。天顔日々霽。且開君王優待已。如此老臣報之當。何以誓擲誠心。答聖明德起三皇。而後已。坐仰聖鑑。日加精。又看宸斷四方。轟虞夏商周。拔其粹。米英佛獨攬其英。大觀宇內。歸吾道。陶鑄古今。集大成。整頓國憲。追天智。恢張皇威。維景行。御臣欲如後三條。克己擬學後光明。一斷以決廟議。

吾兄の出師表

紛^フ二斷^ニ以^テ解^ル民^ノ權^ヲ爭^フ三斷^ニ以^テ制^ス陸^ノ海^ノ兵^ヲ四斷^ニ以^テ扼^ス萬^ノ國^ノ衝^ヲ提^ス大^ノ綱^ヲ而^{シテ}萬^ノ目^ヲ舉^グ一怒^ヲ而^{シテ}致^ス天下^ヲ平^ム召^シ命^ヲ至^ル矣^ト臣^等將^{シテ}出^ス平生^ノ心^事復^シ何^ヲ說^フ霜^ノ颯^々烈^々寒^ノ裂^ク肌^ヲ起^シ吐^キ心^ノ血^ヲ灑^ス天^ノ日^ヲ是^レは^レ國^ノ會^ノ請^ノ願^ノの^騒ぎ^全國^ニに^洽ね^く廟^議紛^々未^だ決^せざる^時に^於て^其の^感慨^を洩^らした^るもの^で佐^佐木^侯や^土方^伯が^之れ^を讀^んで^是れ^吾兄^の出^師表^{であ}ると^言は^れた^ことも^今か^ら思^ひ合^はす^れば^過言^では^無か^つた^と思^はる^ゝ。

九

皇后陛下の御親書

先生が又た 皇后陛下の御信頼を蒙つて居られた事は、天皇陛下の其れと少しも異なる所は無かつた。明治六年の春、皇后宮御前に於て、帝鑑圖説を進講して以來、常に其の御輔導の任に當り、或は上杉鷹山の女訓を手寫して之れを奉り、或はフランクリンの十二徳に自註を加へ、手録して之れを奉り、機に觸れ時に應じ、皇后陛下の聰明を啓發し奉りたること一再ならず。そこで陛下にも、二なき者と思召したることは、左の事實でも一斑を想像せらるゝのである。

十一月十二日(十七年) 皇后陛下の召に依りて後苑の菊花を陪觀す宮殿の階下より副島種臣と共に 皇后陛下の後に隨歩し苑中處々の菊花を拜觀し萩の御茶屋に 御休憩あらせらる途中に於て永孚を呼ひ給ひ元田脚痛みは

賜杖

無き杖も持たせたりと宣ひたるを女官より永孚に傳へたり御茶屋に於て御前に侍し酒饌を賜ひ 皇后陛下御手酌にて御盃を賜ひ師匠と御呼びあらせられたり御寛話縷々として其特恩に感戴し奉り薄暮に至りて宮に還らせ給ふ永孚等亦隨行して局に歸れり翌十三日參内後宮に出て、昨日の恩賜を謝し奉る再ひ典侍の傳令に依りて後宮に出つ紅梅典侍より旨を傳へて曰く此杖は昨日 皇后陛下より元田に賜ふ筈の處 皇上陛下横濱行幸前其 御沙汰あらせらるゝことを御失念あらせられたるより今日之を賜ふとの旨にて栗の木御杖を賜りたり永孚感佩謝せん所を知らず拜持して歸り一家皆歡欣皆恩榮を拜戴せり詩左に錄す

靈杖新承 詔旨温 千秋壽色一枝存 德非卓茂榮何重 學不孔光名獨尊 夷險隨身全 晚節扶持由 道報皇恩攀龍附鳳 將行健鶴膝鳩頭未足論

皇后陛下に侍する毎に衣服の厚薄を問ひ給ひ退く時に必ず病むこと勿れ風を用心せよとの 御沙汰あり一夜同區に火あり翌日 皇后陛下親諭して曰く昨夜は近火なりしや吾頻に元田か家に近くはなきやと問ひたるに 陛下之を聽き何ぞ元田か家のみ思念する此の如くなるやと 御笑ひありたるなり永孚感拜して奉謝するに言無し

昨夜の近火

此れは是れ先生の手記にして、吾等が一字を贅するの必要は無し。

十

先生が如何なる人であつたといふ事は、略々今までの記事を読み來れば、見當がつくであらう。副島伯申さるゝには、明治の功臣と稱する者幾人あるを知らず、併し吾より見れば、却つて元田先生を以て、明治功臣の第一とせねばならぬ。其は君徳の大を成すに與つて最も力あるは、先生なれば也。岩倉公人に向つて申さるゝには、元田は眞に道德の君子である、但だ直言極諫は其の足らざる所かと。先生之れを聞いて申さるゝには、唯だ其の直言極諫の名なきが、是れ永孚輔翼の本意である。是れは吾等も其の通りであると思ふ。若し元田先生が程伊川の如く、嚴毅莊敬、只管ら師道を以て自ら居り、偶々年少の君主が階前の柳條を折り給ひたりとて、春陽生々の氣を挫き給ふべからずと、極諫したるが如き態度に出でしめば、如何に。天皇陛下の寛大に坐ますとも、先生輔導の目的を達するに於て、恐らくは事志と違ふことが出來たであらう。副島伯は先生に向つて、兄は崑山重忠の再生なりと云ひ、又た兄は大和魂の凝結したるものである、柔和の神魂を以て、兩陛下を纏繞し奉り、物事を成さんと欲するものであると云うたさうである。又た

明治第一の功臣

直言極諫の名なし

崑山重忠の再生

勝伯は先生に向つて、左の一文を贈られた。

我未識先生而耳其名久矣。今歲始獲接先生。外人嘗評先生曰。正實溫厚之人也。我謂固也。然此言似未盡。先生忠愛具非常之天質。其一言一行莫不悉生于忠愛之餘。豈外人能所揣測哉。故對之不覺敬服。其言外透徹于我心肝者。猶明星之輝々麗于天。嗚呼我接遇先生。得漉膽扶腸以乞其教。何幸過之。又讀先生之詩文。我雖不學。言外之感觸。偷然不能自止。故不憚不文。一言于其後。

明治二十一年九月

海舟 勝 安 芳拜書

漫りに人に許さない大久保公も、斯人君側にあれば安心であると云うた。岩倉公の先生を侍つことの最も厚かつたは、先生を信ずることの最も深かつた爲めである。併し先生を知る者は先生に若くはなかつた。如何に考へても、先生の『自題小照』の短句が、先生其人の斷案であらう。

自題小照

篤誠奉君。有盡無怨。忠純慮國。闇然不見。寬和宜人。慈愛及物。不倚不流。母固母必守。常應變順。理中時世。有斯人。與爾同歸。

十一

教育勅語

先生の晩年に於て、殊に最後の事業として言ふべきは、明治二十二年の條約改正問題と、二十三年の教育勅語制定であらう。條約改正問題は、事政治に關するが故に、今茲に之れを語るの煩を省き、教育勅語は、先生畢生の精神の存する所にして、梧陰先生之れを草創し、先生之れを潤色したるものと見て大過なからう。此の國民の精神教育に於て、至重至大なる教育勅語が、二先生に依つて、聖旨を對揚することの出來たるは、洵に吾等が感謝の情を以て記憶すべき事である。而して天年を假さず、之れを最終の事業として、翌明治二十四年の一月には、終に不歸の病に罹られた。先生の最後に就ては、其の外孫たる落合爲誠君が、當時目撃したる所を手録したる、『賜爵之記』に詳かである。

賜爵之記

あはれ外祖父君のみまかりたまひし時の様思出すもえ堪へざる心地とするされど外祖父君の長くも、主上の知遇を受けさせられしほどは其折に至りていよいよいちじるくなりぬればこゝにその概略をしるさん。さて明治廿四といふ年始りて一月も中旬となりける頃外祖父病の床に臥したまふかりそめの事と思ひまゐらせしに二日三日と日數經るほどにやうやう重くなりゆき醫藥の効少しもあらず。主上よりは池田侍醫を御見舞

井上梧陰先生の上奏

特恩授男爵

合掌涙落

としてつかはさしめたまひ又御使して御菓子など賜ふ人々もかくと傳聞きて晝夜を分たず見舞にとて來れば車馬門前に市をなす八日ばかり過ぎて廿一日といふに今は望も絶果てんとするにぞ家内の者は更なり人々の悲歎一方ならずまたせん術も無し門人元山義典ことの由を書簡に認めて井上樞密顧問官にまゐらせぬ顧問官を見て大に驚きいそぎ馬車に打乗り宮中に伺候して吉井宮内次官もて元田の病氣革まる由を奏せらる。主上大に宸襟を惱まさせたまひ昨日見舞につかはし侍醫の申すよしを聞きてさほどには思はざりしに其命且夕に迫りし事のあはれさよとてやがて池田侍醫に仰せて見舞に行かしたまひまた吉井次官に向はせられ元田に男爵を授くべし今日しも土方宮内大臣某の所の旅行より歸るべけれども彼が歸るを待ちて事をはからひなば時移りてあしかるべし爵記は後に賜ふべければ井上に仰せて直に元田の許行き口づから此旨を傳へよとのたまはせたまふ顧問官畏りぬとて宙を飛ぶが如くに馬を走らせて裏猿樂町の邸に至り外祖父君の臥蓐に臨み、御旨を傳へられければ外祖父君は涙をばらりと流し手を合せて拜ませられこの厚き御恩は草葉のかげより報い奉らんと幾度とも無く繰返したまふ聲々弱りゆくにぞ傍の人々もかたじけなさか

なしさに兩の袂を沾さぬは無しかくて顧問官再び宮中に參られしに已に夜に入り奥に入り御の後なりければ侍従もて復命したるに主上さては間にあひつるかとの仰せにて御喜のほど推しはかり奉らるゝばかりなりしとぞ顧問官の御旨を傳へられたる後一時間ばかりにて遂にあえなくなりたまふ外祖父君の忠誠二十年間一日の如く始終渝らず主上も深く信用し給ひ元田は朕が太公望とのたまはせたまひし事も仄にうけたまはりぬかくまでも思ひたまふ大御心のありがたしともありがたしや

外孫 落合爲誠

十二

本書に掲げたる進講録は嘗て明治三十三年の頃吉本鐵華氏が「經筵進講録」と題し先生の令嗣男爵元田永貞君に請うて其の許諾を得世に公けにしたものである。卷末の一文は予が明治二十四年二月先生の薨去後當時の雜誌「國民之友」に掲げたるものを鐵華子の請に任せ之れを與へたるものである。然るに故あつて該書の版權を民友社にて譲受くる事となりたるが爲めに先生の外孫落合君に謀り更に進講録と共に進講者其人を傳ふべき必要を感じ僅かに世に公けにして

僅かに一斑
を傳ふ

差支なしと思ふだけの事實に依つて上の如く補綴し來りたるのである。如何にも斷片的にして先生其人を盡すには足らぬと思へども或るものは皆無に勝ると云へば之れを読み來つて而して後進講録を読めば必ず豁然として貫通するであらう。本書に掲げたる進講録は僅かに先生の進講されたる一部分である。然かも其粹を抜きたる一部分である。今先生の手記に依つて之れを擧ぐれば左の通りである。

毎年一月七日御講書始は舊例に由りて必ず 經筵に 臨御在らせられ和漢洋の三書を進講せしめらる此選に當る者眞に學者の榮とせり永平明治五年一月七日始めて堯典の首二節を進講せしより六年一月七日には大學の明明徳一節を進講し七年には帝鑑圖說李泌優待の條八年には書經大禹謨の第二節九年には論語爲政の一章十年には新民の傳十一年には道千乘國の章此時三條太政大臣大久保參議も列席にて君徳輔翼専ら主張の始めなり十二年には詩經關雎の章十三年には論語樊遲問仁知の章十四年には舜典關四門の一節十五年には大禹謨精一の一節此時文學掛池原香釋傍聽し他日紅葉館衆人宴會の席に語りて曰く精一の進講は一世を警醒するの講説なりと十六年には徳禮政刑の章十七年には中庸の首句を進講し斯道の本源を掲明するの微意を

寓して宗教の傾向を豫防せり十八年には益稷の末節伊藤宮内卿始めて此講を聞き講章の調へ好處を得られたりと稱せり十九年には周官の一節二十年には易の乾卦を進講し講義を録して之を上る是より先き爲政の首章と新民の傳は講義録を上り毎講獻上の心算なりと雖も未だ成らざるなり二十一年には中庸天下達道の一節二十二年には平天下絜矩の一節二十三年には易泰の卦包荒用馮河の一節なり凡そ時世の變遷に因りて君徳の關する所を察し聖訓を擇んで納誨の微意を寓せしなり講義録草案皆在り他日輯めて梓に上して之を御覽に供せんと欲するなり但大學明々徳の節と帝鑑圖説と講義録を缺けり余明治五年一月七日始めて御講書始に進講せしより二十三年一月七日の進講に至り凡そ十九年十九回の進講唯十九年の一月周官の進講當日風氣に依りて缺講せり故に講義録を獻して其缺を補ふ爾後將に益進講して聖徳に裨補する所あらんとすと云ふ

他日或は進講録の全書世に出づるかも知れぬ併し其の精粹は、全く此の冊子に存すと斷言するを憚らぬのである。

精粹存于此矣

元田先生進講録目次

第一	論語學而章	一
第二	論語孝弟章	二六
第三	論語巧言令色章	四〇
第四	論語忠信章	四三
第五	論語道千乘國章	五一
第六	論語弟子入孝章	六二
第七	論語子夏曰賢々章	七一
第八	論語君子不重章	八一
第九	論語貧而無諂章	八八
第十	論語爲政首章	九二
第十一	論語知者不惑章	一〇一
第十二	書經舜典	一〇六

第十三 書經咸有一德篇……………一一三

第十四 周易地天泰卦第二爻……………一二二

第十五 周易乾卦彖辭……………一三一

附 錄

元田東野翁……………德富猪一郎……………一一—一四

教育勅語四十年……………德富猪一郎……………一一—一二

元田先生進講錄

論語學而章

應神帝傳授
の書、皇道
訓解の權輿



陛下今日論語の講筵を開き給ふ、先づ此の書の何の書の訓解なり。何を以て之を云ふ、蓋し我朝にて道學を講ぜしは、帝より始まりて、我朝の書、此の書を以て訓謨の權輿とす。爾來文教開け、内外の書籍傳播せりと雖、此の書の前に書籍と名付くる者なし。其の僅に有りたるは、上代文字にて、訓詁史傳等を記したるのみにて、是れ亦考ふ可からず。古事記書紀等の淵源を指す故に、道德を講誦する書に於ては、帝の前には、曾て聞かざることなり。

舊記に見えたる如く、蓋し 瓊々杵尊肇て國土を開造し給ひ、天祖の

論語に由て

訓を奉じて、徳を修め民を化し、列祖代々繼承して教を布き、政を施し給ふも、皆な是れ生知安行の徳、以心傳心の妙、其の理は、神器に寓して神遠奥穆、曾て學問講習の迹あるを見ず、然るに、代は數世を累ね、人は智巧に赴くを以て、天祖傳統の至徳大道、或は其の正純を失はんことを恐る。是に於て、斯道を講明して擴充するには、必ず書傳講説に由らざるを得ず。然るに我朝未だ文字に富まざるを以て、之を講誦するに由なし。幸に『論語』の書ある、之を管下の百濟に獲、其の説く所、我道と一揆なるを以て、帝則ち取て講誦し、更に王仁を擧げて、之を師とし、太子稚郎子を以て、之が弟子と爲し、此の書を講誦し、以て、天祖傳來の、至徳大道を發揮擴充し給ひしなり。故に神遠奥穆の皇道、此の帝の神慮、此の『論語』の書に由て、益、光明發達して天下に播布し、今日に至り、人々仁義忠孝を重んじ、智識材力輩出し、宇内に儼然たる獨立帝國と稱するも、代々の聖徳とは云ひながら、帝の功德多きに居ると稱し奉る可きなり。故に此の書は、帝の傳授の書にして、皇道の訓解と尊崇すべくして、我朝の書、此の上に出づ

可からず。源親房の『正統記』に神器の徳を訓じ、智、仁、勇三徳と稱して、『中庸』の書を説き、熊澤了介の『大學或問』に、神器の註解は、『中庸』なりと云ふ。其の『中庸』の原本は、此の『論語』なれば、『論語』を以て、皇道の訓解と稱すること、臣が私言に非ざるなり。陋儒淺學は、是は孔子の道なり、漢學なりと云ひ、或は聖人の道は、儒道にして、我邦の道に異なり、我邦の道は神道なりと云ふが如き、皆な道を知らざるの論なり。道は天地人倫の大道にして、我先皇の道、神道は、此の理の神妙なるを云ひ、儒道は、此の理を講明するを云ふ。皆な同一理にして、孔子は斯道の先覺、其の教皆な此の書に具備す。故に帝親ら尊崇し給ひて、先づ其の太子に學ばせ、以て朝廷に施し、以て四民に教へ、以て天下後世に傳へ給へり。凡そ我邦に生れて、我道を行はんと欲する者、誰か帝の神慮を遵奉せざらん、誰か此の書を讀まざらんや。

故に仁徳帝は、其の至仁至徳、『論語』に符合せざるは無く、古今の聖帝たるは言を待たず。天智帝は、鎌足と共に、孔子の道を南淵に問ひ給ひ、

其の欽明、克讓、實に堯、舜と同符と稱し奉る可く、文武帝には、始めて孔子を釋奠し給ひて、學制も大に備はり、元明、元正二帝も學士を重んじ給ひて、其の聖德、支那にて評せば、女中の堯舜と稱し奉る可く、桓武帝は菅原古人の侍讀を尊び給ひ、文武、人を得、其の明斷の事業、前列に光あり。宇多帝は、道眞の學德を重んじ給ひ、求道、於六經の御明訓あり。後三條帝は、勿欺、御誠心、始めに見えさせ給ひ、東宮より大江匡房を侍讀と爲し給ひ、剛明の德、權臣懾伏するに至れり。後醍醐帝には、藤房、親房を輔佐とし、此の兩人佛法も信じたれども、全く儒道を學びたる故に、義理も正しく、中興の業は終へ給はざれども、當時綱常の大義、一世に明かなるは、孔孟の學、助くる所有て然るなり。後光明帝亦深く孔子の道を學ばせ給ひ、英明の御德義は、天下後世をも警醒し給ひしなり。應神帝より以降、代々、聖帝明君と稱し奉る御代は、皆な孔子を御尊信にて、實德を修め給ひし故に、天下治平に至りたるに、佛法御信用、文學隆盛の御代は、皆な權臣朝綱を紊り、禍亂相踵がざるは無く、其の迹、昭々乎

先皇の道は
孔子の道

學の一字に
歸す

として、史乘に著しく、是れ他なし、先皇の道は、孔子の道、孔子の道は、天地人倫の大道、天理人道に順へば、則ち天下治まり、天理人道に違へば、則ち天下亂る。毫も疑を容れざる所にて、今日、陛下の、此の書を信じて、講筵を開き給ふの、聖意、臣謹て之を始めに講ぜざるを得ざるなり。臣謹て講ず、論語開卷、學而時習之、不亦說乎」と云ふ者は、二十篇の主旨、只此の學の一字なり。凡そ人、天地の間に生れ、自天子至庶人、畢生の事業、只此の學の始めを爲し、終りを爲す者なり。故に此の學あれば、其の天職を全うす、此の學なければ、其の天職を失ふ。此の學達すれば、聖人となり、此の學達せざれば、庸愚となる。此の學明かなれば、天下平かに、此の學明かならざれば、天下亂る。人間天下萬事の成敗、只此の學の明暗にあるのみ。故に孔子の人に教ふる、只此の學の一字にて、論語開卷、學而時習之、と云ふ。一言一行、學の事に非ざるはなし。然るに學に正あり、偏あり、大、小、本末あり、孔子の所謂學は、至中至正の大本達道にして、修身平天下の道德學なり。當世の所謂學は、一科々々の學、異端末技の謂ひにして、大本達道の

學に非ず。是れ此の章、學の字を講ずるに於て、始めに辯ぜざるを得ざるなり。

古來より之を辯ずれば、彼の管晏の霸術を始め、種々の異端俗儒、訓詁文詞の學、佛法、耶蘇教、西洋百科の學、皆な一偏一派の學にして、孔子の所謂學に非ず。且當世にて、支那の文字を學ぶを概して漢學と稱して、孔子の學を爲す者も同一視すると雖、是亦大に分析せざるを得ず。漢學と云ふは、支那の歴史、古今の制度文物を知り、漢文漢語に通ずるの文學なり。孔子の學は我徳性を盡し、眞理に達し、天下に大道を行ふの學なる故に、支那にて云へば、堯舜の道、孔孟の學と云ふと雖、本邦にて云へば、我神聖の道、我道德學と云ふべきなり。又國學神道と云ふも、古典故事を考證し、敬神尊王を主とすと雖、多くは一偏に局して、先皇の至徳大道を實踐するに足らざれば、我神聖の道、孔子の學と同じからず。抑、孔子の學は、前に粗講説する如く、我本然天良の心性を發覺し、人倫日用の道を盡して、天理の極に達し、身を修めて、以て天下を平かにするの

孔子の學の冠絶する所以

道學なり。其人と爲り、周の靈王之末、魯の襄公二十二年に生れ、生知の資を以て、篤く聖人の學を好み、人道を盡して、天理に達し、剛健中正、純粹明快の徳を備へ、天の四時あるが如く、一毫の偏倚なく、堯舜以來の大道を祖述し、易を演べ、詩書を刪り、禮樂を修め、春秋を作り、其の學問德行、人を教へ、國を治むるの道は、此の『論語』と『大學』、『中庸』、『易傳』等の書に具載して漏るゝ所なく、輒近西洋の理學、修身學、法律、政治、經濟の學等、其精細を説くと雖、皆其全體大用を備へ、一本を以て萬殊を貫くに至ては、實に宇内古今の一人、萬世の師と云ふ可し。故に孔子の學を學びて、根本已に定まりたる後は、法律、經濟等、西洋の科學をも學び、識見を博するは可なり。と雖、孔子の學を後にする時は、根本立たず。遂に道德を損し、人倫に悖り、身修まらず、家齊はずして、國治まらざるなり。其他前に辯ずる所の異端俗學に於ては、外、仁義を假りて、内、詐力を専らにし、或は智術權謀、互に相軋し、或は高妙の理を説て、人倫日用の道に背き、或は口に法律を説て、内行修まらず、或は文辭技藝の末に馳せて、實用に乏しく、是皆な古來の學

弊、現今西洋諸國の自ら文明國と誇るも、其實は心術正しからず、風俗善良ならず、利を貪り、力を争ひ、其害一にして足らず。學藝は、益、開明して、人心は、益、狹隘なる者、皆學路中正ならざるの致す所、其大害を見るべきなり。

論語を擧げ
せ給ふ

今日苟も學を爲す、始めに先づ其取捨先後を審にせざる可からず。況や人君の學、其學ぶ所、即ち天下の法則となる故に、人君の學は、孔子の學を學ぶより外なし。今 陛下西洋科學隆興の際、皇道孔學將に廢せんとするの日に當り、首として孔子を信じて論語の書を講じ給ふ。其取捨の明かなる、固より臣が辯を費すを待たず。然るに、孔子の詞は、天の物を包含するが如く、徹上徹下、該る所太だ廣し。故に人々其性の近き所、職分の在る所に就き、學て以て道に造る可し。故に學而時習之者、人君と爲ては人君の道を學ぶを云ふなり、人臣と爲ては、人臣の道を學ぶを云ふなり、父子と爲り、夫婦と爲り、兄弟朋友と爲ては、皆其道を學ぶを云ふなり。今日の講義は、陛下の御講學なれば、臣請ふ専ら人君の學を講ぜん。

人君の學

人君の學は、天下を治むるを學ぶに在て、天下を治むるは仁に止まるのみ。然るに仁に止まらんと欲して、心正しからざれば仁に止まる能はず。心を正しうせんと欲して、意誠ならざれば心を正しうする能はず。意を誠にせんと欲して、天下の理に明かならざれば意を誠にする能はず。所謂明德を天下に明かにせんと欲せば、正心、誠意、致知、格物布て天下の理を明かにするに始まりて、一旦己に克ち、禮に復りて、而後天下仁に歸する者、是れ人君仁に止まる、學問の次第順序にて、此の章の學んで時に之を習ふとは此の事なり。

先覺者たる
列祖に倣は
せ給へ

但其の學ぶや、偶然自得獨詣す可からずして、又其の我見私説を主張するより害あるはなし。故に必ず法を、古先聖王に取り、己を捨て、一に聖賢を之れ信ぜざる可からず。朱註の、先覺の爲す所に倣ふと云ふ是なり。故に堯舜三代の、天下を治むるは如何して之を治む、孔子の天下を治むるは、如何して之を教ふ。神武帝は、如何、崇神帝は、如何、天智帝は、如何と、總て古先の聖帝明王は、陛下の先覺なれば、其天下を治め給ひし、

道德經綸を師とし、法とし、之を學ばせ給ふこと、此章、學の字の本義と爲す。臣請ふ之を審にすることを得ん。夫れ四海を家とし、兆民を子とし、赤心を人の腹中に置くの大度に於ては、神武帝を師とし給はざる可からず。神を敬し、民を安んじ、利用厚生之道を開くに於ては、崇神帝を師とし給はざる可からざるなり。皇化を宇内に布くの大勇を以て、東征西伐、兵權を掌握するは、景行帝を學ばせ給ふ可く、天の君を立るは、民の爲にすると云ふの大仁を以て、用を節して、民を愛するは、仁德帝を學ばせ給ふ可きなり。賢を擧げ、姦を除き、極を建て、制を定め、謙恭克讓は、天智帝を以て、師表と爲し給ふ可く、欺かざるの誠心より發して、公明正大、以て權臣を畏服するは、後三條帝を以て軌範と爲し給ふ可きなり。是より以上、書に云ふ所の堯、舜、禹の盛徳大業、論語中の孔子の言語、悉く人君の師範學則に非ざるは無し。

然るに、古聖帝に倣ふと云て、一々古聖帝の如く爲すに非ず、朱註に、先覺後覺と説て、凡そ學問は、本心の發覺了悟を主とす。水火の寒熱、五味の甘

本心の發覺
了悟を主と
す

辛を覺る如く、心の淵底より疑はざるの意味にて、是れ悉く火を握り、水を蹈みて、而後寒熱を覺るに非ず、天下の物を喰ひ盡して始めて甘辛を覺るに非ず、唯だ心の了悟本心の靈明發覺より生ず。譬へば寒餓癢疾を見るに忍びざるの心を充てば、己を修めて、百姓を安んずるの仁勝げて用ふべからず。忠義に感じ、姦惡を憎むの心を充てば、黜陟、賞罰、其の當を得て、義勝げて用ふべからざるが如く、強ちに博學にも由らず、經歷にも由らず、慎て思ひ、篤く行ふ中に、我心の靈明發覺して、天下の道理、豁然貫通、了悟に至る者、是れ道德學の功驗、西洋科學の四年六年勉強して、免許を受くるが如き者に非ず。又佛法の頓悟と云ふが如き者に非ず。此の工夫得力、全く時習之に在り。

凡そ人の學ぶや、古の聖賢、衆に勝れたる、言行事業を觀るに當り、其の始め憤然として志を興し、其人と爲りを希慕せざるものなし。然れども、日往き、月來り、其行ふ所、間斷して、習熟する能はず。是を以て、終に古人に及ばざるなり。三代以後の英主、漢の武帝、唐の玄宗の如き、其の即位の始め、

學而時之習
の意義

精を勵し、治を求むる、三代をも凌駕せんと欲するの氣象あり。然れども、其躬に行ふ所、習熟に至らずして、終に怠惰荒廢に及びしなり。其の他、唐の太宗、宋の太祖等、古今の英君明主と稱するも、其の天資の超絶に任せて、爲學の正路を得ず。殊に時習の力足らざる故、學を好み、道を樂むの地位に至らずして、初年、中年、晩年と、其の志業次第に退歩すること、枚擧に遑あらず。故に學問は、時習を緊要として、其の習熟して悦ぶの地位に至れば、則ち中心豁然として疑ふ所なく、天下の義理、悉く我一心に照管して、斯道の味ひ窮り無く、罷んと欲して能はず。畢生の力を盡し、斃而後已む者、孔子の十五志學より、七十不踰矩に至るが如き、始終只是學の事なり。堯舜の天下と爲るより、天下を讓るに至り、「欽哉戒哉、惟精惟一、允執厥中」と云ふが如き、到底只是學の事なり。堯舜孔子の大聖、固より常人の勉強を爲すが如きに非ずと雖、其の學習して自ら悦び、進んで已むこと能はざるの味ひは、天下の物事之に代はること無きを以て、其の自得愉快の餘、歡喜の聲を揚げて人を喚起し、學而時習之、不亦說乎と獎勵せられたるなり。

一日克己而
天下歸仁の
大快事

今 陛下明德を天下に明かにせんと欲し、此の書に就て、人君の道を學ぶ、乃ち先覺の 祖宗聖帝と、堯舜孔子を師とし、其の時習するや、萬機の前に至るものは、必ず之を心に求め、之を書に釋ね、之を古典に質し、之を現今に徴し、孰か理、孰か非、孰か公、孰か私、審かに問ひ、慎んで思ひ、朝夕怠らず、中夜にして又之を思ひ、日に月に積累習熟の時に至ては、天下の道理、陛下の御心に浹洽貫通して、疑ふ所無く、人知らざるの地に欣然獨笑して、其の自得愉快、實に言ふ可からざるべし。但其志學の始め、中正無我にして、篤く聖人を信ずる、應神帝の師を求むる内外の私なく、聖人の道理、一に是れ信ずるが如くならざる可からず。而して猶其時習の際に至て、理未だ明かならざる所あり、氣或は倦む所あり、物欲或は萌す所ありて、私心動く時に於ては、則ち克己復禮の力を用ひ、奮發勇進する、後光明帝の、性の偏處より、克ち去り給ふが如きの、大勇力を用ひざる可からず。千枝の花は、嚴霜烈日を経て始めて爛漫の色を發し、百尺の

松は、斷崖絶壁の間に屈曲して後、千秋の碧を放つが如く、人君勉強力の強きほど、後來の成徳速かなることにて、此の學習して愉悅の地位に至れば、天下の事變前に到る者、刃を迎へて解くが如く、一も宸斷に違ふ所無く、所謂「一日克己而天下歸仁」の大快事、始めて與に言ふ可きなり。是れ孔子の學の、人君と爲て、四海兆民を安んじ、以て仁に止まるの實効、陛下の自ら覺得し給ふところ。而して前の異端百科の學の、及ぶ所に非ざる也。

*

*

*

*

君子小人貴賤尊卑皆友あり

臣謹て講ず。有朋自遠方來、不亦樂乎」と云ふは、人の天地間に在る同類あらざるなし。君子は君子を友とし、小人は小人を友とし、貴賤尊卑、皆な然らざる無し。是れ自然の理なり。中に就て、其の最も心志の相感觸する所あつて、共に相信じ、學を同うし、道を同うする者、之を此れ朋友と云ふなり。蓋し前章の、先覺を師として學ぶ所の道德、已に其の身に習熟貫通し

明德を天下に明にする所以

て、愉悅自得の地位に至れば、則ち其の德行名望の人に及ぶ者、人亦感向信從して、相共に學を講じ、道を求むる者、益多く、近きより遠きに及び、敬慕し來る時は、其の勢ひ將に天下と斯道を同うし、此の徳を同うせんとす。豈亦樂しからずや。三千の徒の、孔子に信從するが如きは、論を俟たず。其の次は、後漢の郭林宗、黃憲の徒の相友とし、司馬徽、孔明、徐庶の相信ずる、宋の韓、范、富、歐の徒、濂洛諸君子の學友の如き、皆な此の同學同徳の朋友にて、其の樂みは王公の位、萬鍾の富も換ふ可からざるなり。夫れ人の樂み多端なりと雖、人の己が好む所を好むより樂きはなし。今、道を學んで心に得、其の愉悅窮りなしと雖、人の己を知らずして、未だ信從する者あらざる時は、意氣發揚する所なくして、快樂に至らず。譬へば、美味美色の、人嗜まざして、己獨り厭足するが如し。然るに、人已に己の得る所の道德を信從して、遠邇より慕ひ來り、其の好む所を同うすれば、則ち平生内に充滿せし愉悅の心、忽ち發揚して外に伸張し、其の快樂實に窮りなきなり。一命の士、一郷一國の交りにして、其の同學同徳の樂みは、

天下之に超る者無し。況や人君と爲て學を好み、道を行ひ、徳を積むの極は、天下皆な其の徳に感仰服事し、邇きより遠きに及び、西より東より思うて服せざるなく、四夷來王するに至ては、則天下皆同心の朋友、其の樂み誠に廣大、則ち明德を天下に明にするの極功至樂なり。後世、治國平天下と云へば、直に政治法律を以て治むることと思ふは、治道の大體を知らざるにて、其故に古の天下と後世の天下とは、全く其の影響を異にし、程頤の所謂「後世只是以法把持天下」にて、眞の平天下には非ざるなり。從來人君は、「爲之君、爲之師」の天職なる故に、政治法律は、人君の第二着の事にて、第一着は、先づ人君の道を學び得て、其の徳を推て、天下に及ぼし、同徳の朋友を得て、宰相百官に置き、以て兆民に擴充し、人々をして皆な以て其の徳を明にせしむるを以て、人君の本職とす。古の堯、舜、禹、湯、文武の君たる、皆な此の道德を以て天下に友を得て、天下の人民を教化せしなり。皐陶、稷契、伊尹、傅説、呂望、散宜生、召公奭等の諸人は、朋友中の最も著しき者なり。名分より云へば、君臣の尊卑ありと雖、其の同心同徳より

名分は君臣、
同心同徳よ
りすれば則
ち朋友

朋友無きの
人君は治平
を得ず

云へば、明友の親みなり。古は不召の臣ありと云ふは、此の同心同徳の友を得て、輔佐と爲すに依て、君と爲て、臣を以て待たずして、師友を以て尊親せしことなり。本朝にては、君臣の分は最嚴なりと雖、其の親愛の情に於ては、特に厚かりし事、神武帝の道臣命、珍彦、可美、眞手命に於ける、應神帝の、武内宿禰に於ける、天智帝の鎌足に於けるが如き、其の同心同徳の親みに至ては、全く師友を以て待たせられたる故に、治化も格別にて、天下と其の安樂を共にし給ひしなり。後世に至り、和漢共に、君臣の間、道德を主とせざるより、朋友の親みなく、虔敬鄭重を専として、君臣終に疎隔し、天下の大なるも、徒に政治法律の末を以て把持し、君と爲り、師と爲るの天職を忘れて、人君は、始めより朋友無き者と思ふに至る。五倫は、天地の常理、人道の離る可からざるものなるに、獨り人君のみ、朋友無きの理ある可からず。是れ皆な人君の學識無きに由てなり。其の五倫の一を缺き、天理に背きたる故に、後世にて孤立獨擅、朋友無きの人君は、其の天下眞に治まることなくして、其の身も

憂苦して、大寶の樂みを保つこと能はざるなり。其の内にて漢、高祖、文帝、光武、照烈、唐、太宗、宋、太祖、仁宗、明、太祖の數君の如きは、少しく道をも徳をも好みたる故に、其の謀臣宿將に、朋友の親みありて、創業も中興も成りたるなり。本朝の後代にても、光仁帝、桓武帝、宇多帝、後三條帝の如きは、其の百川、田村麻呂、道眞、匡房に於ける、皆な師友の御親みありたる故に、其の御代は治平とも中興とも稱して、君臣共に、太平を樂み給ひし次第なり。

天下同心同徳の一大朋たらんとす

況や 陛下は、聖人を學び給ひて、道徳を懋め給ひ、其の好む所を推して、人に及ぼし、其の道を同うし、徳を同うする大臣を朋とし給ひ、都兪吁、弗の聲、朝に満るときは、天下億兆も、亦皆 陛下の好む所を好み、學ぶ所を學び、聖徳に服従して、政府の政令法度を恃まず、人々奮發興起、自ら進んで其の徳を新にし、其心志の慕向する所、冥々の中、陛下の腹心に密著して離る可からず。名は君民と云ふと雖、實は朋友の情誼あり。天下終に同心同徳の一大朋と成て、政令を出すを待たず、法律も施すに及

ばず、所謂篤恭して天下平なるなり。是れ學を好み、徳を修め、朋を得、人を化して、樂む所の極度。 陛下此の章を読み、躬行自得して、至る處に到れば、臣が妄に推演を待たざる也。

* * * * *

時勢に順逆あり人に好悪あり

臣謹て講ず。『人不知而不愠、不亦君子乎』と云ふ者は、凡そ人學て得る所の道徳、人能く信從して、衆と共に樂むは、自然の理なりと雖、時勢順逆の變あり、人に好悪の異同ありて、悉く順理の如く行ふこと能はず。故に時勢否塞、人情齟齬し、人己の才徳器量を知らず、善を惡とし、長を短とし、萬事違卻するときに當ては、平生學て得る所の道徳も、俄然憤懣を萌さざるを得ず。是に於て一層養ふ所有て、泰然之に處して、毫も憤悶するなきに非ざれば、以て君子と稱して、己を修め、人を治むるの大徳を成すこと能はざるなり。

學正しければ其心正し

蓋し人の情、人の己を知るを悦ばざるは無く、又人の己を知らざるを憤

らざるは無し。故に人己の才徳器量を知られず、世に用ひられざる時は、其の心鬱悶憤惋、其の甚しきに至ては、忿怒怨懟、或は讒毀攻撃、相讐敵するに至る者、其の迹古今に相踵ぐ。是れ凡情の常態に發する者と雖、皆な其の心の正しきを得ざるより發す。其の心の正しきを得ざるは、其の學の正しきを得ざるに由る。其の學の正しきを得ざるは、孔子の學を學ばざればなり。

道德世に明かならず、異端百科の學行はれ、人各、我見を主張して、以て學とするを以て、誠意正心の工夫無く、克己復禮の方を知らず、其の才力に任せて私論を皇張し、僅に其の意の如くならず、議論合はざる時は、上を誹り、人を罵り、至らざる所なし。故に英雄豪傑と稱するも、學者才子と名を得たる人も、皆な此の學派中に陷溺して反ることを知らず、大にしては、官長を凌犯し、國家を顛覆せんことを謀るに至り、小にしては、其の身を失ひ、其の家を滅し、臭名を千歳に流すもの少からず。末流の弊、救ふべからざるが如しと雖、其の本は、心術の學無く、徒に知を争ひ、力を戦はし

孔子の學天下に明かならば

め、抵抗憤激、勝つことを求めて止まざるを以て學とするの致す所にし、て、孔子不愠の君子とは、天壤の懸隔なり。畢竟人我の私心ある故に、争勝の念あり。争勝すれば、必ず愠る。人我の私心なし、故に必ず謙讓す。謙讓すれば、愠ることなし。是れ此の一念の向ふ所、毫釐千里の謬となる。孔子の學を學べば、我徳性を盡し、天地を極めて満てりとせざる故に、固より人我の私心無く、飽くまで謙讓して己が智を智とせず、己が力を力とせず、天下の善に服し、善人と同うするを樂むを以て、毫も争勝憤愠の念あることなし。萬一、否塞變亂に處しては、天をも怨みず、人をも尤めず、從容義に就き、身を殺して仁を成し、以て天地の元氣を壯にす。故に孔子の學、天下に明かなれば、不愠の徳を養ひ、謙讓の禮、義風の俗、一般に行はれ、智力才藝は、其の中に進んで、一人敢て悖戾の行あること無く、何の叛亂か之れ生ずるあらんや。

今 陛下寛仁の徳、固より群下の囂々を憤り給はずと雖、益、斯學に由りて、以て謙徳を養ひ、假令衆庶の未だ 聖徳に服従するに至らず、私論

包荒の量以て大道を布き明かにし給へ

横議の徒、街に満るとも、聖心に憤懣し給はず、包荒の量、容るゝ所ありて、以て大道を布き明かにし、剛健の徳、撓む所なく、以て時に勇威を發し、遂に彼の異端異學の徒をして豹變革面、不識、不知、順、帝之則、南風の薰れる、億兆の愠を解て、一士一民も不滿意あることなく、英雄も腕力を張ることを忘れ、學者も雄辯を振ふことを止め、自由家者流も、其の分限を超えることなく、民權各種の黨派も悉く中正仁義の説と化し、滿天下をして孔子の學徒とならしめば、則ち世界唯其の黨派の多きを患へずして、其の少なきを患へんのみ。

今、海外各國、黨派の患あらざる無し。皆な自ら招くなり、蓋ぞ其の本に反らざる。其の本に反らずして、徒に警察法則の末、恩惠兵威の餘を頼て、之を制せんとするは、惑へるの甚しきなり。殷鑒不遠、在、夏后之世、西洋の患は即ち東洋の患なり。然るに、陛下業已に聖學を講じて、大道を明かにす。天下の大本、既に立ち、生民の皇極、已に建てり、創業垂統、誠に間然なし。唯其の成功は、亦蓋し、陛下斯學を信ずることの篤く、樂むことの

天下の大本
既に立つ

道を神器に
寓す

深く、擔任斷行、至誠不息に在る而已矣。

臣又謹て講ず。天の人を生ずる、必ず之に與ふるに、善良の徳を以てせざることなし。徳に率へば、則ち道あり。道に要あり。上古の神聖、由て以て教を爲す。故に明聖仁勇は、我、先王の道なり。仁義禮智は、孔子の道なり。孔子の道は書に傳へ、我、先王の道は神器に寓す。書に傳ふ、故に講誦して教へ易く、器に寓す、故に深奥にして識り難し。唯道は一なり。故に、書を以て器に參へて、其の義觀る可し。是れ、先王の取て以て教とする所なり。夫れ神器の徳、臣子の妄に論ずべきに非ずと雖、之を要するに、祕訣妙傳あるに非ず。乃ち、天祖傳授の君道也耳。之を書に譯せば、猶ほ堯、舜、禹の天下を傳授する、惟、精、惟一、允、執、厥、中、の云ひあるが如く、孔子の魯公に對ふる、三徳一誠の云ひあるが如きなり。請ふ試に之を論ぜん。

夫れ天下は、至大なり。人民は、至衆なり。人君一人を以て、至大至衆の上に立つ。苟も之を治むる、其の要を得ざれば、何を以てか其の煩に堪へんや。夫れ鏡は、明也。玉は、仁也。劍は、勇也。義也。明なれば、則ち天下一物の私蔽あ

明誠仁勇治
道舉る矣

ることなく、誠なれば、則ち天下一物の詐偽あることなし。仁なれば、則ち天下一民も、其の澤を蒙らざること無く、勇なり義なれば、則ち天下一民も畏敬せざることなし。明、誠、仁、勇、天下の治道畢る矣。豈、至簡にして執り易きに非ずや。古の 聖帝明王、皆な斯道に由らざることなし。

然れども、天縱の聖智に非ざるよりは、超然直に茲に至る能はず。必ず教に由て、其の極に至るべきなり。故に、理を窮め、知ることを致して、而後明に至るべく、意を誠にし、心を正しうして、而後誠に至る可し。仁を得んことを欲せば、則ち先づ己が欲せざる所は、人に施すこと勿る可く、勇と義とを得んことを欲せば、則ち先づ欲に克て、氣を養はざる可からず。中世以降、此の教明かならず、世の學者少からずと雖、大抵古史故典を傳へ、記誦詞章に富み、文物制度の末に精しく、而して至徳大道、修己治人の實に於ては、茫乎として聞かざるが如し。豈慨嘆に堪へざらんや。故に、今 先王の至徳大道を、擴張履行せんと欲せば、必ず孔子の書に由らざる可からずして、其の書は、論語學、庸詩書易禮を第一とす。

孔子の書に由りて其道に達すべし

斯道に非ざれば、宇内決して治まる可からず

洋學盛んなりしより、世舉て智識才藝に馳せ、法律、經濟、器械等、百科の學術に於ては、日新の効少からずと雖、顧みて道德仁義の説講せず、學庸論孟の書棄てて讀まざるに至ては、先王の至徳大道、亦將に蒙昧に歸せんとす。臣陋劣、固より和漢の學に達せず、西洋の書に通ぜずして、陛下の前に之を詳論することを得ざると雖、唯我 先王の道、孔子と一體にして、斯道に非ざれば、宇内決して治まる可からざるを信じ、之を以て、身を修め、家を齊へ、之を以て、我 皇上陛下に奉じ、我邦を治め、天下の人をして、皆な斯道に由り、以て其の徳を明かにせしめんと欲し、老頑自ら罷むことを知らざるなり。今幸に 陛下の昭鑒を蒙り、此の講筵を開くに遇ふ。乃ち知る 陛下明誠仁勇の徳、爾後日に新たに月に盛んに、臣亦親しく拜觀蒙被することを得、何の幸か之に過んや。唯願はくは陛下躬行實踐、久くして倦むことなく、神武 天智の君と爲て、而後已ん而已矣。是れ臣が君を尊び、國を愛するの微忠、今併せて之を陛下に獻ずること如此。臣誠恐倦々の至に堪へず。

第二 論語孝弟章

孝弟は仁道の始、仁は人の本心

臣既に首章に於て、人君の學を論ず。謂らく人君の學は、人君の道を學ぶに在り。人君の道は、仁に止まるに在り。仁道は民を愛するに在て、民を愛するは、親を愛するの心を推すのみ。故に曰く、『堯舜之道、孝弟而已』と。蓋し孝弟は、仁道の始にして、仁は、人の本心、天子より庶人に至る迄、人々の固有する所。但だ氣稟の拘する所、物慾に蔽はるゝ所、時として暗きことありと雖、其の親を愛し、長を敬するに於ては、惻怛の本心、常に發覺して已む可からず。故に人君躬親から孝弟を行ひ、惻隱辭讓の心を推擴して、天下の民をして、皆な孝弟の本心に基づかしむる時は、天下の治安、令せずして行はれ、仁道の功、是より大なるはなし。孔門の學は仁を求むるを以て主要として、仁道は天下を平かにするを以て極功とす。故に、有子の此の章、學而の首章に繼て、學問の主要を示す所以、學者の先務とする所、而

して人君の、最も當に注目すべき所なり。

社會の治安は孝弟の二字にて足る

臣謹て講ず。有子の『其爲人也。孝弟而好犯上者鮮矣。不好犯上而好作亂者未之有也』といふは、道は、人の平常行ふ所にして、決して爲し難き者にあらず。看よ、今、尋常の人にして、其の性質、父母兄弟に和順にして、悖戾せざる底の人、是乃ち孝弟流の人なり。是此、孝弟流の人にして、其の父兄以上、凡ての長上に向て、悖戾干犯を好むの意思あるは、蓋し鮮少なり。若し又長上を悖戾干犯するを好まざるの人にして、進んで叛逆争亂を起す者は、未だ嘗て之あらざるなり。是れ皆な其の尋常の人にして、學もなく智識もなく、唯孝弟流の人にして、其の心和順なれば、其の上にいるの人を犯し凌がず。況や叛を企て、亂を作す事は、決して爲さざるを見れば、人間社會の治安は、乃ち此の孝弟社會にありて、他に求むるに及ばず。道の近きに在て、行ひ難きに非ざる者、人々明知せざる可からざるなり。

根本堅立せ
ば其末の成
るや容易也

故に曰く「君子、務本、本立而道生。孝弟也者、其爲仁之本歟。」と、是れ有子爲學の本意を發する所なり。凡そ君子と稱するは、斯道を行ふの人を汎言す。人君は斯道を天下に行ふの大君子なり。君子の事を行ふ、多端にして手を下すに苦しむ。然れども、物皆な本末あり。故に、君子の事を行ふ、必ず其の本を務むとは、専ら力を盡すを云ふ。専ら其の力を盡して、根本堅立ならしむれば、其の末の成るや容易にして、至る所自然に道生じて、其の功を遂げ得るなり。譬へば、木を植るが如く、其の根本を培溉して、堅立ならしむる時は、其の枝葉果實の繁茂長盛するは、力を用ひるに及ばざるなり。故に云ふ所の孝弟なる者は、即ち仁道をなすの根本也歟。君子の仁道を行はんと志す者、豈専ら力を孝弟に盡さざるべけんやと。是れ有子の聖門に在りて、仁を求めて自ら發明する所の大端、學者の當に先務とすべき所。臣殊に以て、人君、道を學ぶの始となす。臣請ふ審に之を論ずることを得ん。

仁心は人君

夫れ天地は、萬物の父母にして、人は、萬物の靈。故に、人の道は、萬物生々愛

天に稟くる
所

育して息まず。人其の理を受けて生る。故に人の道は、又萬物を生養愛育して、其の生を遂げしむ。之を名づけて、仁といふ。孟子の所謂「仁者、人之心也。」又曰く「惻隱之心、仁之端也。」易に曰く、「天地之大德曰、生。」又曰く「立、人之道。」曰く「仁、與義。」朱子の註に曰く「仁者、愛之理。心之德。」と。天地の道、人の道、皆な是れ生々愛育にして、一の仁而已矣。況や人君は、萬民の父母として四海を家とす。四海の内、匹夫匹婦も其の所を獲ざる時は、其の心惻然として、己れ推して溝壑に陥るゝが如く、一日も寢食を安んずること能はず。汲々として之を救ふ所以の道を盡して息まざる者、仁愛の本心にして、人君の道なり。是れ皆な人君の天に稟けて性とする所の仁心、外より強て爲す者にあらず。

然ども、此の仁心、一日二日發出して息まざれば、勉強を待つに及ばずと雖、人君九重の高きに生長し、四海の廣き、耳目の及ばざる所、匹夫匹婦の休戚に於て、或は切なること能はず。加之宮室の美、奉養の厚、内にしては嗜慾の動くあり、外にしては安逸の誘ふありて、其の天性を蔽ふことを

四海の廣き
耳目の及ば
ざる所もあ
らん

免れず。是を以て、至誠惻怛の心常に發すること能はずして、愛憐生育の道、終に遠きに届らざるなり。唯だ此の親を愛するの孝、兄を敬するの弟に於ては、人君の尊きと雖、庶人に異なることなく、至近至親の地なる故に、其の愛敬の至情、念々發出して、時として息むことなし。是れ乃ち仁心の發見にして、善く之を行ふは、仁道の始め。人君茲に於て、克く心を留めて省察力行し、此の孝弟の心を推して、以て九族を親み、以て百官を和らげ、以て六軍萬民を平かにし、四海一民も其の生を遂げ、其の澤を蒙らざる者なきに至らしむる時は、仁道の充大、之より速かなるはなし。

人君天下を治むるの至要

古の人君、嘗て之を行ふ者あり。乃ち堯舜禹湯文武周公の天下を治むる祖宗、列聖の萬民を愛し給ふ、皆な孝弟に本づかさるはなし。是れ陛下の常に紀傳史乘を讀て、聖心に記し給ふ所、孟子の所謂「老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、天下可運於掌」是れ豈に人君天下を治むるの至要に非ずや。且夫れ堯舜帥天下以仁、民從之。桀紂帥天下以暴、民從之。上之所好、下有甚焉。故に人君一人を以て億兆の上に臨み、上の行ふ所、下

皆な觀感して之に倣ふ。其の勢の趣く所、實に江河を決して、之を下流に注ぐより甚しき者あり。人君若し智力才藝を好みて、天下を帥ゆる時は、民皆な智力才藝に馳せ、功名事業を好んで帥ゆる時は、民皆な功名事業に走る。此の如くなる時は、上下交、智力を競ひ、功名相争うて、天下多事、方今宇内の形勢、此に類する者あり。若し又人君己を利するを以て、天下を帥ゆる時は、乃ち孟子の所謂「王曰、何、以利吾國、大夫曰、何、以利吾家、上下交、征、利、而國危」なるもの、人君一心の好惡、天下治亂の幾、懼れざるべけんや。

唯だ其れ仁を好んで、孝弟を以て天下を率先し、萬機の政、皆な惻隱辭讓の至誠より推擴して、智力功名の末に趨ることなき時は、彼の人民なる者も、仁心は、人々の固有する所にして、孝弟は、家々に常に行ふ所。唯未だ勸獎誘導を受けざるを以て、或は明かに、或は暗く、或は行ひ、或は廢れり。今、人君の躬親ら之を行うて、獎導せらるゝを觀るや、油然として起つて孝し、興つて弟し、其の嘗て志有る者は、益、進んで仁道の大なる者を勉め、

天下油然として孝弟に興らん

其の自棄する者は、恥有りて且格り、天下一般、各其の親を親とし、各其の長を長として、四海萬國、和順の徳化、届らざる所なし、豈亦盛ならずや。

事業功利の末を努むるの弊

臣又謹て講ず。方今文明日に進み、事業亦大に開く。人或は臣に向て論ずる者あり。『今汽船之用、瞬息千里、可以極海外、鐵道之便、山谷平地、天涯爲比隣。加之法律精密、經濟博大、凡政治之術、無所不全備。而獨曰仁曰孝弟、皆是個人事、父兄愛人之事、抑亦狹隘而已。何足爲文明之資哉』と。維新以來、朝野の論、皆な此の如し。蓋し歐洲の文明を耳聞目撃する者、其の事業の末にのみ眩眩して、本に反ることを知らざるなり。凡そ天下の事、本を棄てて、末の大ならんことを望む、決して其の理なし。今、孝弟仁愛の本なくして、徒に事業功利の末を盛大にするときは、天下皆な功を競ひ、利を争ひ、事を好み、業に趨り、家に孝弟和順の子弟無く、國に忠愛純良の臣民無からしむるに至る者、目を刮て待つべきなり。豈慄々乎として危懼せざる

孝弟仁愛の性情の流注する所

べけんや。

苟も孝弟の本立て末に及べば、則ち天下の大なるも、家々孝弟の風に靡き、國々忠純の俗に化し、法律の精密は、生を好むの至り、刑は以て刑無きに期し、經濟の博大は、忠恕の道、絜矩の極、人々其の分願を得て、家給り、人足るに至り、汽船鐵道の便は、四方相通じ、内外交易し、父子隔居の恨無く、上下睽離の患なくして、凡ての政術、其の精細文明を極むるに至るほど、皆な孝弟仁愛の性情の流注する所に非ざるはなし。是れ則ち其の本を務めて、其の末自ら充大なる所以、人君となり、君子となり、其の務むる所の要領、豈此の孝弟に在るに非ざらんや。

有子の特に孝弟に感ある者、其の意ある所あり。蓋し天下の事、善惡二つにして、其の極は、只治と亂とのみ。苟も天下治まらざれば、其の餘の功德、事業ありと雖、言ふに足らざるなり。故に人として智能あり、才力あるは、最も重んずべく、國として富強といひ、開明といふは、素より貴ぶ所と雖、然れども、智能才力の人、其の心孝弟ならざるより、必ず争鬪横逆を免れ

孝弟仁愛と天下の治平

ず、富強開明の國、其の風俗仁讓ならざるより、動もすれば掠奪競争の患あり。是を以て、天下古今、治日は常に少くして、亂日は常に多く、其の本を論ずれば、人皆な智能才力を崇び、國皆な富強開明に走り、其の不孝不順、一念の愆り、遂に天下の亂となる者なり。唯孝弟の人、其の心到底和順にして、天地翻覆すと雖、悖逆争亂の事を爲さず。故に苟くも治平を欲せんか、天下の人をして、悉く孝弟の徳を知り、智能才力ある人々も、皆な孝弟の本を務め、富強開明の國も、皆な仁讓の道に由らしめ、萬事此の孝弟仁讓上より發出し來らば、天下古今、常に治まりて、曾て亂あることを知らざるに至る可し。故に天下の治平ならんことを欲せば、一つの孝弟の徳あるのみ。是れ有子喫緊自ら悟りて、人に示すの本意、臣謹みて之を極論するなり。

抑、臣また茲に感ありて、深く皇國のために之を惜しむ。夫れ神祖の東征、疆域を廓大にして、天業を恢弘にし給ひたるは、其の功雄大にして、其の徳明達と稱し奉るべし。然るに首として靈時を鳥見山に建て、皇祖

皇運の泰否
と孝弟の道

天神を祭り、大孝を天下に示し給ひたれば、其の盛徳大業は、只一つの孝に歸するのみ。崇神天皇の功德は、其の教化流行し、衆庶業を樂しみ、異俗譯を重ね、海外歸化し、御肇國天皇と稱し奉るも、其の本は、祖宗を崇び、神祇を敬する孝誠の徳にあるのみ。應神天皇の、韓の朝貢を見て、涕泣先考妣を思慕し給ひ、仁徳天皇の、父命を敬守して、兄弟揖讓し給ひたるは、天下を舉げて、仁孝の徳に出づることなきなり。天智天皇は、大難を戡定し、大制を變革し給ひたるに、其の至孝至弟の徳は、始終を貫き萬機此の孝弟の一徳より出たるなり。列祖、皆な此の孝弟の徳を本となし給ひしにより、天下常に治平なりしに、後代に至り、此の徳缺けさせ給ひてより、天下終に亂れて、武家權を執るに至りたるなり。臣源親房の『神皇正統記』を讀みて、其の『保元平治よりこのかた、天下亂れて、武用盛りに、王位軽くなりぬ。未だ太平の世に返らざるは、名教の敗れぞかし』と云ふに至て、未だ嘗て卷を掩うて大息せずんばあらず。是れ皆な、後代祖宗孝弟の徳を守らせ給はざるの過なり。



今 陛下維新の鴻業あるも、自ら以て功とし給はず、皆な以て 祖宗の徳に歸し玉ひ、日々 祖廟を拜し、時々 皇太后の宮に朝し、諸親王を親み玉ひたれば、其の孝弟誠敬の徳、既に已に顯著にして、今又此の『論語』を講じて、此の章義を會得し給ふ、祖宗の盛徳、益、充大に、萬民の感化、日々に厚く、天下長く治平なること疑なし。臣何の慶幸か之に過ぎんや。故に、臣特に詳述して止まず、敢て 聖聰を煩はすこと、此の如しと云ふ。

* * *

臣又謹て講ず。人君の道は、仁に止まるにありて、仁を爲すは、孝弟より始まるの。大要は、前に已に之を講ぜり。但、仁の理に於て、未だ盡さざる所あり。請ふ又之を述べん。夫れ仁道は、即ち仁にして、獨り人君の道に非ず、天下の道なり。故に、孔門の學は、仁を得るを求むるのみ。而して其の仁といふもの、始めて此の章に著はる。故に是に於て審かに仁の理を研究せざる可からず。

蓋し仁の理は、生々不息、只だ是れ一個の愛、充滿して滲漏なく、六合四海を包含して、猶ほ盡くることなし。天地も之に由て剖判し、日月も、之に由て照明し、山川草木も、之に由て峙流蕃茂し、人物、鳥獸、魚蟲も、之に由て生殖し、宇宙間一物も、仁徳の支配する所に非ざるはなし。吾が此の一身も、亦此の仁徳中より孕生し來りて、天地の間に居る。一動、一靜、一呼、一吸、悉く仁の發揮に非ざるはなし。然れども、徒に之を高遠に求むるときは、終に之を己に有すること能はず。孔子の『博施於民、而能濟衆、堯舜其猶病諸』と云ふが如く、故に先づ近く譬を取て、諸れを身に驗するに若かず。今、一縷の髪も、之を抜かんとすれば、總身股栗す。一針の微なるも、膚を刺せば、忽ち痛楚を覺ゆ。是れ愛心の惻怛する所なり。其の躓て倒れんとすれば、忽ち手を以て面膚の土石に觸るゝを扞ぐ。纖塵も眼に入らんとすれば、睫を塞いで、之を拒ぐ。是皆な愛心の身を保つ、其の働きて到らざる所なし。此の滿腔の愛心、己に發して人に及ぶや、其の親近なるより、先づ父母を愛し、妻子を愛し、兄弟に至り、其の尊敬するより、君上を愛し、國家を愛し、

天下衆民に及び、鳥獸器物に及び、其の大小、親疎、本末、前後の等差ありと雖、只一個の仁愛貫穿して漏さざるなり。故に匹夫匹婦も、此の仁を離れて天下を有ち、衆民を治むること能はず。人君大人も、此の仁を離れて天下を發して、其の極點を云へば、宇内古今、内外上下、悉く此の愛心を以て、旺盛覆燭するに至て、猶ほ足らずとす。畏くも、天祖の神勅「豐葦原瑞穗國、吾子孫、可王之地也。爾往而知焉。往矣寶祚之隆、當與天壤無窮」とは、即ち天祖無窮の愛心、天下萬世を包含覆育して、極りなきの謂なり。

列祖皆な此の愛心を繼承し、以て天下臣民を子育し給ひ、萬世臣民、此の愛心の中に涵泳して、不知、不識、帝の則に順へり。然るに、輒近歐洲の學理を偏信し、宗教の專習する所、政事は憲法に由て成立する者、教育は論理法律諸科の藝業と看倣し、祖宗の仁德、今世の憲法政事に用ひられず。君德と云へば、僅に帝室の慈惠に止まるのみと思つるは、眞に道を知らず、德を愆る者と謂ふべし。夫れ教育なり、政事なり、憲法なり、刑律な

憲法も民法も仁に本づく

り、一つとして、人を愛し、民を治むるの器具にあらざるはなし。苟も人を愛するの心なくして、徒に法制の末を整理するは、是れ徒法徒制にして、天下の治まらんことを求むるとも、豈得べけんや。臣故に謂らく、憲法三百、民法三千、(大數を概言す)一言以て之を蔽ふ、「曰、仁、民也。」

今 陛下 祖宗の仁德を繼述して、往々立憲の政事を施行せんとす、仁道の功德、益、宏遠なりと謂ふべし。唯其の意思の深密なるに至ては、聖心の獨得にある而已。臣が愚昧、固より云ふに足らず。然れども、唯一に孔子の學ぶ所を信じて、特に愛心の一點に於ては、多年力を用ひる所ありて、益、其の徳の遍きを信ず。蓋し君父を愛するの篤きに由て、致、身、竭、力、の作用、悟了する所あり。朋友、鄉黨、相愛するの況きに由て、納、言、容、衆、の度量自得する所あり。國家を愛するの切なるより、敵愾勤王の精神、勇邁なるを覺ゆ。一箇仁愛心の旺盛懇到なるに従ひて、百の才徳發見し來て、長進するを見る時は、則ち知る。陛下天縱の 聖徳、萬機に觸れて發するも、亦此の仁の一心に在ることを、是れ果して、神訓の傳ふ所に符合し、

立憲政治と仁道

孔子の教學、毫厘も所違なきを信ずるに足れり。故に臣重複を憚らず、詳述して茲に至ると云爾。

第三 論語巧言令色章

仁を害する
の近切なる
もの

臣謹て講ず。「巧言令色鮮矣仁」と云ふは、蓋し前章に於ては、仁を爲すの本を示す。此の章は、特に其の仁を害するの近切なるものを擧げて、之を戒むるなり。仁を害するもの、一ならず、其の太甚しきものは、吝嗇、驕傲、残忍、苛酷、詐偽、狡猾の如き、之を指して、不仁の惡徳とす。聖人の教戒を待たずして、人皆な之を知る、唯通常人の、好んで貴ぶ所の者にして、不知、不識の間、大に仁道を害する似て非なるものあり。乃ち巧言令色是れなり。人苟も之を察せずして、或は茲に浸潤する時は、其の末の害、言ふ可からざるなり。臣請ふ審かに之を述べん。

巧言令色の
弊

凡そ巧言令色と云ふは、通常之を視れば、必ずしも惡徳と云ふ可からざ

るなり。其の應答交接の間に、言辭を調飾し、容貌を粧整し、外面の觀美を専らにして、世人の悦譽を求むるが如きは、其の害無きが如くなるのみならず、一旦は、世俗の稱譽を得るも、反顧して其の心術を察すれば、本心の實なく、徒に外面の名譽を博收するに専らなれば、則ち妾妓の所爲にして、仁何くに在るや。其の本心鮮しと深く戒むる所以なり。

巧言令色の
行はれし時
代

蓋し孔子の時、春秋列國、専ら會同盟約行はれ、互に智巧才辯を振うて、各自國力を張るの時世なる故に、巧言令色を以て貴しとし、世上一般も、之を好みせしことなるは「雍也仁而不佞」と或人の誹りたるにて、其の世態人情の赴く所、想ひ見るべきなり。然れども、外面の虚飾にて、眞率の實心無き盟約は、長く保つこと能はず。故に「君子屢盟、亂是以不熄」と論じたるにて、亦其の虚飾の掩ふ可からざること明かなり。

當世の國際
界と巧言令
色

當世にても、歐洲各國、盟約交通、盛に行はれ、外面の才辯論說の雄博なるを貴び、裏面の誠實直良を卑しめ、専ら巧言令色の流行となるより、其の交際、眞の平和懇親に至らずして、動もすれば、争訟戰鬥を開くことを免

れず、是れ全く仁を滅するの徴効を見る可きなり。我邦外國との交際、日に開け、月に盛んなり。宜く巧言令色の詐偽態を戒め、専ら直良誠實の仁道を用ふべし。蓋し外國交際は、事の最大なる者、若し誠實直良を用ひずして、巧言令色の佞媚虚飾に出る時は、國權を屈し、侮を納るゝの基、深く戒めざる可からず。故に、最も其の人を擇んで、巧令の佞人を用ふ可からざるなり。

隱微の間に省るべし

昔、唐太宗の文士及が大樹を譽むるを聞て、其の佞人たるを知り、之を退くるは、固に智なりと雖、其の後苑に於て親から蝗を食ひたるは、亦虚飾心の謗を免れず。凡そ人の心術は、隱微の間に反省して、猛懲せざれば、自ら欺き、人を誤り、其の末如何共爲す可からざるの害あり。是れ孔子の巧言令色を斥けて仁鮮と痛く戒むる所以。

外交の任

陛下 天縱、剛明正大、毫も虚飾佞諛を取り給はず。巧令の小人は、跡を收めて遁逃すと雖、外交の任は、最も當に其の人を慎重せざる可からず。是れ臣が此の章に於て、孔子の教戒に感じ、演述して當世の鍼砭と爲さん

ことを請ふ所以なり。

第四 論語忠信章

省察力行と曾子

臣謹て講ず。前章に詳述したるが如く、人君、躬、仁孝の徳を修めて、天下に率先し、首として孝弟の人を用ひて、之を勸奨し、浮薄虚飾を去りて、『巧言令色』の人を遠く退くる時は、即ち風俗淳厚、黎民和樂し、堯舜の『九族親睦』、百姓昭明。於『變時雍』の至治も、茲に超ゆることなし。然るに、道を行ふ一端にあらずして、自ら修むるに、省察力行を先きにする。而して曾子の説、是に於て最も深切なりとす。孔門の諸氏、皆な徳行を務めて、顔子は、純粹其の資高し、聖人を遠ること遠からず。其の次は、閔子騫、仲弓。然れども、能く孔子の道を受け傳へたるは、有子、曾子にして、篤學力行、曾子の功夫、最も切實なりとす。

省察の要忠

此の章の『吾日三省吾身、爲人謀而不忠乎、與朋友交而不信乎、傳而不習乎。』

といふ者は、其の毎日、猛省痛治する所の實行なり。今、其の意のある處を
 詳にするに、凡そ日常吾身の事に處し、物に應ずる、千差萬端にして、其の
 己がために謀るや、其の是非、曲直、利害、得失、到らざる所なし。然れども、之
 を他人のために思慮計畫するに於ては、己がために謀るの、深切懇到な
 るが如くなること能はず。是れ彼我の私心にして、則ち不忠なり。仁愛公
 共の人道に於て、大に悖戻す。是れ日々猛省して、到底其の忠たる實を得
 て止むの一つなり。己と他人との際に於て、思慮する所、既に此の如し。又
 朋友との交際に於ては、一層精察を加へて、表裏間なく、内外一致、口を開
 て心を見、始終相渝ることなからんことを欲す。而して或は言ふ所、心の
 如くならずして、又行ふ所、言ふ所の如くならざる乎。是れ信ならざるに
 て、則ち自ら欺き、人を欺く詐偽の端緒なり。是れ日々猛省して、到底其の
 信ある實を得て止むの二なり。師に受け、吾身に習ふに於ては、通常苟且
 寛慢に失しやすし。若し師の教訓を受け傳へ、徒に博聞に委しおくが如
 くなる乎。到底吾心に得ること實なくして、眞君子となることを得ず。學

問は、吾心に習熟するを以て、實學とす。故に、聖人の一言一行を受け傳ふ
 るもの、之を吾身に體して、玩味熟復、實踐力行して、己に得て後ち止む。是
 れ日々猛省する所の三なり。曾子の、日々孜々として、自ら省み、自ら修む
 る目的、この忠信傳習の三のみ。

蓋し曾子は、魯鈍の質、其の聖人に親炙して、其の教を受け、遂に其の道を
 傳へて、亞聖の次に列することを得たり。而して其の自修の要は、忠信と
 傳習とに過ぎず。何ぞ其れ約にして近切なるや。後人の聖學に由て斯道
 を得んと欲する者、豈に忠信と傳習とに由らざる可けんや。夫れ忠信の
 二字、千古の確言、今日三尺の童子にも、之を口誦することを知る。而して
 其の意義に於ては、之を體認するもの、蓋し少し。臣請ふ之を述べん。

忠信、之を約言すれば、『誠』と訓ず。之を拆言すれば、忠は自ら忠、信は自ら信
 にして、意義各別なり。又忠信は、誠になる所以にして、誠は、忠信の至りな
 り。故に、朱註に、『盡己之謂忠。以實之謂信。』是れ伊川程頤の説にして、忠信の
 義を説く、最も適切なりとす。明道程頤は、『發己自盡爲忠。循物無違謂信。』と

説きて、其の忠信に著手の次第は、較、明細なりとす。臣反復之を思ひ、謂へらく、忠は己が有るだけを盡して漏らさず、義に適當するを云ふなり。信は心のありのまゝを言に出して、隠すことなく、道に違はざるなり。忠と信と相合て、心の主となり、乃ち誠となる。誠者天之道也。自然にして誠なるなり。『思誠者、人之道也。思之者、人の所爲にして忠信を云ふなり。誠と忠信と、其の間あるは、天然と人爲とによればなり。其の至るに及んでは、一なり。本邦にて、『惟神の道』と云ふは、乃ち天道之誠を云うて、『隨神の道』と云ふは、乃ち人道の忠信を云ふなり。苟も惟神天道の誠に至らんと欲せば、人道の忠信より従事せざれば、誠となることを得ず。曾子忠信の學習、後學の標準、其の要を得たりと云ふべし。

臣又謹みて講ず。忠信の註、程子の説『盡己之言、忠、以實之言、信』とありて、今臣己が心のありだけを盡して漏らさず、義に適當するを忠と云ひ、心のありのまゝを言に出して、隠すことなく、道に違はざるを信と云ふと説きて、義に適當すると、道に違はざるとの意義を加ふる者、蓋し説あり。臣

忠は義に適し、信は道に違はず

嘗て淺見綱齋の説を聞きて感服することあり。其の説に曰く『忠は、心の實ありて、義を盡すをいふ。今井兼平の、其の主、木曾義仲に仕へて、始終變ぜず、其の主の最期を見て、馬より落ち、刀に貫きて死せしは、其の節、烈なりと雖、其の主の、院の御所を焚く暴舉あるを諫止すること能はず、其の主をして、不臣の罪を被らしめて、諫止せざるは忠に非ず』と。忠の意義に於て、盡せりと云ふべし。古來其の主の爲に、身を致し、心を盡して、義を誤りし者、尠からず、皆な忠の本意、明晰ならざるの過ちなり。信も亦然り。言行違はざるを以て信とする時は、嘗に尾生、白公が徒、信に誤るのみならず、漢の高祖も、鴻溝の境を出でず、後漢の昭烈も、蜀を取らずして、前漢の創業も三分の中興も行はれずして、帝王の大業、匹夫と同等とならんのみ。是れ己を盡すも、義に適するを貴んで、實を以てするも、道に違はざるを必要とする所以なり。

古昔の事のみならず、當世黨派の論、盛に起り、各派相争ふと雖、其の主義を問へば、忠君愛國に外ならず。然れども、其の相争ふに至ては、我見を主

黨派も忠信に基づかざるべからず

張し、私黨を樹立して、國家の弊害を生じ、我君の深憂を貽して反顧せず。是れ皆な忠の心ありて、義を知らず、忠の本義に於て、明詳ならざる過ちなり。其の黨派外に在る、中立の人も頗る中正なるが如しと雖、其の國家の黨派に動搖せられて、救正すること能はず、我君の深憂を慮りて、鞠躬盡力すること能はざれば、また己を盡して、義に適することを知らず。忠の義に於て、違へりとす。之を要するに、君のため、國のために、身を致し、心を盡して、時、所、位の宜きに適當し、言行一致、始終變ぜずして、道に順ひて違はざるを、眞正忠信の君子となす可きなり。

然らば則ち程子の説、足らざる所ある乎、是れ決して然らず。忠信は、人の本領、人もし忠信ならざれば、心、主なくして、事、皆な虚偽となる。故に、人先づ此の本領を立て、萬事をなす脚地となさんことを要す。故に程子の意義を玩味して、忠信に手を下すの方法を知る可し。但偏執して、明詳ならざれば、前の過失を免れず。是れ臣が忠信の意義を明細に辨拆して、毫も愆らざらんことを欲し、今敢て謹みて 陛下の前に進講して、其の昭

先づ本領を
立つべし

致知存養省
察是れ學問
の要

鑒を庶幾するなり。

抑、臣聞く、學問は、致知、存養、省察の三にありて、知を致すは、道に入るの門、存養省察は、徳を積むの基、學者の最も當に力を盡すべき所なりと。今、曾子の三省する所を以て、諸れを己に體し、人君となりては、吾民のために慈養生息、其の所を得ん事を慮るや、或は忠ならざるかと。天下に施す所の勅諭、命令、或は政事、法律の始終表裏ありて、或は信を失はん乎と。先王の成憲、前哲の遺訓を傳誦して、或は習熟せざる乎と。人臣となりても、亦然り。斯の如く、君臣相共に、日々躬親から省察力行せば、則ち何ぞ國家生民の治安ならざる事あらんや。何ぞ聖帝賢臣たらざるを患へんや。臣素より 陛下の省察力行、祖宗の聖帝明王に愧ぢ給はずして、曾子の自修に、明察する所あるを信ず。嘗て後宮に侍して、之を聽けり。

いにしへの文見るたびに思ふかな

おのが治むる國は如何にと

聖躬の深く親から省みること、かくの如し。苟も此の 聖心を存養擴充

省察の聖心
歌詠に表は
る

せば、唐虞三代も、之に超ゆることなし。

臥す龍の岡のしら雪ふみわけて

草のいほりを訪ふひとはたれ

と詠じ給ふに至ては、劉備の、孔明を求めし心の切なるを希望し給うて、聖躬、賢を求むるの誠を以て親ら劉備に比し給ふ。御心、言外に靄然たり。又周姜后、宣王を諫むる題を賜はりしに、皇后陛下の詠進し給ひしに、

身をつみてかざりし花をちらさずば

朝日のかげも匂はざらまし

又正心の御題に、

かへりみて心に問はゞ見ゆべきを

たゞしき道になに惑ふらむ

兩陛下 關々和樂の中に、相戒め相戀むる。聖心、歌詠の表に溢れて、省察力行の實、天地も感動すべければ、之を拜誦するもの、誰か感泣奮勵し

て、亦自ら猛省せざるべけんや。臣此の章を講ずるに於て、たま／＼感ずることあり。故に叨りに徳旨を摘發すること、此の如し。庶幾くば、宏度、之を聽納し給うて、更に益、力勉あらんことを。

第五 論語道千乘國章

臣謹て講ず。此の章、既に御講書始に於て、之を講ぜり。今又重ねて之を説くは、贅言を以て。聖聽を煩はすを恐ると雖、凡そ道德の旨は、反覆習熟するを善しとす。而して孔子の言は、愈、玩味して、愈、深し。故に前言を繼いで、更に之を詳述するは、唯。聖心に浹洽せんことを欲するのみ。論語、開卷毎章、皆な君道に切ならざるはなし。然れども、茲に於て、始て治國の要を論ず。故に新に眼を開て、看徹し得んことを要するなり。

『學而』の一篇は、専ら本を務むるを言ふ。此の章、亦治國政治の大本を明示す。天下の治道、此の大本あらざれば、行はる可からず。千乘の國といふは、

當時周室衰へて、王綱擧らず、列國各、政を専らにする代にして、孔子も亦魯國の臣たるにより、天下を治むると云はずして、千乗の國を治むると云ふなり。千乗は、春秋の世、一國の兵賦にして、兵車千乗を出す國を大國と云ふ。既に大國を治むると云ふ時は、天下を治むるといふも同じき事なり。夫れ大國を治むるは、如何といへば、則ち「敬事而信、節用而愛人、使民以時」此の五ツの要目を以て、主眼とするなり。

第一に、敬事而信といふは、治國の上に於て、萬機の根本なり。人君一身を以て、國家億兆の上に立ち、一日二日、萬機の目前に湊合する者、人君の一心を以て應酬し、取捨措置の宜しきを得んとするは、唯敬の一ツに在るのみ。蓋し敬は、一心の主宰にして、萬事の根本、敬あれば如何なる大難事に遇ふとも、平夷にして一步も誤ることなく、敬あらざれば事々皆な錯誤して敗を取るなり。古今の治亂安危も、皆な敬と不敬とに由らざるはなし。故に唐虞の君臣、一事を行ひ、一業を施すにも、必ず「欽哉戒哉」といひ、「君子戒慎於其所不睹、恐懼於其所不聞」と云うて、事の未だ目前に來らざ

敬は一心の
主宰萬事の
根本

宋儒の諸説

る先きに慎み、人知らぬ地に於て、自ら戒むるもの。此の心の弛慢亡失を豫防して、其の常に主一靈活ならんことを求むるなり。此の敬の意味は、宋儒の殊更論究する所にして、其の説一ならずと雖、要するに、此の心の運用は、孟子の所謂「出入無時、無知其郷」ものにて、唯、此の心を主持すれば、道心存し、主持せざれば、道心亡ぶ。故に敬は乃ち此の道心を主持する謂なり。故に程子は「主一無適」といひ、朱子は「畏」の一字を説く、皆な主持の意に外ならず。謝氏は「常惺々」というて、道心の靈活を指して、敬心の能力を見はせり。皆な實際に力を著くるに於て、大に功ありとす。

さて、其の實際に此の心を主持するに、大體の敬あり、一事一行の敬あり。凡て人君と爲りては、其はじめより、天職の重きを負ふ、敬心あるべきは勿論なり。又一令を發し、一事を施すに臨みても、此の敬心なかる可からざるなり。古より人君、大凡創業艱難の日には、常に敬畏する所あるに依りて、此の道心自然に活潑息まず。太平無事の秋には、動もすれば、怠慢に

敬心を維持
することの
難易

よりて、此の道心を亡ふ。織田信長の始終を見るに、其の武田、上杉兩氏に對するより、足利氏を助け、朝廷を尊奉し、東西に號令を布く、一として遺策なきは、其の創業の艱難に當り、日夜敬畏深謀する所あればなり。霸業既に成るに垂んくとするに及て、忽然脚下より亂を生ぜしは、全く其の矜慢より、敬畏心を失ひたるに由るなり。豊臣秀吉も亦然り。其の信長に奉仕せしより、主の仇、明智光秀を討ち、天下を定むるに至る迄は、算する所皆な其の機宜に適せり。關白となり、其の驕奢を極むるに及びては、復た見る所なく、征韓の役も、無謀に失し、皆な始めに敬して、終りに敬なければなり。漢高祖、唐太宗、宋太祖、明太祖も、皆な其の末年の政事は、初年に及ばざること遠きは、敬心の存すると存せざるとに由ればなり。豈恐れざる可けんや、慎しまざる可けんや。故に楠正成の歌に「忘れてもまどろむ隙のあるならば吹き驚かせ伊勢の神風」とあり。正成の眞詠なるや、否やは、未だ考證に遑あらずと雖、其の敬心の須臾も間斷なき誠心は、自ら言詞の表に溢れて、正成一生の忠誠、死に至るまで、一日の如き思ひを

人君は先づ
信を立つ可
き事

なす者、此の敬心にあるを實證するに足れり。

既に此の敬心あり、信も亦其の中に行はると雖、信は、又信の上にて講究了得せざる可からず。信は、言行の一致にして、終始替らざるの謂にして、人君の國に令し、民に施す所の一誠に出でて、毫も疑を容れざるを謂ふなり。此の信にも、大體の信あり、一事一行の信あり。凡そ人君と爲りては、仁に止まるを以て本務とする故に、民を愛する心、上下内外に貫徹して終始替らず、民得て疑はざるを、人君大體の信とす。若し或は愛し、或は憎み、或は厚く、或は薄く、時々間斷あるが如きは、是れ人君本體の信立たざるゆゑ、民疑懼して安んぜず。如此なる日には、如何なる良法美政を施すとも、民服せざるなり。故に人君は、政を施し、令を發する前に、先づ其の信の民心に感通せんことを要す。周の武王の、鹿臺の財を散し、鉅橋の粟を發し、箕子が囚を釋し、比干が墓を封ずるが如く、漢の高祖の法三章を約するが如き、皆な未だ天下を治めざる先きに、既に已に寛仁公正の信、民心を感動し、兆民の心々に、此の君こそ、我々を愛育する父母なれとて信

君民相契合
するは信の
一字

じて疑はざるなり。

凡そ人間社會の相交會和合するは、唯信の一點に在り。況や君民上下、相契合するは、唯信心のみ。民信なければ立たずといふは、此の理なり。一事一行に於ても、亦同じ。若し一令を出したらば、假令不便を生じたりとも、守りて變ぜざらんことを要す。朝に令して、夕に改むるが如き時は、何を以てか、民の疑はざることを免れんや。天下の患は、民心の疑ふことあるより、大なるはなし。故に魏の文侯は、獵を約して、雨に遇うても、其の期を違へず。諸葛孔明は、一度法を下して、涙を揮うて、秀才の馬謖を斬るが如き、一法一令も、臣民と相契約したる上は、如何なる困難をも守りとげて、臣民と信を失はず。是れ敬事、而信、人君天下を治むる大本要道となす所以なり。

財用と節制

第二節、用、而愛、人、といふは、財用は、國家生民の生活を爲す用度、一日も缺く可からざる者にして、之を治むるに、方法を怠る可からず。蓋し財は、國土人民の力に因りて、産出する物にして、大數其の限りあり。之を用ひる

財源は開發
すべく用度
は之を節す
べし

には、國家人民、上下貧富の需めに應じて、其の數限りなし。限りなき需用に應じて、限りある財を散ず、財の足らざること、論を俟たざるなり。故に財を治むる方は、唯節の一字にあり。節とは、其の程度のよろしきを定むるものを云ふ。竹の節あるが如く、長短其の度に因りて、一節一節切り目あるを云ふ。財は、國家の命脈にて、財用足らざれば、國則ち滅亡す。故に財を用ふるには、必ず節度を嚴にして、最も濫用を戒しむるを必要とするなり。

夫れ國家百年の計は、財用に在り。故に國家を治むるには、先づ其の財源を饒にすべし。山林を繁茂せしめ、川澤を疏通し、野を拓き、海を墾し、鑛山を開き、鐵道を布き、農業を勤め、漁鹽を興す等、是れ皆な百年を期するの業にして、國家の財源なり。必ず之を蕃殖せざる可からず。凡そ國家の事は、必ず年月を逐うて、増進する者なる故に、財源も亦隨て之を蕃殖するを要す。財源蕃殖すれば、之を用ひるも亦過多なり易し。是に於て、之を節制せざれば、財源多しといへども、久しからずして、又竭盡す。故に之を用

ひるに、必ず豫め十年の用を算し、其の事の先きにするべきと、後にすべきと、緩にすべきと、急にすべきとを審にして、嚴に節度を設けて、先後緩急の序を違へず、其の先きにするべき、急にすべき事も、亦其の中に就て、必ず二分の節減を加へて、十分の費用は、八分に節減するが如くなる時は、財常に餘りありて、國空乏に至る患なきなり。況や水旱疾病、不時の天災を免れざれば、假令如何なる富國たりとも、其の分量に應じて節制なき時は、決して長く富饒を保つ可からず。是れ理財の至て見易き者。唯國家に長たる人、目前の事功に急にして、遠大の慮なく、百件の事業を、一時に興さんとするを以て、忽ち財政困難の訟を聞くに至る者なり。故に節用の二字、國家長久の計、此の外に出でざるなり。

抑、節用の國家に切なる、此の如くなるに、若し其の目的を誤りて、單に國財を官庫に満たしむるを、富國の要務と思ひ、強て用度を減省して、吏民の給與を聚斂するが如きは、則ち是れ用を節するにあらずして、財を齎むの惡政なり。故に財政の主眼は、人を愛するを以て専務とし、用を節す

用を節する
は人を愛す
るに外なら
ず

るは、人を愛するが爲にして、人を愛するには、用を節せざれば、慈惠の政行き届かざるなり。蓋し國家は、人民の衆合する處、國家の治安は、人民の生活、其の所を得るに在て、其の所を得るは、財の足るに在るのみ。財の足らざらんことを恐るゝ故に、用を節す。用を節するにあざれば、人民の生活を饒かにすること能はず。是れ節用は、人を愛する所以にして、用を節するに由て、始めて人を愛する仁政を實行す可きなり。

此の敬、信、節用、愛人の四つの者、治國の要領にして、簡にして盡せりと云ふべし。而して四つの中、又敬を始本として、愛人を極至とす。蓋し人君の大徳は、仁に止りて、治道は、人を愛するに在るのみ。若し人を愛するの心、至らざる時は、事業大なりと雖、國家富強なりといへども、天職の仁に悖れば、其の餘は觀るに足らず。今陸海軍を皇張するも、人を愛するが爲なり。憲法民法を布くも、人を愛するに因てなり。教育勸業も、人を愛するが爲なり。鐵道電信も、人を愛するに由てなり。凡そ國家の施す所、一として人を愛する事にあざることなし。若し人を愛する心より出でずして、

敬を始本と
し愛人を極
至とす

徒に事業を盛にして、歐洲の文明と競争せんと欲するが如くならば、則ち是れ國家の長たる人の心に非ずして、民心亦服す可からず。故に人君は、常に愛人の心を以て、主として、一事一業、皆な此の愛心より出ん事を、顧みざる可からず。孔子の言、一句々々、皆な緊要にして、特に此の愛人を、

使民以時は
民政實施の
大著目

四つの者の極至として、目的を明示する者、深く鑒みざる可からず。末句使民以時といふは、民政中の要務を揭示せしなり。春秋の世に、軍役の外に、農民を使役して、土木修繕營造、諸般の勞に供せり。若し農事を妨ぐる時は、田地荒廢し、民力徒勞して、其の害太甚し。故に春夏秋の三時を除き、冬季の農隙を量りて、之を使用するを、民政緊急の要目とするなり。朱註に、此の如く説くといへども、此の一事に限らず、凡て民政には、時を失はざるを以て、第一とす。古昔堯舜の民を愛するや、事々其の時に順ふを以て、慎み戒めざることなし。周公の成王を教ふるにも、七月の詩を賦して『晝爾于茅。宵爾索綯。亟其乘屋。其始播百穀』とて、民事の緩慢す可からざるを示せり。凡そ民政上には、百穀の種子を下し、莠を抜き、收穫納税を

五事眞に治
要の格言

はじめとし、樹を植ゑ、木材を伐り、秣を刈り、薪を採り、川を浚へ、堤を築き、鳥獸の殖産、魚介の漁獲に至るまで、一事として其の時期を失はざるを、務めとせざることなし。故に民をして、其の事に使用せしむるには、其の時を以てするを至要とす。國家に長たる人にして、民を愛するを以て、心とする以上は、此の時を以てするに怠る可からず。前に論述する所の、財源を蕃殖するも、民を使ふに時を以てせざれば、其の事業を遂ぐることを得ず。是れ時を以てする一事は、民政實施の大著目たる所以なり。以上、合せて五項となる。敬事なり、信なり、節用なり、愛人なり、以時なり。一句も抜く可からず、一字も加ふるに及ばず、眞に治要の格言と云ふべし。人君常に座右に書して、觀省せば、其の補益する處、豈に淺鮮ならんや。今、試みに此の五つの者を以て歴史に照すに、堯舜三代より以來、漢高祖、文帝、光武、昭烈、唐太宗等、治國の實功ある者は、此の五つの者を行ひしに由るのみ。歐洲の富強文明と稱する國も、此の五つの者を行ふに外ならず。列祖は、皆な此の五つの徳を備へ給ひて、よく政に施し給ひ、陛下其

の成績を繼述し給ひ、此の孔子の言を資りて、其の意を擴充し給はゞ、王政の實行、他に求むるに及ばざるなり。陛下よろしく心を留めて玩味し給ふべし。

第六 論語弟子入孝章

弟子の教育を明示す

臣謹て講ず。此の章は、弟子の教育を明示す。倫理、道德、實行、文學、並進して、始終を貫き、純全無缺の教則たるを見る。當世専ら教育を論じて、智育、德育、體育、三つの者、兼ね備らんことを云ふ。然共、其の智と云ひ、徳と云ひ、専ら西洋に資りて、我國適當の教則に非ず。我國適當の教則を資らんと欲せば、此の孔子の教則を標準となさざる可からず。臣請ふ之を講ぜん。
『弟子入則孝、出則弟、謹而信、汎愛衆而親仁、行有餘力、則以學文』と云ふは、凡そ人の生るゝや、其の始より教なかる可からず。其の教は、必ず其の身の近き所より、行ひ始めざる可からず。其の行ひは、爲し難き所より、行ふに

五倫の外に道なく道を講ずるの外教育なし

非ず、其の天性の固有に基づいて、其の良心の常に發する所に由らざるはなし。天性の固有は、何ぞ、則ち仁、義、禮、智の良心にして、此の良心の常に發するは、則ち慈、愛、敬、順なり。人の天下に在る、其の始め胎を父母に受けて、生れ出づるや、其の國に仰ぎ事ふる君あり。生れて先なれば、兄長となり、後なれば、弟幼となる。長じて、夫婦あり、人々相交れば、朋友となる。此の五つの者、相合して倫理と云ふ。倫理を行ふを、人道と云ふ。此の五倫の外に、道なく、天下萬事萬物の道理、此の五倫の道に統轄せざることなし。其の道は、又外より來るに非ず。天性固有の仁、義、禮、智、發出して、父母に向へば、孝となり、君に向へば、忠となり、兄弟には、友愛となり、夫婦には、和順となり、朋友國人には、信となる。是れ人道自然の天則にして、之を知り、之を行ひ、之を導き、之を習ふを、教育と云ふ。

此の教育や、必ず其の幼少より教へざる可からず。其教を受る者は、天下皆弟子なり。凡そ弟子となりては、内に入りては、専ら父母に事へて孝行を盡し、外に出ては、専ら長上に事へて、弟順を盡す。此の孝と弟とを、主

是れ孔門教育の順序方

一に行ふには、又其の平生、心術品行の定度あるを緊要とす。故に謹と信との二つ、内外始終を貫くの樞紐にして、謹は、身の行ふ所、起居動作皆な常度ありて、易らざるを云ひ、信は、言ふ所、誠實にして、浮躁虚偽なきを云ふなり。其人と交際するに於ては、汎く衆人を愛して、一方に偏黨せず、然共、其汎く愛するとして、君子小人の辨別なく、諛佞を言ふが如きに非ず。又其の汎愛中に就て、必ず其の仁者賢人を選び求めて、親み近づき、益を請ひ、徳を磨くを怠らず。右の如く、内に入りては、父母に孝を盡し、外に出ては、兄長に弟を盡し、平生謹信を守りて、汎く衆人を愛し、仁賢に親近して徳性を涵養し、知識を増益す。之を以て、日夜朝暮、起るより寝るに至る迄、孜々力行、間斷なく、若し其の餘力ある時には、則ち必ず學文に従事し、古今の歴史、聖經、賢傳を読み、先王の成憲を考へ、事理の當否を究め、其の年度と、才質の長短に順ひ、等級を追て、習熟する時は、知は、行ひに従ひて進み、才は、徳と共に達し、徳、才、知行、完全の人材を成立すべきなり。是れ孔子の教育にして、古へ三代の小學にて、教を施したる其の遺教餘風なり。

孔子の教は
言近くして
旨遠し

孔子の教は、皆な其の言近くして、旨遠し。故に、此の孝、弟、謹、信、愛、衆、親、仁、餘力學、文、の、七つの者を、一目讀下すれば、弟子の常行と云ふが如くなるも、是れ則ち徹上徹下の道にて、大人君子といへども、終身用ひ盡さざる徳義の大本なり。蓋し孝の徳は、至誠眞愛にして、弟の道は、恭順謙讓なり。人間の徳、是より大なるはなし。謹信は、人の骨子、諸葛亮は、王佐の全才にして、其の自ら言ふ所は、『先帝臣が謹信なるを知る』と稱せり。武内大臣は、棟梁の大器にして、群臣燕饗の時、入侍せずして、竊に警備せしは、亦此の謹信なり。然れば則ち謹信の二字は、弟子の教のみにあらずして、大人も畢生の守りなり。汎く衆人を愛して、仁を親むと云ふに至りては、凡そ天下の人と相交り、仁智の道を全くするは、所謂『舜有天下、擇於衆、舉臯陶、不仁者遠』云々の道理にて、能く此の道を行ひ得るときは、天下を治むるに於て、何か有らんや。餘力學、文、は、自知我見を足れりとせずして、廣く古今聖賢の、道德法規に則をとりて、眞理のある所を求め、至善に止まらんとす。學問の極功も、此の外に在らず、豈亦大ならずや。

さて、茲にて孝弟というて、君に事ふるの忠を教へざるは、如何にと疑問もあるに、孔門の教は、實行より始まる。故に、少年の行ひには、いまだ君に事ふるの實行あらざるを以て、専ら孝弟を行ひ、君に事ふるの忠は、其の中に養成し、仕官を待ちて行ふなり。人々能く孝弟を行ひ、誠孝和順の徳性を備へ、以て君に事ふる時は、則ち忠愛靄然、至る所其の道に當らざるなく、餘力に文を學び、孝經、曲禮、詩、書を始めとすれば、忠、孝、仁、義、皆な其の中にありて、君臣の道、漏るゝ所なし。

抑、教育の法、世に隨ひて沿革し、其の來ること久し。臣請ふ之を詳論せん。漢土の古へ伏羲の代、初めて八卦を畫し、卜筮を以て教を垂れしに、乾坤を始めとして、君臣尊卑の道を本とせり。堯舜の代に至り、契を擧げて司徒となし、五教を敷き、『父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信』を主旨とし、父子を以て、五倫の始めとせり。夏、商、周、三代を経て、教育の法、漸く備はり、小學、大學を設けて、少年大人を教育し、其の大要は、今粗、禮記に存するが如くにて、孔門の教は、皆な茲に基づけり。爾後、秦、漢、唐、宋、元、明、清

を經歷し、其の教、盛衰明晦、種々の沿革之ありと雖、五倫五教を離るゝ事、曾て之れ無きなり。蓋し一個人の生れ出るよりいへば、道は、父子を第一とす。故に、『父子有親』を、五教の始に置くといへども、天下の上よりいふ時は、則ち孔子の曰ふ、『天下之達道五、曰、君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也』と。是れ魯の君、哀公に對へられし道の倫序にして、君臣を以て、達道の第一とす。

我國は、天地開闢より、天祖の一君ましまして、臣民を統治し、子々孫々、萬世窮りなし。故に天下の大道は、君臣に始まりて、萬づの道理、皆な此の君臣に包含せり。特に君の臣民を視る、我子の如く、臣民の君を仰ぐこと、父母の如く、君臣、祖孫、同體一氣、相契合凝結して離る可からず。君臣の忠義と、父子の親愛とを合一にしたる、世界無比の至道純理なれば、堯舜も夢にも見ず、孔子もいまだ説き出すこと能はざる所なり。此の君臣の大道、上下古今に貫通し、其の中に、父子の親、夫婦の和、兄弟の序、朋友の信、其餘、細大の道、悉く成り立つなり。上古以來、神聖の徳化に因て、自然の

天則行はれ、別に教育の方法を設るに及ばざりしなるに、世代の久しく續くに從ひ、人心も移り易く、教育なかる可からざる時に至りし故に、應神天皇より、初めて孔子の書を取りて、教を施し給ひしなり。蓋し孔子の教、彝倫道德を主として、天下國家を経綸し、我邦の道と同じきを以て、此の『論語』を當時の教科書となし給ひしなり。

此の時の教育を考ふるに、全く實行の德育にて、之を事實に徴するに、仁徳天皇、御兄弟、天位の御推讓は、周の泰伯、及び伯夷、叔齊の上に出でさせ給ひ、高臺に登りて、人烟を望み給ひての御詞は、有若が魯の哀公に對へし言を實行し給ひし靈德にて、孔子の能く説く所も、此の外にあらざるなり。故に、道德の教育は、此の御代を以て、萬世の標準と仰ぎ奉るなり。其の後、佛教入り來り、皇道も、孔子の教も、其の實を失ひ、中古以來、隋唐に通ぜしより、其の文物學藝、盛に行はれしも、文詞に富みて、德義徳教に乏しく、菅原道眞の『和魂漢才』の訓戒は、時弊を救ふの憂心に發したるなり。武家權を執りては、文教は地を拂ひ、其の物讀み、文書く業は、僧家に歸し、

其の幼年の手習ふ者を、寺子と云ふを以て、其の時世を想ひ見るべきなり。然れ共、武門の大將と成りて、其の家の子、郎等を指揮するは、其の恩義、父子、君臣の如く、武勇を尙び、忠義を重んじ、三歳の童子も、忠孝に死すること忘れず。我が國固有の道にて、一種忠孝尙武の徳性、此の道にて教へ成し、遂に風俗を成すに至れり。足利、織田、豊臣を経て、徳川氏に至る、武を偃せ、文を修め、始めて學教を施し、専ら孔子の教を尊び、忠、孝、仁、義を勵まし、水戸光圀、主として我國體に基づきて、皇道を明かにし、孔子の教を唱道せし故、上代の教育、再び世に明かになり、封建の時代、國々其の政教を異にして、各藩、士風同じからずと雖、大義名分を知り、忠孝節義を重んじ、武を尙び、死を輕んじ、以て國家に報ずるの精神氣性は、家々に傳へ、藩藩に存し、三百年來、此の風俗に成立したる人物、時運に乗じて出て來り、明治復古の御鴻業を賛成せしなり。素より列祖在天之靈と、先帝陛下の御聖徳に頼ると雖、股肱の輔翼、與りて力ありとす。然る所以のものは、亦皆な武門の教育と、孔子忠孝の教學とに由らずんばあらざ

日本魂を養成するを以て教育の主眼とすべし

るなり。

維新以後、俄に歐米の文明に摹仿し、教育の方法も、其の規則を用ひ、學科も精密に、生徒も夥多になり、全國の面目を一變し、近年に至り、法律なり、理學なり、經濟なり、工藝なり、博識多藝の人は、維新前に比すれば、百倍せりといへども、外面の粧飾にて、才思技能の働きに長じ、我邦の精神魂性乏しく、道德義勇の根柢薄く、國家柱石の材を養成せんと欲するも、復た得べからず。凡そ教育は、本國人を養成するを主とす。日本國にては、日本人の魂性を養成するを主眼とせざれば、教育は無きに若かず。厩戸皇子の慧聰、佛を信じ、吉備眞備の博學鴻儒と稱するも、我國の忠孝節義の大徳に缺く所あれば、取るに足らざるのみならず、却て國教を害するなり。今、専ら歐米流の教育に因て、成立したる生徒の結果を豫想するに、安んぞ昔時の厩戸、吉備の流亞たらざるなからんや。太平には、徳を崇うし、行を正くして、風俗を教化するの實なく、國家緩急ある日には、義に仗り、節に死するの操守なし。日本國を擧て、將に歐米の粉飾人たらしめんとす。

明倫修身の要

是れ皆な教育の本末を誤るに因依するなり。速に其の本に反り、祖宗の謨訓を闡明し、世々の令典を繼述し、國體風俗に準由して、日本人の魂性を養成するの教育を、施設せざる可からざるなり。然らば則ち、此の孔子の教首として之を資らざる可からず。臣故に特に詳論して、聖聰を煩はし奉るなり。

第七 論語子夏曰賢々章

臣謹て講ず。此の章は、明倫修身の學を論ずる、誠に切にして、前章孔子の言に合せて、互に相發明す。子夏は孔子の門人にて、曾子、有子に次ぎ、文學の科にありて、十哲中の一人なり。其の言に曰く、「賢、賢易色。事父母、能竭其力。事君、能致其身。與朋友交、言而有信。雖曰未學、吾必謂之學矣。」と、是れ身を修め、倫を明かにするの大なるものにして、賢を賢とするを以て、一心を立つるの本とするなり。

蓋し人性の善なる、必ず善を善とし、惡を惡とす。故に、人の賢なるを見ては、其の賢を賢とし、尊び、好み、慕ふの心を起さざるることなし。然れども、尋常八分に止まりて、眞實十分ならざる故に、之を己の身に體して、學習するの實なく、賢を尊び、善を好むの心ありといへども、遂に半途に畫して、進みて聖賢の地位に到ること能はず。是れ其の賢者ならんことを好むの心、誠ならざるに因てなり。故に聖賢を學ばんと欲せば、先づ其の心を誠にするを要す。心を誠にするは、其の聖賢ならんと欲するの心を以て、好色を好むの心に易へば、則ち眞實懇到、其の極を用ひざる所なし。子夏、賢を賢とするに誠を以てすと言はずして、色に易へよと云ふ、其の意、最も切實、人をして自ら其の本心に了悟せしむるに多辯を費さざるなり。後世の訓詁考證の學、哲學、理學にて分析究索せば、精細を窮むべしといへども、皆な實地の工夫、本心の了悟なし。聖門の學は、躬行心得に在り。故に賢を好まば、直接に其の色を好むの心に易へよといふ、通常人をして、之を聽かしむるも、其の眞實懇切なるの意を、心知了悟せざるはなし。孔

子も常に「吾未見好學如好色者」と云ひ、大學にも、意を誠にするは「如好好色、如惡惡臭」と云へり。實行實知の學問は、皆な此の如く、一言して人の腦裡を感覺するなり。

特に子夏の此の一言は、人をして頓に警醒せしむべく、人能く賢を好んで、色に易へば、本領先づ定まり、誠心の到る處、何事かなす可からざらん。成湯は學んで聖王となりたる人なるが故に、其の初學の時は、「不邇聲色、不殖貨利」とありて、全く聖人を好んで、聲色を好むの心に易へられたるなり。諸葛孔明は、醜婦を擇びて妻とせり。其の志、専ら王佐に在るを以て、好色を以て、其の心を移さざるなり。本朝の正行は、辨内侍を賜はりしを、歌を獻じて辭し奉りたるは、其の心、興復の大義に在りて、婦人に及ぶに暇あらざるなり。近世の上杉治憲は、本妻の外媵妾なく、閨門の内より、一藩の政事に及び、皆な誠の一心より、涵養し成して、民を愛するの心、主となりて、婦女を愛するの心に易へたるなり。此れ皆な賢、賢易色の實證にて、此の誠心より爲し出し來る故に、其の事業、皆な公明正大、日月と光を

争ふなり。

其の倫理行實に於ては、父母に事ふるの孝、君に事ふるの忠にして、孝の道は力を竭すにありて、忠の道は身を致すを主眼とす。蓋し父子は、一體分身にして、相離る可からず、唯其の力の盡さざるを惜しむのみ。凡そ身體髮膚、敢て毀傷せざるより、父母の心を心とし、身を立て、道を行ひ、其の志を養ひ、其の口腹身體を養ひ、其の家を保ち、葬祭繼述等に至るまで、前後終始、毫髪もわが力の餘りなからん事を欲するに至りて、之を其の力を盡すと云ふなり。舜の瞽叟に事ふるが如き、歷山に耕し、河濱に陶し、雷澤に漁せしも、皆な其の父母に獲られんために、其の意を悉くし、力を盡したり。平重盛の、清盛に事ふるも、心を盡し、力を竭し、到らざる所なく、兵諫まで致したるは、其の極に至りしなり。猶も足らざる故、神に祈りて、己の誠の至らざるを訴へたり。宛かも、舜の旻天に號泣すると一般の心事にして、但瞽叟は、豫びを底して、清盛は、未だ改むるに及ばずして、重盛早く死したるは、天命なり。其の心事行爲に於ては、同一の至孝なり。重盛死

父母に事へて能く其力を竭す可き事

君に事へて能く其身を致す可き事

を祈ると云ふは、素より俗説、辯ずるに及ばず。人力を竭し盡したる以上は、天を頼び、神に訴ふは、至情のやむ可からざるに出でて、是れ皆な至誠の人にあらざしては、通曉し難き心の感動にして、學問の極功なり。故に、舜と重盛との至孝を得んと欲せば、此れ其の力を竭すより、勉行す可きなり。

君に事ふるには、其の身を致すと言ふは、人臣第一の要義なり。朱註に「委致其身、謂不有其身」とあるは、最も能く説明せり。蓋し君臣の間、恩信相結合すと雖、父子の相離れざるが如くなること能はざるは、亦已む可からざる義ありて存す。故に、茲に於て、一層の誠心を加へて、情義の契合あらんことを欲す。凡そ人臣の君に事ふる、先づわが身は、君の物と委ね致して、わが所有物にあらずと、徹頭徹尾、念頭に決定するを、人臣、君に事ふるの本領とす。君に事ふる道は、聖賢の千言萬語、一々軌範となす可しと雖、致其身の一言の如き、的切緊要なる訓はこれなく、特に本朝君臣の道に切當して、毫髪も差違なし。人臣たるもの致其身の本領定まりて、而して



後に、巨細の節目、動作進退も、一々其のよろしきを得べく、若し此の本領定まりなくしては、一部の功、一時の忠ありと雖、未だ以て忠臣といふ可からざるなり。

宋の岳飛が、金の軍を破りて、其の功、已に成らんとするに臨み、秦檜之を嫉み、讒を構へて、一日に十二牌の勅書を以て、班師の命を傳へたるに、岳飛若し「將在于軍、君命有所不受」の權道に據り、師を進めて賊を討たば、必成の功、目前にあり。然るに、唯々君命の重きを奉じて、師を班し、遂に檜が爲め獄に枉死するをも甘んぜしは、實に純忠にして、君に事へて其の身を致せしなり。新田義貞が、後醍醐帝を奉じて、叡山に據守し、専ら攻守の策をなせしに、帝は尊氏の詐欺を受け給ひて、其の陣に行幸あるをも知らず、發輦に臨みて、俄に皇太子を託せられて、北越に赴かしめ給ふに、義貞謹みて命を奉じ、帝と生別の悲みをも厭はず、從容として北越に行き、一念の怨むなきは、眞に致其身の誠心ありし故を以てなり。顏眞卿の蔡に移されて、李希烈がために殺さるゝをも甘んじ、文天祥の燕に囚は

能く其身を
致せし人々

れ、南向再拜、從容死につき、楠正成の守戰の策を献じて行はれず、一子正行を遣して、湊川に死を致せしは、事君致其身の道理、滿腔に爛熟したればなり。武家に至ても、畠山重忠の頼朝に事ふる、佐藤嗣信の義經に事ふる、加藤清正の秀吉に事ふる、鳥居元忠の家康に事ふる如き、皆な其の身を己の身と思はざる、眞實無妄の一心に於ては、青天白日、婦女兒童も、之を聞くもの感激涙を流さざるは、なく、實に人臣の龜鑑として、此の章の證徴となす可きなり。

若し、吾身を君の物と思はず、毫も吾身と思ふの一念残りたる時は、事變に臨み、潔き處置は爲し得ざるのみならず、平常に於ても、君に不足を懐くやうの意念を起すものなり。細川藤孝は「身のために君を思ふは口惜しや君のためにと身をば思はて」といへる歌に、自ら註釋を書して、常に戒訓となしたりとて、今なほ其の書残りたるなり。古人の學問、實地に心を用ひたるの厚き、感ずるに堪へたり。忠孝は、人間の第一義、此の心なきは、人にあらざれば、人皆な研磨講究するは、云ふを待たずと雖、其の要領

吾身を吾身
と思はぬが
肝腎

を得て、入處を知るにあらざれば、學文と心術と、一枚なるの味を知らず。特に忠の道は、天下の大義、其の眞髓を得難き故、淺見綱齋の『靖獻遺言』など、只管大義の眞髓を示したるなれば、致其身の教へとして見るべく、當世、學科盛に開け、政治家、法律家、理學者、化學者等輩出し、遺言の書は、見る者も稀になり、隨ひて此の書に載せたる如きの、忠臣を求めんとするも、百の一にも當らざるなり。

臣嘗て 皇后陛下に侍讀して、外史の徳川氏記に至り、其の忠臣の多きに御感あらせられ、『徳川の忠臣多き此の如し。今日聖朝にも、斯くこそあらまほしけれ』と、宣はせ給ひたり。臣感泣して奏して曰く、 聖上陛下夙に賢を好み、忠を愛し給ひ、 皇后陛下亦此の如きの忠臣を感想愛慕し給へば、今日忠臣の多からん事、必ず徳川に百倍すべきなりと。然れども、徳川の忠臣多きも、亦容易に得たるにあらず。秀吉嘗て家康を饗し、數種の名品珍器を出して觀賞に供し、家康にも必ず珍器あらんと問ひたるに、家康には、曾て珍藏の器物なし。唯、所有する者は、水火の中に飛

聖朝の忠臣
徳川に百倍
すべし

び入り、死生を顧みず、家康に忠義を盡す者、百餘人を有するのみと答へたり。蓋し家康、父祖以來、信義を以て主従を契合し、誠心を開きて士を愛せし結果にて、自ら實徳の學問教育となりたるなり。『論語』に、人臣の君に事ふるの道を説きたるは、此の章を始めとすれば、讀むもの能く吾心術に正して、蘊底より疑はざるの念慮を養ひ成さんことを欲す。故に、特に之を詳論して、聖聽に達するなり。

朋友と交はり、言て信あるは、『學而』の首章、及び曾子『三省』の章に於て、之を講述したるが如くなれば、今茲に贅せず。さて、子夏言ふ『茲に人あり、賢を好みて、其の誠切なること、好色を好むの心に易へ、父母に事へて、其の力を盡し、君に事へて、其の身を委致し、朋友と交はり、其の言語みな信あるが如く、凡そ此の四つの徳行を能くせば、斯人未だ學問の効あらずといふと雖、吾に於ては斷じて之を既に學びたる人と言はんのみ』と。蓋し學問は、人倫を明かにするにあり。人倫の外、何ぞ吾學と云はんや。然らば則ち、此の人倫の大なる者を行ひ得て、其の心術誠實懇到なれば、之を學び

子夏の言學
問の正鵠を
明示す

倫理道德を
主本とし百
科の學之に
従ふべし

たりと云はずして、別に何者を以て、學と云はんや。子夏の一言、學問の正鵠を明示して、萬世の惑ひを打碎せしなり。當世、學問多岐、技藝工匠も、皆學科の中に加へて、修身も一科に貶置するに至れり。倫理道德の退歩するも、亦宜なるかな。子夏が一言にて、豈之が惑ひを晴らさざる可けんや。抑、倫理道德は、修身の事業、初學より中學、大學を経て、官となり、野に處し、君となり、臣となり、華族となり、平民となり、其の地位貴賤を論ぜず、須臾も斯道を離る可からざれば、亦造次も工夫を惜る可からず。外の學科は、卒業證書を得て、學士の稱號を受く可しといへども、斯學は、俛焉孳々斃而後已み、粉身進んでつきず、故に斯學は、教師教官のみを待みて、教育の道を得たりとす可からず。人君、躬親ら勤め學びて、天下に率先し、之が教道をなさざる可からず。是れ君となり、師となるの天職ある所以なり。臣民も亦教師にのみ依憑す可からず。人々天性の良心に省みて、自ら振ひ、自ら新にして、學ぶ所を知らざる可からざるなり。子夏は孔門の中にては、文學を以て名あり。而して道德を云ふ。此の章の如くなる時は、孔門の

學の主とする所、皆な一なること推して知るべし。然らば則ち、當世専ら歐學を資りて、知識を世界に求む可しといへども、其の主本とする所は、獨り倫理道德にありて、最も君臣の大道を講明するを、我國の教學とすることを辯明せざる可からず。これ 聖心の常に注ぎ給ふ所、臣が講述するに及ばずといへども、進講に臨み、感激に堪へず、推論遂に茲に至るといふ。

第八 論語君子不重章

臣謹て講ず。此の章、自修の學を説き示すこと、最も近切なり。其の「君子」と云へば、道を學び、徳を修め、國家に長たらんと志す人は、皆な概して此の中に在り。故に人君の學も茲に外ならず。「不重則不威、學則不固」といふは、凡そ道を學び、徳を修め、國家に長たる人としては、其の言語行爲の上に就て、其の厚重ならざるの失を戒めざる可からず。厚重ならざれば、如何

君子道を學
ぶ先づ當に
厚重なるべ
し

なる弊を顯はすかといふに、其の形容の顯はるゝ所、輕躁となり、浮薄となる。其の爲す所、善なりと雖、輕躁浮薄なる時は、則ち外面の人に及ぶところ、威嚴の敬畏すべき所なくして、其の身日々聖賢に接し、月々千卷の書を讀むとも、其の心に浹洽せず、其の身に著實ならずして、學ぶ所、堅固ならざるなり。是れ厚重ならざる病にて、君子の道を學ぶには、先づ當に厚重なるべきを要する所以なり。

凡そ人君となり、また國家に長たる人となりては、最も衆望の服するを要す。衆望の服する所は、其の平素、厚重沈靜にして、威嚴の侵すべからざる徳あるを以てなり。其の才智は敏捷、學藝は超達なるとも、衆人は決して服せざるものなり。孟子、梁の襄王に見えし時の様を記して、「望之、不似人君。就之、而不見所畏焉。卒然問曰、天下惡乎定」といへり。是れ其の輕躁にして、厚重ならざる實相を顯はし、衆人の上に居るべき徳にあらざること明らかし。然らば則ち如何にして、厚重なるべきかといふに、君子は、平常意思の發する時に、先づ其の意の善惡如何と察し、其の言語に臨みて、

如何にして
厚重の風を
養成すべき

其の言ふべき事と、言ふべからざる事とを審にし、其の行事に於ては、其の行ふ所の是非曲直を撰び、すべて動容周旋に就て、其の禮に中ると、中らざるとを省察し、而して後に、之を言語に發し、之を行事にあらはす時は、おのづから厚重嚴正にして、決して浮薄輕躁の失なく、衆人之を望みて、其の威の畏るべくして、自然に敬服するなり。

故らに威嚴
を粧ふ可か
らす

其の身に學ぶ所に於ては、其の厚重の質によりて、ますます堅固確實にして、おのづから徳を積み、道に熟するに至るもの、曾子の「動容貌、斯遠暴慢矣。正顔色、斯近信矣。出辭氣、斯遠鄙倍矣」と云ひ、顔子の「非禮勿視聽言動」といひしが如くに、其の文を學び、業を習ふ前に、厚重威嚴の徳を養成するを以て、君子の實學となすなり。然れども、今俄に厚重ならんと欲して、故意に形貌を變じ、坐作進退を鄭重にし、威嚴を示さんとして、目を張り、聲を厲しくするが如きは、最も徳に遠ざかりて、修身の道をあやまるものなり。

忠信を主と
す可き事

『主忠信』といふは、君子の學、外面の厚重威嚴を貴ぶといへども、内に向

ひて、本心の主本を定めざる可からず。蓋し人心の靈活流動は、瞬時も息まずして、其の郷を知ることなし。而して其の惻然、自然に發動するものは、天性の衷心より湧出するものにて、之を名づけて道心といふ。其の耳目鼻口、支體の觸るゝ所に隨ひ、嗜好の慾心より勃興するもの、之を名づけて人心といふ。均しく是れ心なり、或は道心より發し、或は人心より起り、二つの心、身體を使役して、互に消長をなし、人間一生、吾心を以て、吾心を責め、之を誘導制止する道を知らずして終るもの、殆んど千人中九百人の多きに居る。是れ其の心に主とするものなきに因りてなり。何を以て之を主とするか、乃ち忠信にして、忠信は、一つの誠なり。

誠は天道の主にして、人之を受けて生るゝ故に、人心の主なり。其の天と一なるがゆゑに、眞實無妄にして、其の發するや、惻然、慈愛となり、義憤となり、明睿となり、嚴正となり、一點の作爲なく、透徹貫通して、禦ぐ可からざるものを、誠の本體功用とす。この誠、人心に主となりて離る可からずといへども、人生れて、直ちに氣質肉體を受けて、これより生ずる慾

先づ誠を堅立すべし

道心と人心

心の爲め、其の本心錯亂して、或は昏く、或は塞がり、終に反ることを知らざるものあるに至れり。故に學問のはじめに、先づ此の在來の本心、即ち誠を主本と堅立するを第一とす。

凡そ一家には、一人の主ありて、二主ある可からず。一國には、一人の君ありて、二君ある可からず。人身に一心の主ありて、二心ある可からず。今、道心ありて、また人心ある時は、即ち二主なり。人心の治まることを得ざるは、二心ありて統一することを知らざればなり。故に天性本來の道心、一箇の誠を主として、氣質嗜慾の人心を支配する時は、一心の主宰、人心の紛雜を統一制御して、人心修まらざることなし。是れ忠信を主とするを以て、君子の學の主本とする所以にして、皇道に於ては、「惟神の道」といふ。この一心充滿して、萬事に流動するときは、人爲を假らずして、化育の妙用、皆な自然に備はるなり。

然れども、學者は未だ直ちに詣ること能はず。誠を主とすといへども、又之を補助して、その誠心を誘導する具なかる可からず。故に、「無友不如己

學誠篤行の友を擇ばざる可らず

者」といひて、學友は己に勝れる學識徳行の人を擇びて、親しみ交はり、己の及ばざる所を助けて、道にすゝみ、徳を積むべく、己に及ばざる庸徳淺學の人は、友とすることなからんことを要す。尋常、友を取るには、己に勝れる者を忌み憚りて、近づかず。己より劣れるものは、己に隨順するゆゑに、之を喜ぶを人情の常とす。若し己に隨順するを喜ぶ時は、則ち矜惰の心、日々に滋蔓して、敬畏の心、月々に退歩し、主とする所の忠信も、消亡するに至るべし。是れ己に如かざるものを友とするを、深く禁絶する所以なり。

既に己に如かざるものを友とせざれば、必ずその正人の君子を擇びて友として、智を研き、行を磨きて、駸々乎として徳に進むといへども、其の過失なきを保す可からず。故に「過則勿憚改」といへり。すべて人の過失は、偶然に出でて、免る可からず。然れども、尋常名譽心あるを以て、己の過失あるをあらはすを喜ばず。其の過失をあらはすことを忌む心より、改むることを速かにすること能はず。兎に角、猶豫して、甚しきは、過失を飾る

過ちては改むるに憚ること勿れ

ものあり。かくの如き時は、正人君子を友とすといへども、忠告善導するに道なく、終に過失に過失を重ねて、與に共に聖人の地位に至ること能はざるなり。故に、若し過失ありたるを知るに於ては、毫も忌み憚る心なく、直ちに之を改めて、一點の残りなく、所謂日月の蝕の如く、清淨潔白、人見て之を知るが如くすれば、其みづから修むるに於て、至れりといふべし。

それ君子厚重を以て質として、其の學ぶや、内「忠信」を主として、之を助くるに、己にまされる正人君子を友とし、而して其の過失ある時は、直ちにあらためて、毫も遺念なかるべし。この四つの實行備はる時は、自修の道至れりといふべく、進みて國を治め、政を施すときは、事舉り民服して、王道の本、茲に外ならず、君子の學、完全なりといふべし。唯々、聖明の、之を玩索するにあるのみ。

此の四の實行備はるを要す

第九 論語貧而無諂章

貧くして諂ふ者と富んで驕る者

これは子貢と孔子の問答にてござりまして、凡そ人の世に處るに、貧賤と富貴との二つの間を離れませぬもので、此の二つの間に處しましての心得を、子貢が尋ねましたるにつきて、孔子の答へがござります。さて『貧うして諂ふことなし』と申しまして、人の世に居るに、家産に乏しく、飲食、衣服、家居、諸事不勝手にて、心のまゝになりませぬ時は、其の平生の心が、兎角に人に壓抑致されたる心地になりましたして、何事も卑屈の氣になりまして、人の機嫌を伺ひ、人のあとにつきて、助けを請ふやうな氣取りがござります。もので、實に口惜しく、氣の毒なる有様にてはござります。けれども、通常人の止むを得ざる勢より成り來る病でござります。又それにうちかへ、『富みて驕る』と申しまして、家産豊かに、財寶に富み、飲食、衣服、家居等、萬端の事、心のまゝに勝手むきよろしきときは、其の平生の氣が、

此の二病は心の溺るゝに生ず

十分に満ちまして、王ともなり、公侯ともなりたる氣分が出来まして、人をも侮り、物をも見下げて、意氣揚々として、驕矜の意氣地があるもので、實に馬鹿氣たる振舞にてござります。

此の二つの病は、人の免れ難き病にて、十人の中八人までは、此の諂ふと驕るとにて、それを免るゝと申しますれば、一通りに勉強致しては、出來ぬこととでござります。畢竟、この二つの病に陥ると申すは、心の貧富の中に溺るゝより生じます。病にてござりますれば、心をしつかり守りつめて、貧き時には、其の貧きに心溺れて、卑屈せぬやうにと、富める日には、其の富めるに心溺れて、驕奢致さぬやうにと、不斷心をつけまして、貧富によりて、大切なる道義心を取り失はぬやうに、力を盡して保守いたしますれば、此の二病を免れますることとでござります。

貧而無諂富而無驕の子貢

子貢は、聖門の高弟にてござりますれば、最初より道を聞きて、道義心を守り得んと志したる人にてござります。其の初年のころは、實に貧窮なることとでござりましたるに、後年は、貨殖によりて富みましたるゆ

ゑ、貧富共に實地に當りて、其の實に處し難き眞味も合點致しまして、終に其の道義心を失ひませず、諂ふと驕るとの二病を受けぬやうに、守りつめましてござりますれば、子貢も其の心に存じまする所も、通常人の處し難き場所を踏みまして、人の免れ難き諂ふと驕るとの、二病をも受けませざれば、道義心を守りつめましたるは、餘程手柄にてござらうと存じまして、師の孔子は、如何御存じなさるゝかと思ひまするより、此の問を致しましたる者でござります。

然るに、孔子の返答に、曰く可なりと、即ちそれは、先づ／＼よろしきことなりと仰せられたるにて、此の可と申しまするは、大方は、十分よきことにてはなく、未だ盡さぬ所ある意を含みましたる語にて、通常の語にて申さば、先づ隨分よろしと申すこととでござります。孔子の返答に、其方の諂ふこともなく、驕ることもなしといふは、まづ隨分よろしきことにてござれども、まだそれよりも上の事がありて、『貧うして樂み、富みて禮を好む者には、及ばぬこととでござる』と申すこととでござりまする。

まだ其より
も上の事が
ある

貧而樂富而
好禮の意義

この樂と禮を好むと申しまするは、諂はず、驕らざると、格段の違ひにて、樂しむといふは、其の心に道義を樂しみ、禮を好むといふは、其の心善に安んじ、理に循ひ、貧富の何物たることを忘るゝこととでござります。凡そ人の道は、善をなし、理に循ふばかりのこととで、富貴に處しても、貧賤に處しても、官となりても、平民となりても、皆な同一のこととで、貧賤なれば、貧賤の道理を樂しみ、富貴なれば、富貴にての禮義に安んじ、官となれば、官にての禮義に安んじ、平民なれば、平民にての道理を樂しみまするより外には、人の道はござらぬこととで、其の人の道に循ふより上の樂しみも、安心もなき譯で、人情貧賤を惡み、富貴を好むは、通情にてはござりますれども、それは、情慾の樂しみで、人の本心より申せば、人の上向八分通りの樂しみにて、眞實人の十分樂しむべきものは、この道理禮義の本心に、茲に一途に樂しみ安んずるやうになりますれば、貧賤の惡ましきを、も忘れまして、富貴の好ましきをも知りませず、何にても道理禮義の樂しみには、かへられぬこととでござります。

この樂の位は、孔子ならでは、未だ知らざることで、孔子の外には、顔淵が貧賤に處して、道を樂しむ位を存じたるばかりにて、子貢にては、まだ貧富の中より抜き出ることが出来ませぬ位でござりまするゆゑ、孔子この一層の位を示し諭されました、子貢が、是まで力行の届きて、貧富に守りを失せぬ處は、許可致されました、まだ至らざる處を務め進むやうにと、奨勵致されましたる者でござります。

第十 論語爲政首章

臣謹て講ず。此の章は、論語爲政の首章にして、臣嘗て明治九年一月七日、御講書始に於て、之を講述したれば、今僅に三年にして、又之を講ずるは、重複を憚ると雖、更に其の全からざる所を補綴し、反復推演して、以て聖聰に補ひあらんことを庶幾ふ。爲政以德。譬如北辰、居其所而衆星拱之。と云ふは、孔子の所謂「一言以蔽之」の確言にして、人君、政を爲すの主眼、萬

以德の二字
爲政の主眼

機の大本なり。此の「德」を以てするの二字、古今を貫き、内外に通じ、徹頭徹尾、會し得、信じ得て、疑なきを要す。

德は智をも
包含す

政は、禮樂、教化、法制、禁令、凡そ人民を治むる所以の方法を包括して云ふなり。其の人民を治むるの千政萬法、皆な「德」の一つを以て之を行ふを、政を爲すに「德」を以てすると云ふなり。「德」の字の意義、普通に説く所、明精ならず。之を以て、政を爲せば、現實に大なる謬りとなるなり。其の故は、當世、智と德とを分ちて、智育、德育と云ふ、文明論には、智の區域は、廣大にして窮りなく、德の範圍は、狭少にして限りありと説き、全く「德」の本意を謬りたるものなり。元來「德」と云へば、萬善を包ね有したる名にて、智は、德中の一にして、德の外に、智の區域なく、又智にして德を離れたる日には、狡黠、姦佞の智となり、桀、紂の「智足」、以拒諫の智、曹操の「智計過絶、於人」の智となりて、智より惡むべきものはなきなり。智は、德中の物なる故に、大學には、明德と云うて、智の一を以て德と云ひ、舜、其大智と云うて、聖人の德を、智一つを以て稱したれば、決して智は德を離れ、德は智を外にして、説くべ

徳の種々の
定義

からざることを明らけし。

但『徳』の一端を擧げ、智の一端を指して云へば、心の誠實にして、行の正直なるを『徳』と稱し、理非利害を見るの明かにして、處事に敏能なるを智と云ひ、『智行顔淵、閔子騫、言語宰我子貢云々』と分別したる如く、皆な一端一偏より專言せしにて、全體の『徳』といへば、智は徳中に包含して、此の章の徳は、全體を指して云ふなり。徳は、得なりと説き、『行道而有得於心之謂徳』と云うて、仁義忠孝の道を行ひ、我身に覺得成熟したるを徳といひ、又固有の良能を、天性に存し得たるは、固より『徳』と云ふ也。天性の『徳』と、學得の『徳』と、其の至れるに於ては、一にして二ならざる也。其の至誠純善の一つの『徳』、其の中に明睿なるは、智の『徳』なり。溫和なるは、仁の『徳』なり。剛毅なるは、勇の『徳』也。之を『三徳』と云ふ。又其の中に謙讓なるを、禮の『徳』とし、剛毅に斷制を加へて、義の『徳』とし、信實なるを、信の『徳』とし、合せて之を仁、義、禮、智、信の五『徳』とす。此の五つの『徳』、渾然として心裡に存し、活潑息まず、一たび事物の觸れ來れば、忽ち惻然として感動し、明睿赫耀、八面玲瓏、纖毫も隠

以徳の徳は
全徳を指す
なり

くる、所なく、或は溫和慈愛、深切懇到、一物も其の生を遂げざるなく、或は剛毅果斷、直進邁往、鐵壁も透るべく、或は恭謙揖讓、秩序燦然、豪慢も其の角を崩し、頑愚も敬を興し、而して終始一致、表裏貫徹、眞實無妄にして、虚偽なることなし。之を五『徳』の發動運用の、姿態功用を異にするものとす。此の五『徳』の全備したるを、成徳の君子、大賢聖人と稱し、或は三つを備へ、或は二つを存したるを、中人以下常人とす。

古今の人に徴するに、勇氣に長じたるは、智に乏しく、敏慧なれば、剛毅に足らず、恭敬に過ぐれば、奮發少なく、仁愛篤ければ、決斷遅く、皆一長一短にして、全徳を有するは、誠に難し。學問は、全徳を得るを以て目的とす。全徳にあらざれば、國家に長として、人民を治め、萬機に應じて、大用を爲し難し。故に爲政、以徳の徳は、乃ち全徳にて、此徳を學び得て、我身に備へ、此徳を以て、萬機の政を施行するを爲政、以徳と云ふなり。中庸に所謂『唯天下至聖、能聰明睿知、足以有臨、寬裕溫柔、足以有容、發強剛毅、足以有執、齊莊中正、足以有敬、文理密察、足以有別、溥博淵泉、而時出之』とありて、明、誠、仁、義、

禮、智の徳を備へ、時々之を發出して、萬事に應ずるをいふなり。凡そ天下億兆の上に臨み、政を四海に施すには、斯くあるべき事を揭示せしめて、孔子の以徳の二字を解釋するに、多言を用ひず、其の孫、子思の此の語を以て、之を了解すれば、誤謬なかるべきなり。

和漢の聖主は皆此徳を備へり

漢土の古、堯、舜、禹、湯、文、武の君たるは、皆な斯の徳を備へ、以て政を爲したるにて、本朝にては、神武天皇を始め奉り、代々の烈聖の中にも、崇神天皇、景行天皇、應神天皇、仁徳天皇、天智天皇の諸帝には、特に斯の徳を備へ給ひて、天下を治め給ひしは、億兆の仰ぎ畏み、今に至りて思慕し奉る所なり。中古以降、政權藤原氏に墜ちてより、政を爲すに徳をもつてすることを知らず、漢土は王道衰へて、覇術となり。孔子の時に至り、列國互に相競ひ、強は弱を制し、大は小を壓し、威力を逞らし、權略を専らにし、徳を以て國を治むるの道あるを知らざる世となりし故に、孔子、堯舜を祖述し、文武を憲章し、王者の國を治むる道徳を闡明し、大喝一聲爲政、以徳の一言を發して、天下萬世を喚醒せられしなり。

後世猶ほ此徳を貴びたる人々

蓋し國家に長たる人、威力を以て壓制せんとすれば、下民亦激昂して相凌がんとし、上、權略を以て籠絡せんとすれば、下、また詐術を以て相欺かんとし、法制繁冗なれば、智巧を設けて免れんとし、號令嚴密なれば、憤怨して亂を思ふ。上下交、末を逐ひ、流を追うて底止する所なきに至りて、猶ほ返ることを知らざるなり。後世天下の形勢、多くは斯の如し。唯、人君、其の身に反し、徳を修めて、政を施し、國を治むる時は、下民忽ち之を仰ぎ、之を敬し、之を慕ひ、之に服し、譬へば北極星辰の其の座に在りて動かず、衆星の環繞して、之に歸向するが如く、無爲にして天下治まるなり。之を三代以後に徴し、見ても、稍、徳を貴びたる人君にして、漢、高祖、文帝、宣帝、光武、明帝、昭烈、唐、太宗、宋、太祖、仁宗、明、太宗、孝宗の如き、本朝武家の政となりても、北條泰時、時頼の民政、徳川家康、吉宗の治績、上杉治憲、細川重賢、池田光政の藩政の如きは、庶幾しと云ふべし。西洋の歴史は、臣之を詳かに知らずといへども、弗、勒、徳、力、の如き、華盛頓の如きは、全く徳を以て國を興し、業を創めしなり。

之を要するに、徳の一點に専ら眼の著くと、著かざるとに決することに
て、古今の人、其の著眼、英雄豪傑を極點として、其の上の道徳に超過する
こと能はず。法律、政治を十分の治功と思ひて、其の徳に本づくことを知
らず、嘆惜に堪へざるなり。人君能く徳を貴んで、智力を貴ばず、徳を好ん
で、名利を好まざる時は、宰相百官、亦斯の如く、宰相百官、斯の如くなる時
は、地方官吏、亦斯の如く、朝廷の上より、天下に及び、人々皆な徳を貴び、徳
を好む時は、天下治まらざらんことを求むとも、復た得可からざるなり。
然らば則ち憲法も無用、民法も無用に屬する乎と云ふに、否な然らず。法
は徳を補助するの具、故に、憲法は、徳中の憲法、民法も、徳中の民法なり。周
公、禮を制し、禮儀三百、威儀三千、皆な王徳流行の秩序を定めしなり。大學
絮矩の道、上下四旁、均齊方正にして、各分願を得るは、明徳を天下に明か
にするの作用なり。當世の憲法民法は、古の禮法絮矩の道にして、乃ち徳
の補則なり。臣請ふ之を詳述せん。
蓋し上古の神聖、至誠純粹の徳を以て、民を化し、上下和樂、西より、東より、

北より、南より、思うて服せざることをなし。此の時に於ては、憲法も、法制も、
君權も、民權も、唯、君主の純徳中に包有して、發露せず。人文漸く開くるに
隨ひて、民智も進み、事業も興る時に至りては、上下の心、利に走り、名に馳
せ、智巧を逞うし、嗜慾を擅にせんとす。故に、此の時に於ては、君主の包有
せる純徳中より發出して、憲法を建て、法律を設けて、上下の分願を公平
に得しめざるべからず。是れ中世の、憲法十七條を制し、大寶の令を布き
し所以なり。

西洋各國は、元來民主の國多き故に、民智も早く開けしを以て、其の憲法
を建ることも世界に魁たりしなり。然れども民智に先んぜられ、民權に
犯され、已むことを得ず、君權を保たんが爲に、憲法を制し、種々の法律を
設置して、君民の間に權衡を執り、漸くにして其の國を把持せしなり。我
國は、彼の國と、建國の體を異にし、豊葦原の臣民は、皆な 皇祖 皇宗の
赤子にして、餓れば之に賜ふに食を以てし、寒ければ之に賜ふに衣を以
てし給ひしなれば、憲法を建てて、其の自由を與へ給ひ、各種の法律を設

けて不法を制し給ふも、總て君徳中の事にて、民の權利は皆な君權にありて、君權は君徳の勢力範圍を云ふなり。故に、將來憲法を建てられ、國家も開かれ、公議輿論をも御採用あるとも、西洋の立憲政體とは根元既に別なる者にて、萬の法律、一つも君主の大權に歸せざるなし。我臣民たる者、賜ふ所の權利を拜取して、誰か敢て君上に向ひて、民權を唱ふ者あるべけんや。

願くは範を
世界に垂れ
給へ

然るに、方今憲法を云ふ者、西洋の政體のみを知りて、我國の政體を知らず。且つ周公の禮、大學の絜矩、孔子の以德の大旨を併せて、空論に付せんとす。仰ぎ願くは、至誠至明、至仁至健の聖徳を以て、憲法、政令、皆な此の徳中より施行し給はゞ、北辰の其の所に居て、衆星の之に向ふが如く、四海萬國、必ず當に輻湊して來王し、皆な模範を我國に取るなるべし。抑、以德の二字、爲政の大本にして、内外古今に照して、其の炳たること、日月の如し。茲に基づかずしては、如何なる憲法美政も、國治まらず、財富み、兵強くしても、民安からず、之を宇内の形勢に徴して見るべきなり。故に以德

の二字、仰いで上古の祖宗に質し、俯して後世の聖人を俟つて、臣が敢て疑はざる所なり。

第十一 論語知者不惑章

知仁勇の三徳

此の章は、孔子が、知、仁、勇の三徳を示されましたる處でござりまして、此の三徳は、人としては無くて叶はぬ道理にてござりまする上、多くの人民の上に御立ち遊ばされまして、天下の事を御施行遊ばされまする御身にては、是非ともこの知、仁、勇の三徳御備はり遊ばされませねば、相成りませぬ道理でござりまするゆゑ、此の章は、よく御心をつけさせられまして、御覽遊ばされねばならぬ處でござります。

一徳にして
三徳

さて、この知、仁、勇の三つは、實は一徳にてござりますれども、知は、自ら知の形、仁は、自ら仁の模様、勇は、自ら勇の有様がござりまして、一々分けて見ませねば、知、仁、勇の實體が分りかねまするゆゑ、孔子が此の章にて、知

知者は惑は
す

者、仁者、勇者、三人の有様を出しまして、人々の合點致し易きやうに示されましたるものでござります。先づ『知者』の模様は、如何にと申しますれば、『不惑』とござりまして、知者の心は、明瞭に物の道理を見分けまして、すべて事物の我れに觸れ來りまするるとき、これは善、これは悪、これは正、これは邪と、少しの疑ひもなく、明白に理非曲直を切り分けまするゆゑ、何一つ惑ひますることもござりませぬが、知者でござります。

仁者は憂へ
す

『仁者』は、如何にと申しますれば、『不憂』とござりまして、仁者の心には、道理と心と一つに相成りまして、私慾私心の動かんと致しましても、道理の心が主になりましたして、私心の萌しも忽ち消え失せまするゆゑ、貧賤や患難の如き、尋常の人の憂ひまする事件に逢ひましても、其の處する所の道理に安著致しまして、外に願ひまする意思も生じませぬゆゑ、何事も憂ひまする事はござりませぬ、と申しまするが、則ち仁者と申すこととでござります。

勇者は懼れ
す

『勇者不懼』と申しまするは、勇者の氣象、道義と一つに相成りまして、道義の心は、如何なる死生の變に逢ひましても、動きませぬものでござりますれども、氣が餒えて足りませぬば、道義は道義、氣は氣にて、大事の場にも、氣が足りませずして、道義も氣に崩されますやうに相成ります。氣は、如何に勇でござりましても、血氣の勇にて、道義が足りませぬば、大事に處しまして、一旦の勇氣にて、程なく挫けまするやうに相成ります。道義と氣象と、一つに相成りますれば、天下の大事に當り、天下の大變に處しましても、何一つ懼るゝことはござりませぬ。勇者不懼とは、此の事にてござります。

三徳兼備の
人難し

此の三徳兼備の人は、容易にござりませぬ故、本朝にては、平重盛、藤原藤房、楠正成など、知、仁、勇に分ちまして稱します。又西洋の話聞きまして、露西亞のペートル第一世、米國のワシントン、佛國のナポレオン第一世を知、仁、勇と稱しますれども、それはみな其の人の長所を取りまして、稱しましたる譯でござりまして、此處にては、人の修行の上にて申しま

するゆゑ、三つの中にて、一つを缺きますれば、天下の事に當りまするに、必ず缺け目が出来まして、譬へば、人の身體の首もあり、手足もあり、腹などもありて、初めて人の全體と申しますもので、右のうち一つ缺けますれば、人とは申されませぬやうに、知、仁、勇三つの徳は、是非々々揃ひまするやうに、修行政さねばならぬわけでございます。

かやうに申し上げますれば、知は、ペートル第一世、仁は、ワシントン、勇は、ナポレオン第一世のやうにと申しましては、唯今宇内に求めまして、かやうの人物はござりませぬゆゑ、右様にてはござりませぬ。道義の上にて申しますれば、知は道理の善、惡、邪、正、聊も惑ひのござりませぬやうに、仁は、道義の心、一身に主となりまして、私心の少しも萌し動きませぬやうに、勇は、道義と氣と一つになりまして、道義を以て氣を引き立て、氣を以て道義を助けまして、何處々々までも、貫きまするやうに致しまするが、知、仁、勇三徳の修行でござります。それゆゑに、知の修行は、先きになり、仁は中、勇は終りに相成りまするわけでございます。

知仁勇修業
の順序

宇内並立の
大事業を建
てさせられ
んとならば

今日、宇内並立の御事業を御建て遊ばされまするには、先づ天下に御施行の事件より、外國御交際上に至りまするまで、是非邪正、少しも御惑ひのあらせられざるやうに、道理明白に御覽遊ばされませぬば相成りませぬが、即ち知のうけまへにて、其の上にて如何様なる難儀の事が起りましたも、御便利にならぬ事のござりまして、一々道理を以て御處置遊ばされまして、少しも御苦惱に思召しませず、唯道理のまゝに、御安著遊ばされまするが、仁の事でござります。さて、又この御事業御成功までは、三十年の久しき月日を経まする事でござりますれば、其の中には、如何なる變亂の起るかも計り難く、又御屈托も生じまする譯でござりまする故、道義の勇を養ひ遊ばしまして、何處々々までも、御修行遊ばされまして、如何なる變亂にも、御懼れ遊ばしませずして、御大事業を成就遊ばされませぬば相成りませぬが、即ち勇の事でござりますれば、今日御政事の上に、此の知、仁、勇の三徳、兼ねそなはり遊ばしまする譯合にてござりまするゆゑ、この孔子の語は、よくよく御味ひ遊ばされしまするやう

に、恐れながら存じ上げます。

第十二 書經舜典

明治十二年一月七日御講書始

舜即位の始
何事を爲せ
しや

臣謹て講ず。此の篇は、書經舜典の内にして、舜、天子の位に即き、始めて天下萬機の政を親裁せし、其の設施の次第を記述したる一項なり。是までも舜其の君、堯の政を攝して、其の施行せし事、多端なりと雖、皆な堯の時代の事にて、舜の専らにせしには非ず。此に至り、堯の譲りを受け、天子の位に即きし故、是よりして、始めて舜の心一杯の政事を施行せし所を見るべきなり。其の心一杯の行事は、なにごとをせしやといふに、即ち「月正元日・舜格于文祖」とありて、月正は、一年の歳首、正月にて、元日は、一月の初日、舜の天子の位に即きたる其の元年正月元日にて、年の始め、日の始め、舜天子となりて、天下に政令を出すの始めなり。故に其の始めを更たため正し、先づ其の大先祖の文祖の廟に至りて、其の天子の位に即き、是より

舜の文祖に
格りしは何
が爲ぞ

自ら天下の政を執り行ふことを、告げ答へられしなり。是より先き、堯の攝政をせし時にも、受終于文祖とありて、大事を爲し行ふには、必ず先づ其の先祖に告げ答へを致すは、舜の一毫も天下を私するの心なき、仁孝誠敬の厚き處にして、舜の大孝至誠たる所以なり。蓋し舜の心には、此の天下は、己の天下にあらず、即ち文祖以來の天下、此の民は、己の人民にあらず、即ち文祖以來の人民にして、決して己の私するものにあざると、誠心に思ひ込みし故に、總て文祖の思召しを受け、繼ぎ、文祖の事業を述べ、廣めて、己の功業とは露程も思はざる仁孝誠敬の心を、文祖の神靈に誓ひて、扱て初めて天下の事に手を著けしなり。是より以後、天下に布き施す所の政事は、皆な文祖の志を繼ぎ、文祖の業を述べんと、心の心より生出して、其の事實は、皆な堯の政事の仕方に、毫も替りなきを以て、天下の人民、之を觀聽して、舜が堯に代りたりと、目醒しく思ふ者、一人もなく、唯いつまでも、聖代の永く續きて、有り難きと安堵する計りなり。舜、一代の中には、種々の事業も興り、改革もあり、有苗の征伐もあ

神武天皇鳥見山の御祭事と同一意

りたれば、百姓は、艱苦も致すべきに、人民皆な安著して、舜の治方に感服致したるは、只舜の心に、祖宗の心を心とし、祖宗の業を業とし、己の功業を私するの心、一毫もなきゆゑ、其の誠心の上下始終貫徹致して、人民は、其の感化に服し、無爲にして天下治まりしなり。
今、此の月正元日舜格于文祖と云ふ一句を讀下しても、舜の即位の正月元日、先祖の廟に至りたる、其の誠敬至孝の模様、數千歳の後、異域の日本より想ひやられて、猶ほ見るが如くなり。聖帝の心は漢も大和も同一にて、神武天皇、御即位の始に、鳥見山に皇祖天神を御祭りありて、大孝を天下に示させ給ひたるは、舜の心と些しも御替りなきなり。中土開基の御大業も、御自身の功業と思召されず、只々天祖天神の御心を、御繼承なされし御孝道と思召され、聊か天下を私するの御心あらせられざる故、天下萬民、其の御徳化に感服致したるなり。

今も昔も異り給はず

爾來御歴代、此の懿徳を御繼承にて、當今陛下にも、一月一日、四方御拜を始めとし、元始祭より、政治の御式、萬機の始め、必ず天祖天神に

御告げ遊ばされし事、即ち天下を以て、御自身の天下と思召されず、祖宗の天下と思召し、其の仁孝誠敬の御心より、百般の御新政を、御施行遊ばし給ひたれば、其の形迹より見れば、歐風新奇の觀想ありといへども、其の實は、祖宗の御事業の、時世に隨ひ變遷して、其の御心は、昔も今も、同一なりと信じ奉るなり。

祖宗の心を心とし給ふ可き事

然るに、大和も漢も、心得差ひのものありて、己が力量才智に矜りて、前代の成規を顧みず、新奇改革を好みて、一人の功業を顯はさんと欲し、忽ち祖宗の心に背き、天下の人心にも悖りて、國家を誤る者少からず。秦の始皇、漢の武帝、宋の王安石が如くなる、其の徵候當に恐れ戒むべきなり。故に、天下を治むるの大本は、天下は祖宗の天下、人民は、祖宗の人民、一事を興すも、祖宗の心如何、一令を發するも、祖宗の心如何と、總て祖宗の神に問ひ、而して後、之を行事に施すが如くする時は、庶幾くば愆らざるべし。故に舜格于文祖の誠心は、人君、天下を治むるの大本と云ふべきなり。『詢于四岳、關四門、明四目、達四聰、大舜、已に文祖の廟に至り告げたる後に、

舜先づ四岳

先づ四岳の大臣を召して、天下の治道を諮詢せしなり。舜の聖智にして、已に攝政を致せしなれば、以下の人に問ふまでもなく、其の見込を以て、斷行して可なるに、猶ほ四岳に問ふは、其の我見を専らにせず、衆善を擇び、己を捨て、人に取りの公平正大なるを見るなり。四岳とは、官の名にして、四方の國、諸侯の長官なり。此の時代には、百揆と四岳との二官が、第一等の大臣にて、百揆は、百官を統轄して、天子を輔け、四岳は、四方諸侯を總べ掌りて、天子を佐け、百揆は、今の太政大臣、四岳は、今の内務卿の如し。堯の代には、舜、百揆の職に居り、天子となりては、百揆は、尙ほ缺官となり、此の時四岳のみ官にありし故、舜、此の四岳を召して、其の意見を問ひしなり。此の四岳は、特に四方の人才を進用することを掌り、又四方の民情を傳達するを主とする職なり。故に、舜先づ之に詢り、天下の賢才を擧げ、天下の民情を通じて、壅蔽なからしむるを、即位の初、政の第一とせしなり。扱、其の賢才を進め、民情を通ずるの方法は、いかにと云ふに、關、四門、明、四目、達、四聰とありて、四方の門を開き、何方よりも賢才の進み來りて、一方

四門を開くとは何ぞ

明四目達四聰とは何ぞ

に偏重なき様に、公平闊大に、人才を擧るの路を開くなり。兎角、人を擧るに、一方に片倚り易くして、權衡を失ひ、終に黨派の勢となる者故、舜の大聖にて、四岳に詢り、先づ東西南北四方の門を開き、四方の賢才を擧げ用ひ、一和協同して、權衡の公平を得、野には遺賢なく、朝廷には黨援なく、天下之を仰觀して、皆な服せざることなし。又明、四目、達、四聰と云うて、凡そ天下の廣き、人君一人の耳目を以て、悉く天下の事情を見盡し、聽き届くることは成り難き道理なり。故に、大舜は、一人の目、一人の耳を以てせられず、天下四方の耳目を以て、己の耳目と致され、四方の人民の見る所、聞く所は、隱忌する所なく、直言する様に致され、四方の目を明かにし、四方の耳を達せられしなり。故に四方の民情、漏るゝ所なく、大舜の耳目に達し、困苦の状も、怨嗟の聲も、誹謗の言も、善も、惡も、賢も、愚も、悉く朝廷の上に羅列して、何一つ壅蔽のなき様に相成りしなり。

天下を治むるの三綱領

此の關、四門、明、四目、達、四聰の三條は、天下を治むるの三綱領とも云ふべ

議會は四門
を開き四目
四聰を達す
るの手段

く、即ち四門を開けば、天下一家となり、四目を明かにし、四聰を達すれば、天下一身となる。天下を治むるの基本、是より大なるはなし。大舜、施政の首に、此の三條を以てすれば、人君天下を治むるの要、萬世の模範と爲すべきなり。

然れども、其の賢才を挙げ、言路を開くの方法は、一概にはあらず。今世に於ては、議院を設け、會議を開いて、四方の賢才を集め、輿論を發達せしむれば、全く四門を闢て四目四聰を達すると一般の旨趣なり。舜をして當世に生れしむれば、必ず此の議院法を設くる事もあるべし。然れども、西洋の民權論の如きは、決して之れ無きを信ずるなり。只、大舜天下を公にするの誠心、天下人民に涵染して、十分に賢才を集め、十分に公論をも發達せしむる故、人民は、只、大舜の經綸の内に游泳し、知らず識らず言論を發して、帝の規則に順適し、分毫も政府に相抗するの意念なく、法度の中に從容として、上下共に言を盡し、情を竭し、大舜は、厥の中を取りて、天下の法となし、朝廷の官に居る者は、其の職を勉勵して、其の功の成るを樂

舜經綸の根本

しみ、山野に在る者は、其の所を得て、太平の澤を樂しみ、方今西洋の議院國會の及ぶ所にはあらざるべきなり。本朝にて、數年の後には、國會をも御開きあるべきに、方法は、西洋に御採用あるも、其の精神主義は、必ず祖宗の御心を體せられ、大舜の旨趣に基づかれて、我邦特殊の議會を興さるゝこと、豫め今日より信じて望み奉る所なり。

是より以下、二十二人の賢才を挙げ、各、其の才に因て職を授け、朝政の組織、燦然と相整頓せしが、舜一代の經綸にて、人民の龜鑑と爲すべきなり。其の根本は、此の三綱領にて、而して其の本は文祖に格るの大孝至誠の心が、天下萬機の大本となるなり。故に、今年今日の御講書始に、此の二項を進講して、其の初を祝し奉るなり。

第十三 書經咸有一德篇

明治二十四年一月御講書始

今日進講仕りまするは、書經『咸有一德』の篇でござりまして、殷の太甲、幼

伊尹最後の進言

少にして、父成湯の後を嗣ぎ、天子の位に即きましたる故に、父成湯の遺命により、伊尹を攝政師父の位に置きまして、天下の政をなさしめたるに、此の時に至りまして、太甲の君徳、大に進みまして、萬機親裁の規模、全く出来ましたる故に、伊尹は、其の身の老を告げまして、將に攝政の位を去らんと致しましたるに臨みまして、猶ほ蹇々忠愛の心息みませず、一言を奉りまして、太甲彌君徳を修めまして、終りを保たれまさんことを望みまして、此の一徳と申しますることを、懇々陳べましたる一篇でござります。

人君の徳は
唯一なるを
貴しとす

今日は、右の一篇中の一二項を取りまして、御講書始に申上げますれば、詞も足りませず、意も盡しませぬども、其の主眼の處は、一徳と申しまするが、大事の要領にてござりまする故に、『徳惟一動罔不吉』と申しまして、凡そ人君の徳は、唯一なるを貴しと致します。一なると申しまするは、心の内、純粹の道理にて、一點私意の雜りなきを、一徳と申しまして、一なれば、即ち誠となります。譬へば民を愛しますれば、唯一心に、何の餘念もな

徳二三とな
れば即ち凶
也

く民を愛しまして、賢を好みますれば、唯一筋に、賢を好みまして、何の疑ひもござりませぬが、即ち一徳でござります。其の他、皆な心の一筋に、些しの雜りものなき、純粹なるを指して、徳の一なると申します。此の一徳より行ひ出しますれば、動作皆な吉ならざることとはござりませぬ。何事も成し得まして、吉兆にてござります。

これに反して、徳二三となりまして、心の中に、私意慾情の雜りものがござりますれば、其の爲し行ひますること、何事も凶ならざることとはござりませぬ者でござります。譬へば、民を愛し、賢を好みますれども、又外に種々の嗜慾がござりまして、衣服、宮室、婦女、珍器等を愛し好みますれば、心の一筋に成りませずして、二三となりまするゆゑ、此の二三の雜りもある徳にては、何をなしましても、凶なる者にてござりまする。人君の徳の一なると、二三なるとは、忽ちに吉凶となりまする故に、必ず一徳なるを主眼と致しまする所以にてござります。

『惟吉凶不僭在人。惟天降災祥在徳』と申しまして、萬事に於きまして、吉凶

天理人道應

候差ひなき事

應報の差ひませぬこと、皆なその爲し行ひまする人にござりまして、又天の吉祥と、凶災とを降しますることは、皆な其の徳の一なると、二三なるとに由りますること、其の應候、誠に明々白々、毫厘も差ひがござりませぬ。天理と人道と、相離れませぬこと、眞に懼れ慎しみませねばならぬことにてござります。

新に天命を受る者其徳を新にせざる可らず

『今、嗣王新服厥命、惟新厥徳、終始惟一、時乃日新』とござりまして、太甲、先王成湯の後をつぎましたるゆゑ、嗣王とさして申しまする。今、嗣王新たに天子となりまする天命を受け行ひますれば、其の君徳をも新たに致しませねば、天命の新たなるに膺り難き譯にてござります。此の徳を新たにせよと申しますには、先王成湯の創業二代の太甲に至りましては、乃ち守成の時にてござりますれば、兎角治安に狎れまして、怠惰因循に傾きまする時にてござりまするゆゑ、即位の始めに、奮發銳進、舊習を洗濯致しまして、其の徳を新たに致しまするを、急務と致しまする譯にてござりますれば、伊尹が徳を新たにせよと申しましてござりまするは、そ

新徳日新てふ眞正の意

こに又大に心得あることがござります。

終始惟一、時乃日新と申しまして、凡そ徳を新たにすると申しますれば、殊更に新奇改革をなしまして、事業の新たなることと心得ますると、大なる愆りと相成りまするゆゑ、伊尹は、終始惟一、時乃日新と戒めまして、徳を新たに致しまするの緊要は、必ず始めと終りとの差なく、一なるを以て、大事の心曲尺と致すと申しましたるにてござります。通常一新の、日新のと心得まするは、兎角に事を新たに拵へ、變革を急ぎ、耳目に物珍らしきことを、日新と思ひまする故に、皆な後先も續きませず、始終のなきやうに相成りますること、伊尹の申しまする道理とは、天壤の差にてござります。眞の新徳日新と申しまするは、乃ち此處にて申しまする如くに、人君の徳は、必ず始めより終りまで、一を以て貫きまして、其の間に、序に順ひ、常を踏み、徐々として進みまして、譬へば、春、夏、秋、冬、四時の運行政致しまするが如く、自然の進歩によりまして、終始少しも相替りませぬ。其の中に、日々に新たになりまするゆゑ、之を終始惟一、乃時日新と申

君たとと臣
たる者の心
得

しまする意味にてござります。さて、又君王の一徳でござりましても、政事に運用致しまするは、官に其の人を得まするを、肝要と致しまする故に、『任官惟賢才。左右惟其人。臣爲上爲徳。爲下爲民。其難其慎。惟和惟一。』と申しまして、官は百官にて、諸々の職掌を異に致しまする故、之に任じまするには、必ず賢にして徳ある人は、位に置きま、して、才ありて能ある人は、職を掌らしめま、して、賢才をして、各、其の用を盡さしめまするを、肝要と致します。又、人君の左右に置きまする人に至りま、しては、輔弼の材にてござりませねば、君徳を助けま、することがなりませぬ故、惟、其人と申しまして、輔弼の全徳ある人を、撰びますると申す意味にてござります。且、又、其の任を受けま、したる、人臣の心曲尺を申しま、すれば、上、君上の爲に致しまするには、唯々君徳の善に明かに、道に進みまする所にのみ、目を注ぎ、心を盡しま、して、聊かも恩澤を願ひ、私慾を思ひまするやうのことはござりませず。又、下のために致しまするには、唯々民の生活を得ま、して、匹夫匹婦も其の澤を蒙らざ

其難其慎惟
和惟一

る者なきやうにと、心を盡しま、して、聊かも己の功名利益を貪りまするやうの意念なきこととござります。

右の如き、賢才輔弼の人を撰びまする故、容易の心得にては相成りませぬ故、其れ難んじ、其れ慎しむと申しま、して、其の人を撰び、官に任じまする前には、必ず謹慎に、必ず大切に致しますることと、又その人を得ま、して、君臣の間、聊かの疑念もござりませず、親睦相和しま、して、水魚の如くに、一體同心となりま、して、相信じま、して、些の間隔もござりませぬを、人を用ひ官に任じまする要旨と致します。此の如く、任用の道を盡されま、すれば、上のためには、ますく、以て君徳を助け、下のためには、彌、以て民生を安んじま、して、茲に君臣一徳、上下一和致しま、して、天下萬民、服しま、せぬことは、決してござりませぬ道理にてござります。

伊尹、太甲に告げま、するに、反覆丁寧懇々の心を盡しま、したるが、皆な『一徳』の旨を陳べま、したるにてござります。其の『一徳』と申しま、するに、三つの義を含みま、して、先づ純粹至善にして、些の雜りもなきを、『一』と申しま、

一徳の意義

す。又始めと終りとの易りませぬを、「一」と申します。又天下の萬善を統べ括りまするを、「一」と申します。この三つの意義を包ねまして、之を「一徳」と申しまして、其の時、所、位に應じまして、運用窮りござりませずして、皆な「一」なるを、人君の大徳と致します。獨り人君の大徳のみにてござりませずして、人臣の徳も、此の「一徳」を以て、第一著目の處と致します。故に是より前には、堯、舜、禹、皐、陶、稷、契の君となり、臣となりまして、天下を治めまつたるも、是より後、文、武、周公、孔子の君となり、臣となりまして、天下を定め道を教へましたるも、乃ち此の純粹無雜の「一徳」と、天下の萬善を該ね括りまする「一徳」と、終始易りなき「一徳」とも合せまして、唐虞三代の治績を成しましたるにてござります。漢、唐以下の明君賢相は、或は「一徳」がござりまして、或は二三の徳となりましたる故、終に堯舜三代の治には、及びませぬ譯にてござります。

本朝歴代の
御一徳

本朝は、祖宗より「一徳」の御訓にあらせられますれば、申し上げますにも及びませぬが、御歴代にては、仁徳天皇の民を愛し給ひ、天智天皇の鎌足御親任は、別して御「一徳」の跡、顯然とあらせられます。又後三條天皇の藤氏の專權を御抑へになりましたるは、全く「一徳」あらせられましたるゆゑに、自然と藤氏の威權屏息致しましたるにてござります。故に「一徳」の訓は、古今に通じまして、愆りなき大徳にてござりまして、假令天下人心の、面々各々黨派を樹て、相争ひまするやうのことがござりまして、人君の「一徳」、終始易りなく純一なりますれば、天下の人心、必ず一に歸しまするものでござります。人臣も亦此の「一徳」によりまして、一毫の私心もござりませぬば、天下萬民も、從來其の本心には、又一徳が存して居りまするゆゑに、人君宰相の「一徳」に觀感仕りまして、必ず各、其の一徳に歸化仕りまするは、疑ひなきことにてござります。故に一徳の明訓は、眞に目出度き例にてござりまするから、今年の御講書始を祝しまして、特に此の篇を申し上げます。

第十四 周易地天泰卦第二爻

上下泰和の吉兆

臣謹て講ず。今日進講する所は、周易「地天泰」の卦にして、九二の爻の辭なり。此の卦は天地相交はり、上下泰和の吉兆にして、此の爻は其の交泰を致すの道を告げ示せる緊要の辭なり。今年は、宮城 御還座後、始めての御講書始めにて、特に今年の十一月は、國會を御開きの吉年なる故に、天下萬歳を祝し奉るべきなり。

地天泰の意味

さて、本卦は、全體の道理を云ひ、爻の辭は、一事の上につき、其の時と位に就きて云ふなり。故に今、爻の辭を講述する前に、先づ此の地天泰と云ふ本卦の體を講ぜざれば、爻の意義も分明になりがたし。此の卦にて、地天と云ひ、地を天の上に置くは、通常天地と順に云ふに比せば、逆にして凶なるべきに、それを泰と云ふは、疑ふべく、怪むべき道理なるに、茲に大なる意義ありて、易理の無限なるを味ふべきなり。從來、天地の上下、位を正

君民相際會するの道理亦同じ

うして、萬物其の間に生々して、各、其の所を得て窮りなきは、蓋し天の氣は、常に下に降り、地の氣は、常に上に昇りて、天地の氣、相交はりて和合する故に、因て然る者なり。若し之に反して、天の氣は、下に降らず、地の氣は、上に昇らず、天地隔絶する時は、萬物發育せず。是れ天地となれば、否塞の兆を顯はし、地天となれば、泰和の結果を得る所以にして、易理の無限なる味ひなり。

君臣、上下、相際會するの道理、此の道理と一轍にして、君上は、兆民の上に位し、九重の邃きにましますと雖、其の御心は、常に率土の濱、無告の窮民、破屋檻樓の中に至る迄通はせられ、臣民の情は、常に丹陛の下に達して、面のあたり德音を拜するが如く、上下の間、情實貫通して、毫も壅蔽なき時は、天下泰平、乃ち地天泰の卦となるなり。之を古今の歴史に徴して、明瞭的切、一つとして違ふことなく、近く徳川氏の末世と、維新の 聖朝とに比較し觀て、臣が喋々の演説を待たざるなり。今年以後、更に國會を御開きありて、天下の輿論公議を集めて、其の中を執り、民情の適する所を

以て、絜矩の道を御施行になることなれば、上の御心は、益下に降り、下の情は、彌上に通じ、國家泰平を歌頌し、地天泰の卦、之を現在に觀るは、今年の今日より、豫め卜知する所なり。

然るに、全體は地天泰なりと雖、亦其の時に應じ、其の位に因りて、其の處置決斷する所を得ざれば、亦其の泰和を保つ能はず。是れ爻の辭に因て、其の方法處斷を明示する所以なり。凡そ爻の辭は、爻第一より二、三、四、五、六とありて、爻毎に、其の時と、其の位とを指し示して、其の要旨を説きたるなり。今日講ずる所は、第二爻にして、人臣の位、人臣の徳を專言して、第五爻の、人君の位、人君の徳に相應じ、君臣同徳を以て、此の本卦の泰を保つ道の説明せしものなり。其の辭に曰く、『包荒。用馮河。不遐遺。朋亡。得尙于中行。』と、是れ君臣相應じ、徳を同うし、力を合せて、泰和の時を保持するの要道なり。臣請ふ詳に之を講ぜん。

今夫れ君臣徳を同くし、力を合せて、國家の泰和を保持せんとす、尋常の政略を以て成し得べき者に非ず。必ずや包荒。用馮河。不遐遺。朋亡の四徳

泰卦の第二爻

包荒の量と馮河の勇

君臣與に此の二徳を備へざる可からず

を活用して、國家の泰和を保持すべきなり。包荒と云ふは、荒蕪惡草種々の汚穢塵垢を、一腹に呑含包容して、何共思はぬ大度量を云ふなり。天下の廣き、兆民の衆き、小人もあり、姦民もあり、惡言もあれば、暴行もあり、東の黨あれば、西の派あり、人心も、右往左往、一定ならざるにも拘はらず、君上大臣の心は、汪洋として萬頃の波の如く、左右する所なく、淆せども濁らず、犯せども校せず、天下兆民を、悉く吾腹中に包容するの大度量を、君上大臣の徳とする也。用馮河と云ふは、馮河は、徒歩にて川を渉るを云ふ。最も危険の行ひなるを、其の時にとりて、之を用ひるを臨機の活斷とするなり。今、大河の前に當り、舟楫もなく、橋梁もなく、渉るに路なきに、跣足徒歩して、波瀾を履み、大河を渉るやうに、至難至危の大難事を踏み切りて、易々と通る程の大勇力、大英斷あるを云ふなり。此の包荒の宏量、馮河の大勇、二つながら備はるにあらざれば、大事業を成すこと能はず。之を既往に徴するに、復古中興の鴻業より、内治外交の施政、諸般の制度等、今日に至り、其の綱領を擧げられしは、皆な是れ。聖上陛下に包荒の

宏量と、馮河の大勇とを備へ給ひて、大臣と其の徳を一にし、其の力を協せ給ひたるにて、將に否ならんとしても、其の泰を保ち、危きに臨んでも、遂に其の安きを失はざる所以なり。又、之を將來に慮るに、古來未曾有の國會を開き給ひ、上下議院六百人の議員を招集し、東黨西派、南社北會、面々各々の輿論を集めて、其の公議を執り、其の中を民に用ひ給はんことは、太平無事の庸智にて行ひ得べきに非ず。亦是れ包荒の宏量を以て、天下にありとあらゆる、各黨派を悉く大海の腹中に包容し給ひ、たとひ暴論激行あるも、泰然悠然として之に處し、皆な其の思ふ所、言ふ所を残りなく盡させ給ひ、寛仁大度の聖徳、衆庶の腦髓に感覺するに於ては、言論を假らずして、天下の泰和、既に已に其の根を固くするなり。若し又時勢人情の赴く所、或は傲慢強硬の體となり、或は脆弱萎靡の姿となり、如何とも爲すべからざるの日には、斷然馮河の大勇を用ひ給ひて、天下耳目の及ばざる所の大事功を舉行し給ひ、雷霆の威を振ひ給ひて、天下人心を畏服し給ふ、亦何の難事か之有らん哉。天下國家の泰和を保持する、

退きな遣れ
すとの意義

唯だ此の包荒、馮河の聖徳に在る耳。然れども、大臣の位に居り、其の責を負ひ、君上と其の徳を一にし、其の力を合はするに非ざれば、其の功を成しがたければ、此の爰に於ては、最も大臣の此の二つの徳を備へて、九五の君と相應じて、大事を成すを、専ら説き示す所以なり。又不退遣と云ふは、泰和の時に逢うては、君臣共に、朝廷目前の近邇にのみ狃れ安んじて、遐方遠隅に思慮の及ばざるは、勢の免れざる所、故に人才も幽陰に隠淪して、上に擧らず、僻遠の民情、下に鬱塞して、朝に聞えず、刀筆の吏、文を弄し、新進の輩、事を好み、空論政事となりて、泰和を破壊するに至る所以なり。君上大臣、克く才方を遣れずして、耳目を廣くし、思慮を遠くし、隴畝の人才を擧げ、僻隅の民情を通ずる時は、天下の泰和を保持するに於て何かあらんや。既に國會を開き、人民の代表者を闕下に招集し、其の輿論を盡さるゝに至りては、則ち不退遣の實事を行はせらるれば、別に評論するに及ばずと雖、君上大臣の徳は、事實上のみを以て足れりとするは、淺薄の事にて、感應の妙理は、最も無形不言の中に存す

る者なり。故に、會議を開き、輿論を集めらるれば、不_レ退_レ遺_レの事實は、擧ると雖、有形の外に、君上の御心、大臣の心に於て、務めて遐方の人才民情に、誠意の注射するところ、益、深厚遠大ならんこと、最も此の爰の本意に愜ふ所以なり。

朋亡ぶとの
意義如何

又朋亡と云ふは、人各氣類ありて、己の意志に同じき者を親しみ、己の意思に異なる者を疎んずるは、人の常情なり。是れ皆な人我の私心にして、朋比黨派の因て起る所なり。君上大臣に於ては、決して此の私心あるべからず。若し此の朋比の私心ありて、朝廷の上に甲を親しみ、乙を疎んじ、情實に因て、人を進退し、某の黨、某の派の名迹あるが如き時は、王者天下を以て家とし、兆民を赤子視するの心に非ずして、人君親から天下を狹隘にして、衆民の望みに乖睨するなり。故に君上大臣は、蕩々乎、無偏無黨にして、天下の善を擧げ、天下の賢を親しみ、朝廷の上に、朋比の迹頓に消亡して、萬民之を仰ぎ、青天白日、一點の偏倚する所を觀ざれば、四方八極、感服せざること無く、下、臣民に數多の黨派ありとも、皆な終に中

中行に尙ふ
とは何ぞや

正に歸し、天地の泰和、熙々雍々、乃ち得、尙_レ于中行と云ふ所以にして、人民の至徳、王道の要旨盡せり。

凡そ天下の事、千差萬別、一定し難しと雖、其の歸は、唯、中のみ。而して其の中を建るは、亦唯、人君に在るのみ。只中のみ、一毫偏倚する所なくして、四方八極、之に因て以て傾敬することなく、天下動搖せず、人君にして、若し中を建ること能はざれば、天下因て以て立つ所なく、東に傾き、西に倒れ、復た救ふべからざるに至るなり。然るに中を建るに、必ずや包荒寛大の度量ありて、時機に投じて、馮河剛斷の大勇を用ひ、心思の洒ぐ所、邇きより遠きに及び、遐陬邊隅を遺さず、一物も其の生を遂げざるなく、朋比偏私の迹、淨盡して公明正大、唯、善之れ好み、唯、賢惟れ親しむ時は、則ち『中行に尙ふことを得』て四方環視する者、因て以て皇極と仰ぐべきなり。是れ天下泰和の道、易理の明證、彰々乎として疑ふべからざるなり。

凡そ易は、吉凶を示して訓戒をなす。之を實迹に徴して、道理明白なり。蓋し怠慢なれば、必ず衰廢を招き、強傲なれば、必ず毀折を受く。凡そ私心あ

大臣と其徳
を同し給
ふの實證

りて爲す事は、吉事と雖、必ず凶吝を生じ、私心なくして理に當りたる事は、凶事に遇ふとも、必ず吉兆となる。天地陰陽の相消長すると、人間萬事同一理にて、春夏秋冬の變更するが如く、自然の道理に則りて、少しも傷害を受けざるなり。君臣共に其の徳ありて、天下の事を處理すれば、凶も必ず變じて吉となり、悔吝も害とならず、去年の天災人害も、將に悔吝となり、凶事を起さんとせしも、皆な一變して凶害とならざるは、全く上聖徳ましゝて、大臣と其の徳を同くし給ふ所の實證なり。陛下聰明大度の徳、素より包荒の量を具備せられ、英武の天資、益馮河の勇を振はせられ、不遐遺の慈仁普く至り、朋亡の大公至平の道を行はせ給へば、中行の正義に適合し給ひて、假令時變の出て來りて、廢弛危険の際に遇ふとも、必ず危きを轉じて、安きに歸し、吉となし給ふことの、掌の中に視るが如くなるべし。故に、臣今日御講書始に、此の爻の辭を講じて、本年の吉祥を祝し奉るなり。

第十五 周易乾卦象辭



乾 元亨利貞

易書は君道の要鑑

今日進講する所は、周易乾卦象の辭にて、人君天徳天道を體して、天下を統治するの大道を説くなり。凡そ漢書にて、道徳を説きたるは、四書五經にして、其の中に就て、『易』を以て第一の古書と爲す。特に伏羲、文王、周公、孔子、四大聖人の手を経て成就したる書なる故に、道徳の精微廣大を極め、數理體象經綸の大用を該ね盡し、天道人道一貫して、日用人事の吉凶を離れず、實理の神妙を極めたれば、支那にて此の上に出る書なく、當世にて云ふ歐洲の哲學も、此の書には及ぶ可からざるなり。殊更ら人君天下を統治し給ふには、易道の外に道無ければ、此の書を以て、君道の要鑑と

爲し給ふ可きなり。

其の『易』と名付るは、孔子繫辭傳に、「一陰一陽之謂道。生々之謂易」と有りて、道の流行するは、陰陽の交換變易して留滯無く、次序を錯らず、萬物生々運旋窮りなきの象に取りたるにて、天道人道の實體、『易』の一字にて包含し盡したるなり。其の『周』と云ふは、伏羲の時に權輿したりと雖、其の書の成りたるは、文王、周公にありて、周代にて専ら用ひたる故に、『周易』とは云ふなり。孔子の云はれたる如く、其の盛んに行はれしは、周代にありたること明かなり。

此の書、素より人事の得失吉凶に切實なる故に、卜筮に用ひ、匹夫匹婦の實用に適當せりと雖、其の始め伏羲、身天子と爲り、天地に參りて、兆民を統治する故に、仰て天を觀、俯して地を祭し、天地人の三才に象りて、此の八卦を畫き、天人の道、變易窮り無く、民をして日々に善に遷て、倦まざらしむるの眞理を神通し、之に付するに卜筮を以てして、愚夫愚婦に教へたるなり。凡そ人君と爲て、天下を統治するは、聰明睿智にして、易道を體

人君天道を體して天下を統治する用具

行する大人なれば、卜筮を用ひるにも及ばざれども、愚夫愚婦の衆き、人に説諭し難き故に、卜筮を設て、其の誠を立て、吉凶を示して、善に導きたる神聖の明教、孔子の所謂「聖人以神道設教、而天下服矣」是れ也。故に此の書、繫辭傳に、「仁者見之謂之仁。知者見之謂之知。百姓日用而不知」と云ふ如く、其の見る人の才徳地位に従て、其の用を爲すと雖、其の主とする處は、人君、天徳天道を體して、天下を統治し、易道を行ふにあり。文王の彖の辭、周公の爻の辭、皆な其の理を發揮し、孔子に至りて、其の蘊奥を窮め、其の運用を擴めて餘り無く、其の彖傳、象傳、繫辭傳、文言、序卦、說卦、雜卦の十翼に於て、其の義至れり盡せりと云ふ可きなり。

抑、人君天道を體して、天下を統治するは、素より伏羲に始りたるに非ず。乃ち我々天祖の天孫に傳へ給ふも、天道の君道なり。古昔未だ文字明かならざる時代に、日月星の天道に象りて、三種の神器に表し、智、仁、勇の三徳、人君天下を統治するの要道たるを示し給へるは、伏羲の卦を畫て、元、亨、利、貞の四徳を示したると、眞に同一の義にして、器に表すると、卦圖

天祖の天孫に傳へ給ふもの易道に適へり

に掛ると、神聖の訓謨、實に妙符せりと云ふ可きなり。但、本朝には、義理を説くに、其の書に乏きを以て、古來より漢書を取て、我用と爲し給へるは、世界一視の大規模にて、善を人に取り、ことを好み給へばなり。今日進講する所も、日本の易道なれば、此の象の辭も、乃ち天祖神訓の註解と爲して、之を講述するなり。

夫れ天道人道の眞理、此の八卦に寓して、卜筮に著はれ、神農、黃帝、堯、舜、禹、湯の數百世を経、周の文王に至り、始て其の眞理を發明して、書に顯はし、一卦々に辭を掛けたるを、象辭と云ふ。象は、判斷の義にして、一卦の義理を斷定するを云ふ。此の乾卦にて云へば、此の六畫卦は、純陽の形にして、天の形體なり。文王、其の天の形體に就て、其の義理を斷じ、乃ち乾にして元、亨利、貞なりと演べられたるなり。故に、天は如何なる物にて、如何なる道にて運行するかと云へば、乾にして、元、亨利、貞の四徳を以て、運行する物なりと斷定したるなり。今、天を説くは、尋常人は空遠にして、實理に疎きが如き思想を爲すと雖、其の實、至近至切、天に如く者無し。凡そ人は、

天徳天道即
ち人徳人道
の義

天の生々の道理に由て生れて、其の生々の道理、即ち人の性と成り、道となりたる故、天道を説かざれば、人道は明かならず、天道に本づかざれば、人道は虚偽なり。今、人の太虚空氣の中に生々して動作するは、宛も魚の水中に游泳するが如くなれば、其の耳目に觸れ、身體に交る物は、皆な天なり。宋の蔡元定が「地上是天」と云ひたるは、善く天を見たる説なり。漢の董仲舒が「道之大元出於天」と云ひたるは、蔡元定が天の實體を見たるに比すれば較遠く、仲舒、古を違ること遠からずと雖、秦火の後、考證訓詁に専らなる世代故、理學の明かなる、元定が見には及ばざるなり。此の説の如く、人の堂上に坐して、僅に土地を離れたれば、乃ち天中に坐したるなり。故に、天の運行は、人の運行にして、天道、人道、密著して須臾も離るべからざる者、心目に瞭然たることなり。故に此の乾、元、亨利、貞と云ふは、専ら天徳天道を説くと雖、乃ち人徳人道にして、特に乾卦は、専ら君道を云ふなり。孔子象傳を加へて、之を説く時は、其の道理完備明詳なりと雖、象辭は、象辭にて、其の義を盡し、象傳は、象傳にて、其の理を推演す可きなれば、

一箇純誠の
靈魂之を支
配す

今日は、彖傳は姑く置き、先づ此の乾、元、亨、利、貞の五字にて、天徳天道の要義、君徳君道の主眼を講述するなり。

乾は、剛なり、健なりと、孔子の傳に見えて、天の道は、至剛至健にして、進んで息まざるなり。其の流動運行するの始を、元と云ふ。萬物生々の太始にして、氣節に配して、春とす。亨は、通なり、暢なり。萬物の生々するもの、茲に至て通暢充盛す。之を氣節に配して、夏とす。利は、宜きなり、遂るなり。萬物の通暢充盛する者、茲に至て結果の宜きを遂て、利用となる。之を氣節に配して、秋とす。貞は、正なり、固なり。萬物の宜き結果を遂る者、茲に至て貞正に固守して、妄りに放たず、又復た生々の元始となる。之を氣節に配して、冬とす。斯の如く、元、亨、利、貞の四徳、春、夏、秋、冬の四時に運旋し、乾の剛健之を統て、順序差はず、循環端無く、須臾も息まず、變易日に新に、億萬斯年に互りて窮り無し。其の本體は、一箇純誠の靈魂、之を名付て太極と云ふ。孔子の所謂『易有太極生兩儀』と、是れなり。本朝にて之を稱して『天御中主尊』と云ふ。

三才とは何
ぞや

此の一箇純誠の靈魂、動て乾にして、元、亨、利、貞となり、天地、之を以て始て剖判し、太虚の覆幬、大地の載旋、日月、星辰の運行、雷、風、雲、雨の鼓動、山、澤、河海の峙立、流、蓄、人、物、鳥、獸、草、木の生産蕃殖、皆な之に由らざるなく、其の造化の妙用に至ては、肉眼を以て名狀すべからず、人智を以て窺測す可からざるが如しと雖、其の實理を指して云へば、乾にして、元、亨、利、貞の五つ而已。之を天徳天道と云ふなり。此の天徳天道に因て、人を生じ、人は乃ち萬物の靈として、天の靈魂は、人の靈魂、一箇純誠の神理にして、天の元、亨、利、貞は、人の仁、禮、義、智となり、之を存するを人徳と云ひ、之を行ふを、人道と云ひ、天地の間に立て、化育の功を賛くる故に、三才と云ふ。

特に人君は、人民の首長、天に代りて萬姓を統治するの天職なり。故に、天徳天道、乃ち君徳君道にして、一つも天に則らざれば、天職を全うする能はざるなり。夫れ天體は、之を仰ぐ可く、之を攀ぶ可からず。君體は、之を敬す可し、之を犯す可からざるなり。是れ君體の、天體と同一にして、萬世不易の理なり。此の君體、一定して動かす可からざるを、君徳の主本とし、人

本朝の君體
字内に冠た
る所以

君、天に則るの第一義とす。然れども、其の君徳の運用に至ては、君體と相反し、變易息まざるを以て主要とす。是れ君體君道の動靜、相待て萬世を彌綸し、亂を生ぜざる所以。乃ち太極の一定不易にして、乾元の生々變易して、造化を作す者と同一の理なり。此の天體の君體なれば、萬世不易なるべきに、宇内萬國、此の天體に則ること能はざる故、獨り本朝の君體のみ、天と同一體にして、宇内に冠たるなり。

伏羲の時代には、素より此の君體なりと雖、子孫奉承すること能はず、堯舜の大聖を以てするも、其の子、天道に順ふこと能はざるを以て、已むことを得ず、授禪の君體と變じ、其の流弊、湯武の放伐となり、後世遂に革命を以て、支那の國體と認定するに至ては、天體と違却する亦太甚し。周は、文王、周公の至聖に、孔子の大聖を加へて、此の易道を體し、君體は、姬姓を以て、萬世に傳へ、君道は、變易日新、息まざらんことを庶幾する故、易理を發明擴充すること、最も深切に、宋の程頤も、堯舜は、天下を官にし、三王は、天下を家にすと云ひたる如く、周の封建は、全く天下を一家同胞視して、

支那の國體
天體と合せ
す

萬世不易を期したるなり。故に君臣の義を重大にするは、孔子の説、最も著しく、本朝の君臣に近き所あり。唯、子孫君體君道を失ひたる故、周公、孔子の志も遂に湮滅して、後世革命の君體とは定りたるなり。歐洲諸國の君體は、種々の變革ありて、一定ならず、皆な天體に合一なるを得ざるなり。

凡そ國の大小強弱を問はず、君體は、天體の太極に則とり、君道は、天道の乾元に則とり、動靜相待ち、變易息まざる陰陽晝夜四時の如くなる時は、國以て永遠に保つ可きなり。始めに説く如く、天祖の詔に「寶祚之隆、與天壤無窮」とあるは、太極の君體にして、智、仁、勇の三體、日、月、星の運行に則とるは、乾元の君道なり。故に君道は、乾の徳にして、至誠剛健、進て息まらず、孔子之を「大哉乾乎、剛健中正純粹精也」と説かれて、屈せず、息まず、倚ならず、偏ならず、二ならず、雜ならず、皆な精極の地に至るの謂にして、朝廷百官、陸海軍人、天下萬民を率先して、掌上に運らすが如きの至誠剛健、内に主旺して、外に活動するを、君徳の主本とす。

乾は君徳の
主本